

平成19年度

女性への暴力に関する意識と実態調査報告書

「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」よりー

豊田市



# 目次

## 調査結果の概要

## 調査結果の分析

I . 調査の概要 .....	1
II . 調査結果の分析 .....	5
1 男女のあり方に関する基本的な考え方 .....	5
1-1 . 男女のあり方に関する基本的な考え方 .....	5
1-2 . 用語の理解 .....	12
2 ドメスティック・バイオレンス（DV）の理解 .....	19
2-1 . DV防止法の認知 .....	19
2-2 . DV相談窓口の認知 .....	21
2-3 . 暴力としての認識 .....	22
2-4 . ジェンダー意識と暴力としての認識 .....	28
2-5 . 暴力にあたらぬ理由 .....	32
3 DV被害者（女性が受けたDV）の実態 .....	34
3-1 . 身体的暴力 .....	34
3-2 . 精神的暴力・経済的暴力 .....	40
3-3 . 性的暴力 .....	43
3-4 . 暴力の重複 .....	45
4 DV加害者の実態 .....	46
4-1 . DV加害者の実態 .....	46
5 DVと被害者・加害者の隔絶 .....	50
5-1 . 離別意識 .....	50
5-2 . 離別しなかつた理由 .....	54
6 DVに関する相談、支援 .....	56
6-1 . DVの相談の有無 .....	56
6-2 . 相談先 .....	59
6-3 . 相談しなかつた理由 .....	63
6-4 . 被害女性を救うための相談窓口 .....	68
6-5 . 被害女性を救うための支援 .....	71
7 DVをなくすために .....	75
7-1 . DVをなくすために必要なこと .....	75

7-2 . 加害男性が暴力をやめるために必要なこと.....	78
<b>8  まとめ.....</b>	<b>79</b>
<b>III . 豊田市の取組 .....</b>	<b>82</b>

(参考) 「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」調査票

## 図表目次

図表 I-1 年齢	3
図表 I-2 既婚等の別	3
図表 I-3 回答者の職業	4
図表 I-4 同居の家族	4
図表 II-1 「男は仕事、女は家庭」	6
図表 II-2 平成 14 年度調査「男は仕事、女は家庭」	6
図表 II-3 「男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう」	7
図表 II-4 平成 14 年度調査「男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまうべきだ」	7
図表 II-5 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」	8
図表 II-6 年齢別 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」(女性)	8
図表 II-7 年齢別 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」(男性)	9
図表 II-8 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」	9
図表 II-9 年齢別 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」(女性)	10
図表 II-10 年齢別 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」(男性)	10
図表 II-11 「妻は夫の言うことに従う」	11
図表 II-12 平成 14 年度調査「妻は夫の言うことに従うのは当然」	11
図表 II-13 用語の理解「ジェンダー」	13
図表 II-14 平成 14 年度調査 用語の理解「ジェンダー」	13
図表 II-15 年齢別 用語の理解「ジェンダー」	13
図表 II-16 用語の理解「ドメスティック・バイオレンス」	14
図表 II-17 平成 14 年度調査 用語の理解「ドメスティック・バイオレンス」	14
図表 II-18 年齢別 用語の理解「ドメスティック・バイオレンス」	15
図表 II-19 用語の理解「クローバーコール」(女性)	15
図表 II-20 年齢別 用語の理解「クローバーコール」(女性)	15
図表 II-21 用語の理解「とよた男女共同参画センター(キラッ とよた)」	16
図表 II-22 年齢別 用語の理解「とよた男女共同参画センター(キラッ とよた)」	16
図表 II-23 用語の理解「男女共同参画社会」	17
図表 II-24 平成 14 年度調査 用語の理解「男女共同参画社会」	17
図表 II-25 年齢別 用語の理解「男女共同参画社会」	18
図表 II-26 用語の理解「シェルター」(女性)	18
図表 II-27 年齢別 用語の理解「シェルター」(女性)	18
図表 II-28 DV防止法の認知	20
図表 II-29 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」 「DV防止法」	20
図表 II-30 平成 14 年度調査 用語の理解「DV防止法」	20
図表 II-31 DV相談窓口の認知	21

図表 II-32 暴力としての認識(女性) .....	24
図表 II-33 暴力としての認識(男性) .....	25
図表 II-34 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(女性) .....	26
図表 II-35 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(男性) .....	26
図表 II-36 職業別 暴力としての認識(女性) .....	27
図表 II-37 ジェンダー意識と暴力としての認識:「どんな場合も暴力にあたる」と回答した割合(女性) 30	
図表 II-38 ジェンダー意識と暴力としての認識:「どんな場合も暴力にあたる」と回答した割合(男性) 31	
図表 II-39 暴力にあたらぬ理由(複数回答) .....	33
図表 II-40 職業別 暴力にあたらぬ理由(女性、複数回答) .....	33
図表 II-41 身体的暴力の被害経験(女性) .....	34
図表 II-42 内閣府男女共同参画局「配偶者からの身体的暴力の被害経験」(女性) .....	35
図表 II-43 身体的暴力の被害内容(女性) .....	36
図表 II-44 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 DV被害の相談先(女性、複数回答) .....	37
図表 II-45 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 DV被害を相談しない理由(女性、複数 数回答) .....	38
図表 II-46 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 被害女性を救うために必要な相談窓 口・相談施設(女性、複数回答) .....	38
図表 II-47 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 被害女性を救うために必要な支援(女 性、複数回答) .....	39
図表 II-48 精神的暴力・経済的暴力の被害経験(女性) .....	40
図表 II-49 内閣府男女共同参画局「配偶者からの精神的暴力の被害経験」(女性) .....	41
図表 II-50 精神的暴力・経済的暴力の被害経験(女性) .....	42
図表 II-51 性的暴力の被害経験(女性) .....	43
図表 II-52 内閣府男女共同参画局「配偶者からの性的暴力の被害経験」(女性) .....	44
図表 II-53 性的暴力の被害内容(女性) .....	44
図表 II-54 暴力被害の重複(女性) .....	45
図表 II-55 暴力の加害経験(男性) .....	48
図表 II-56 DV加害の実態と暴力としての認識(男性) .....	49
図表 II-57 既婚・未婚別DVを受けた後の関係(女性) .....	51
図表 II-58 内閣府男女共同参画局「DVを受けた後の関係」(女性) .....	51
図表 II-59 年齢別 DVを受けた後の関係(女性) .....	52
図表 II-60 職業別 DVを受けた後の関係(女性) .....	52
図表 II-61 被害状況別 DVを受けた後の関係(女性) .....	52
図表 II-62 暴力種類別 DVを受けた後の関係(女性) .....	53
図表 II-63 別れたいと思ったが、別れなかった理由(女性) .....	55

図表 II-64	年齢別 別れたいと思ったが、別れなかった理由(女性)	55
図表 II-65	DVに関する相談の有無	57
図表 II-66	年齢別 DVに関する相談の有無(女性)	57
図表 II-67	被害状況別 DVに関する相談の有無(女性)	57
図表 II-68	暴力種類別 DVに関する相談の有無(女性)	58
図表 II-69	DV被害の相談先(女性、複数回答)	60
図表 II-70	被害状況別 DV被害の相談先(女性、複数回答)	60
図表 II-71	暴力種類別 DV被害の相談先(女性、複数回答)	61
図表 II-72	DV被害の相談先(男性、複数回答)	62
図表 II-73	DV被害を相談しない理由(女性、複数回答)	64
図表 II-74	年齢別 DV被害を相談しない理由(女性、複数回答)	65
図表 II-75	被害状況別 DV被害を相談しない理由(女性、複数回答)	65
図表 II-76	暴力種類別 DV被害を相談しない理由(女性、複数回答)	66
図表 II-77	配偶者への暴力を相談しない理由(男性、複数回答)	67
図表 II-78	被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設(女性、複数回答)	69
図表 II-79	被害状況別 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設(女性、複数回答)	69
図表 II-80	暴力種類別 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設(女性、複数回答)	70
図表 II-81	被害女性を救うために必要な支援(女性、複数回答)	72
図表 II-82	被害状況別 被害女性を救うために必要な支援(女性、複数回答)	73
図表 II-83	暴力種類別 被害女性を救うために必要な支援(女性、複数回答)	74
図表 II-84	DVをなくすために必要なこと(複数回答)	76
図表 II-85	被害状況別 DVをなくすために必要なこと(女性、複数回答)	76
図表 II-86	暴力種類別 DVをなくすために必要なこと(女性、複数回答)	77
図表 II-87	加害男性が暴力をやめるために必要な支援(男性、複数回答)	78





## 調査結果の概要



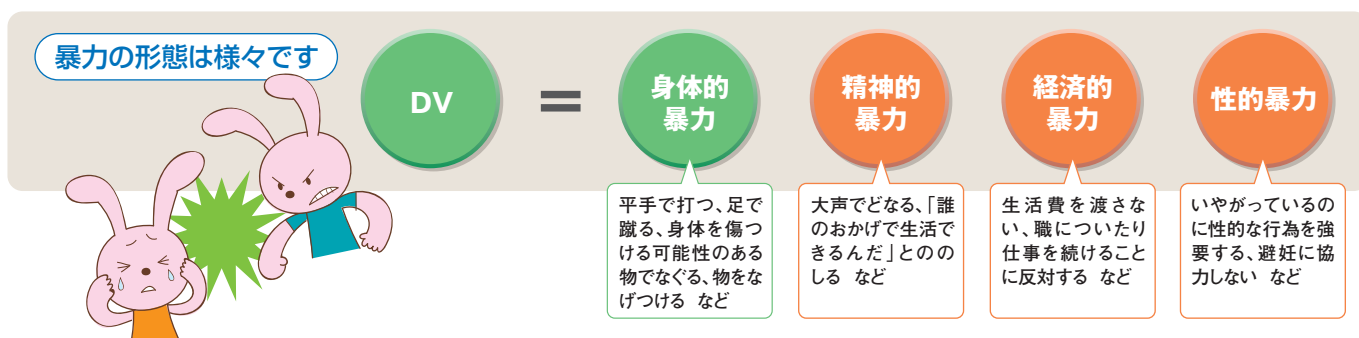
# DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

## 自分には関係ないと思っていませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力のことをいいます。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声でどなるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力が含まれます。

DVが自分の周りでは起きていないからといって自分には関係ないことと思っていませんか？DVは家庭という閉鎖的な環境で行なわれ被害が潜在化しやすい特性があります。これは当事者間だけの問題として捉えるのではなく、女性の権軽視や男性優位といったジェンダー意識からくる社会全体の問題として捉えるべき人権侵害で、どのような事情があっても許されるものではありません。豊田市では、市民のジェンダー意識や暴力に対する認識ならびに暴力の被害や相談の実態を把握することにより今後の本市の取組に反映するためにアンケート調査を実施しました。警察庁統計によると、平成18年の配偶者間(内縁関係も含む)における殺人、傷害、暴行事件の検挙件数の93%は女性が被害者となっていることから、本調査では男性から女性への暴力に限定して調査を行ないました。

■配布対象：20歳以上の男女各1,500人の市民を無作為抽出 ■回収数：女性648人(回収率43.2%)、男性487人(回収率32.5%)

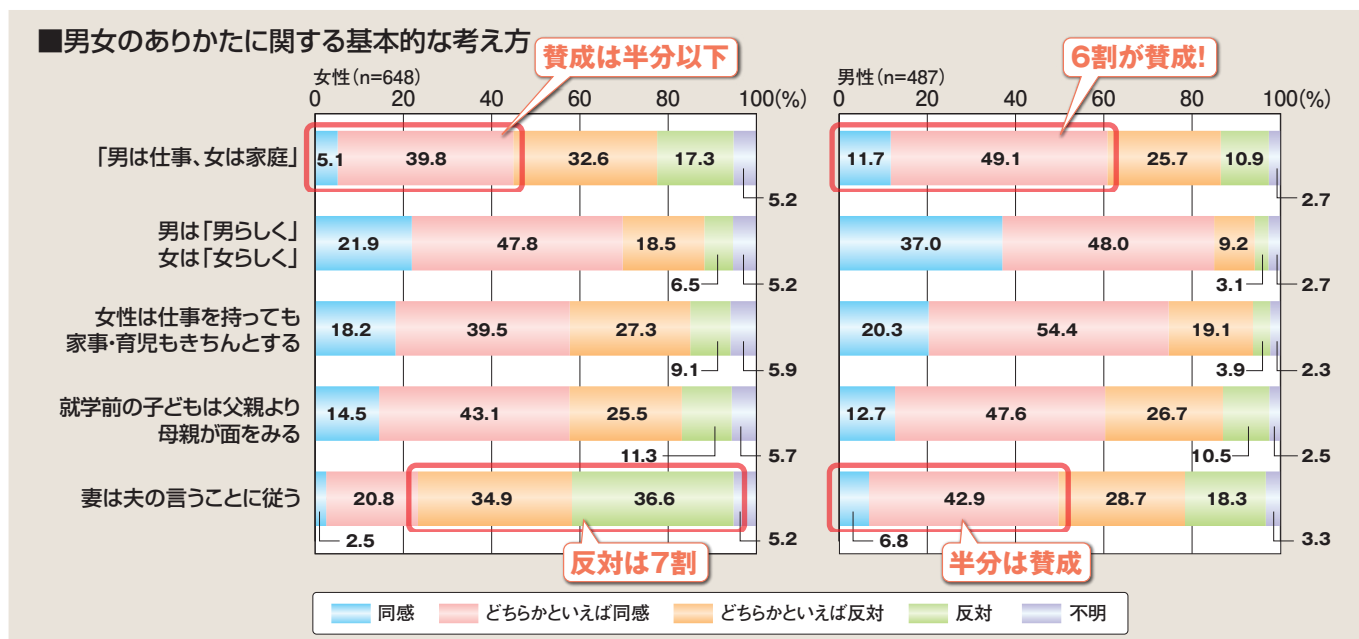


## 男女のあり方に関する考え方

### 男性と女性では、男女のあり方に関する考え方が違います。

下の図は「男女のあり方に関する考え方」を聞いたものです。どの考え方においても男性の方が同感という傾向が強く、固定的な性別役割分業意識あるいはジェンダー(社会的・文化的につくられた性差)意識にとらわれがちであることがわかります。特に「男は仕事、女は家庭」という考え方では、女性は「同感」あるいは「どちらかといえば同感」と回答した人が半数以下ですが、男性では6割が同感しています。

また、「妻は夫の言うことに従う」という考え方では、女性の7割が「反対」あるいは「どちらかといえば反対」と回答していますが、男性では「妻は夫の言うことに従う」と考えている男性が半数を占めています。このような男性優位の考え方は、男性が女性を支配の対象と見ることにもつながり、力による支配を許容しかねません。



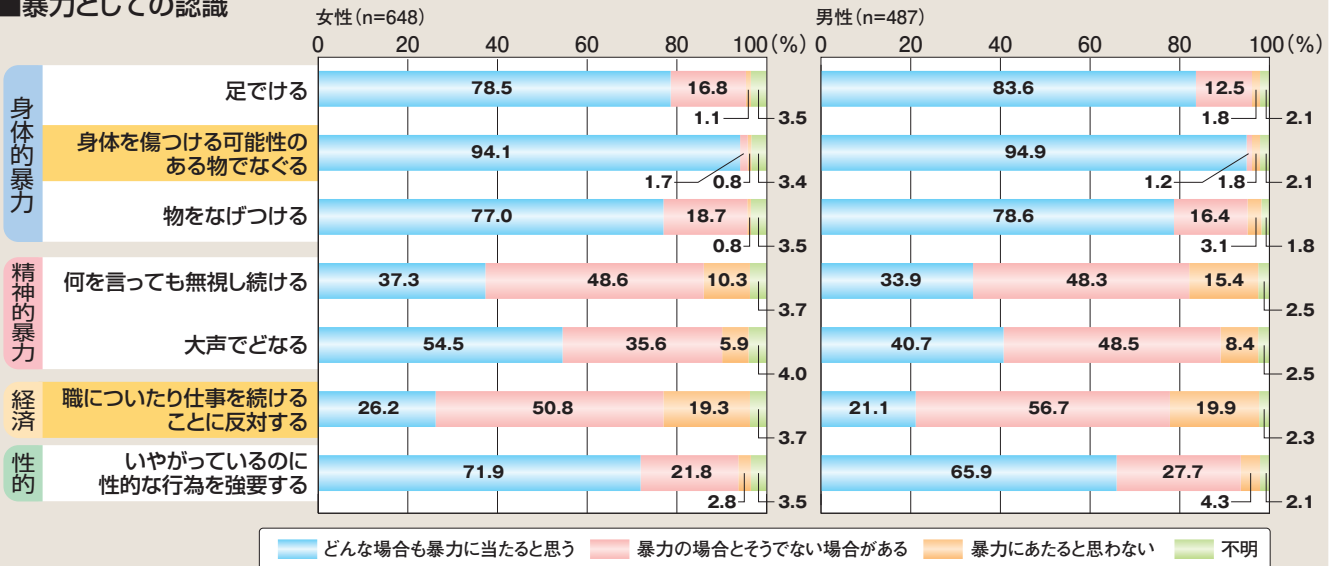
# 暴力としての認識

## 身体を傷つける行為だけが暴力ではありません。

どのような行為が暴力として認識されているのかを見てみましょう。さまざまな行為について暴力にあたるかどうかをお聞きしました。「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合は、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力の順に高くなっています。「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」といった身体を傷つける行為については、ほとんどの人が暴力として認識していますが、精神的暴力や経済的暴力など身体を直接傷つけないような行為はあまり暴力として捉えられていません。身体を傷つける行為だけが暴力ではありません。心を傷つける行為も暴力なのです。



### ■暴力としての認識



## 暴力を振るう男性には、加害者意識がありません。

パートナーに暴力を振るった経験のある男性には、自分の行為が暴力であるという自覚があるのでしょうか。暴力の加害状況と暴力としての認識の関係について見てみましょう。

暴力を振るった経験が「何度もある」と回答している男性は、それぞれの行為を「暴力にあたると思わない」と回答する割合が高くなっています。このように、DV行為を暴力として認識していない人ほど、暴力を振るう傾向があります。DVをなくすためには、DVについての正しい理解を促進していくことが大切です。

### ■DV加害の実態と暴力としての認識

暴力を振るった経験が何度もある男性はそれぞれの行為を暴力にあたると思わない割合が高い!

単位：%

DVの認識	DVの加害実態	DVの加害実態				調査数(暴力の認識度)
		何度もある	1・2度ある	まったくない	不明	
身体的暴力	足でける	1.2	9.1	79.6	10.1	407 (83.6)
	暴力の場合とそうでない場合がある	1.6	23.0	60.7	14.8	61 (12.5)
	暴力にあたると思わない	11.1	11.1	77.8	0.0	9 (1.8)
身体的暴力	身体を傷つける可能性のある物でなぐる	0.4	0.6	88.7	10.2	462 (94.9)
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	33.3	66.7	0.0	6 (1.2)
	暴力にあたると思わない	11.1	0.0	88.9	0.0	9 (1.8)
身体的暴力	物をなげつける	1.6	8.1	80.2	10.2	383 (78.6)
	暴力の場合とそうでない場合がある	3.8	27.5	61.3	7.5	80 (16.4)
	暴力にあたると思わない	6.7	6.7	73.3	13.3	15 (3.1)
精神的暴力	何を言っても無視しつづける	3.6	21.2	68.5	6.7	165 (33.9)
	暴力の場合とそうでない場合がある	5.1	42.6	38.7	13.6	235 (48.3)
	暴力にあたると思わない	14.7	44.0	34.7	6.7	75 (15.4)
精神的暴力	大声でどなる	5.6	26.3	59.1	9.1	198 (40.7)
	暴力の場合とそうでない場合がある	9.7	44.9	33.1	12.3	236 (48.5)
	暴力にあたると思わない	22.0	41.5	34.1	2.4	41 (8.4)
経済	職についたり仕事を続けることに反対する	1.0	1.9	84.5	12.6	103 (21.1)
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	10.9	78.6	10.5	276 (56.7)
	暴力にあたると思わない	2.1	7.2	82.5	8.2	97 (19.9)
性的	いやがっているのに性的な行為を強要する	0.9	7.2	81.3	10.6	321 (65.9)
	暴力の場合とそうでない場合がある	3.0	23.0	63.7	10.4	135 (27.7)
	暴力にあたると思わない	0.0	9.5	85.7	4.8	21 (4.3)

# DV被害の状況

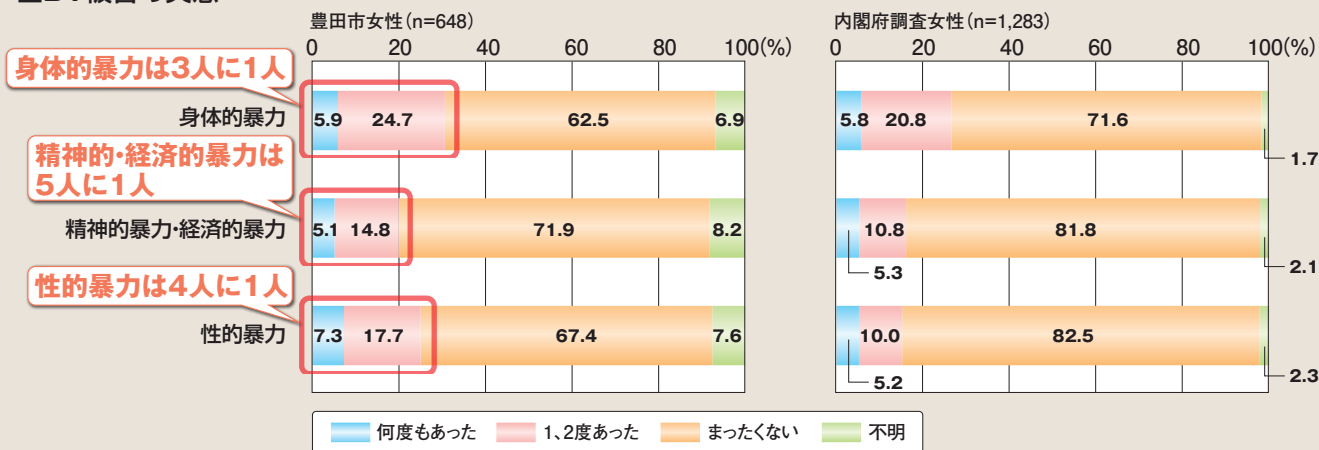
豊田市に住む女性の3人に1人がDVを受けたことがあります。

DV被害にあっている人はどのくらいいるのでしょうか。暴力を受けた経験をお聞きしたところ、豊田市では、3人に1人が身体的暴力を受けていました。精神的暴力・経済的暴力を受けたことがある人は5人に1人で、性的暴力を受けたことがある人は4人に1人です。これは、全国平均よりも高い割合です。

また、被害者の多くは複数の暴力を受けており、精神的に相当なダメージを受けていると想像されます。DV被害者を精神面で支援していく必要があります。



## ■DV被害の実態



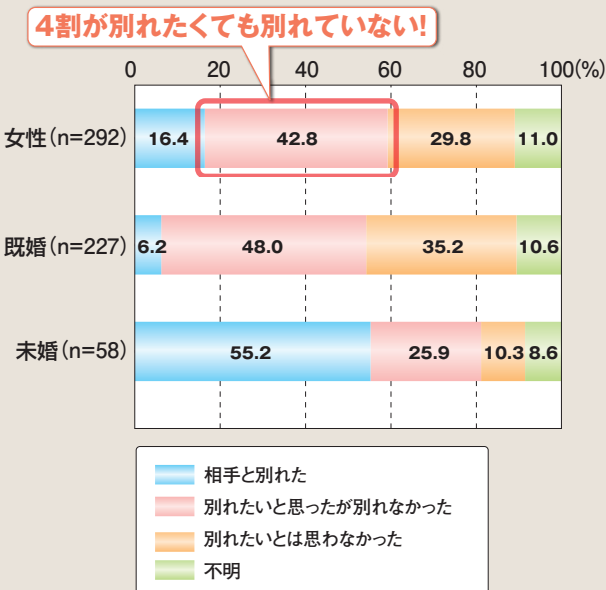
DV被害者の4割がパートナーと別れたくても別れられずにいます。

DV被害者の4割が、パートナーと別れたくても別れられない状況にあります。別れたくても別れられなかった理由としては、「子どものためにと考えた」や「経済的な不安があった」との回答が多く見られます。

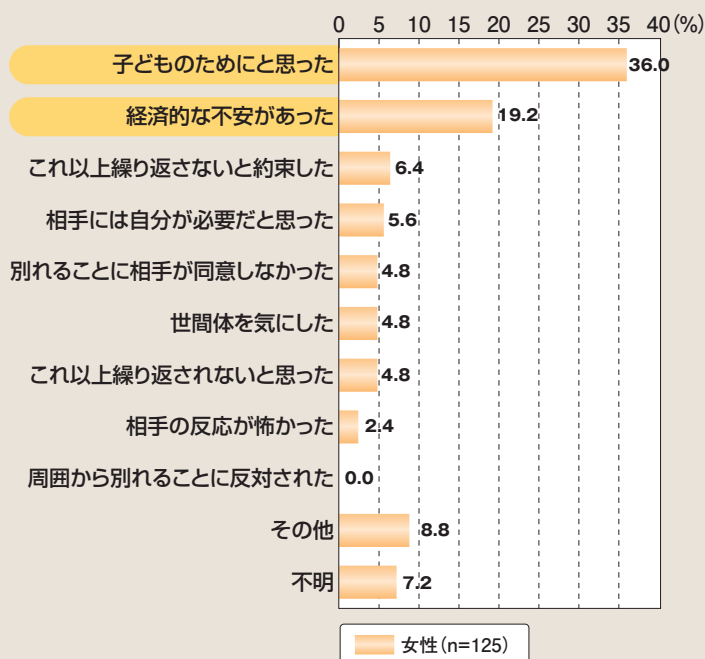
経済的な事情のために加害者から別れられず、日々、DVの恐怖にさらされている人を救うために、DV被害者に対する経済的な支援が必要です。



## ■DV被害を受けた後の関係



## ■別れたくても別れなかった理由



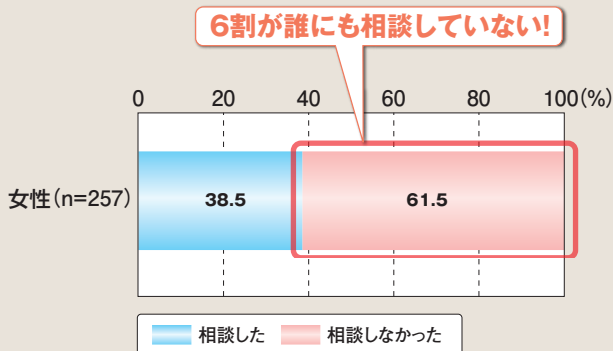
# DV被害の相談状況

**DV被害者の6割が誰にも相談していません。「自分が悪い」と考えず、まず相談して下さい!**

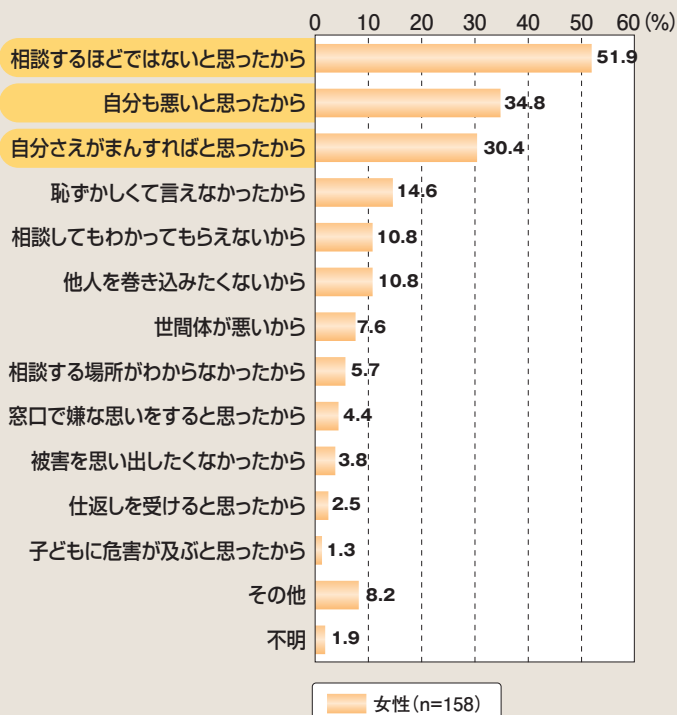
DV被害者の6割が、DVについて誰にも相談していません。DVについて相談しない理由をみると、「相談するほどではないと思ったから」「自分が悪いと思ったから」「自分さえがまんすればと思ったから」との回答が多く見受けられます。

暴力の責任は加害者側にあります。相談するのは勇気があることですが、誰もが暴力を受けずに安心・安全に暮らす権利を持っています。暴力に悩んでいるのなら、まずは身近な相談窓口にご相談ください。

## ■DVに関する相談の有無



## ■相談しない理由



**豊田市にはDVについて相談できる窓口があります。**

### ◎女性のための電話相談室クローバーコール〈専用電話：0565-33-9680〉

豊田市が運営する、悩みや問題を抱えた女性のための無料電話相談室です。  
専門の女性相談員が問題解決の支援を行っています。  
相談時間は、火曜、木曜、土曜日の10時～16時と、金曜日の13時～19時です。

### ◎県女性相談センター豊田加茂駐在室〈専用電話：0565-33-0294〉

県の配偶者暴力相談支援センターの支部です。  
相談や、カウンセリング、被害者が自立して生活していくための情報提供などを行っています。  
相談時間は、月～金の10時～17時です。予約をすれば面接相談も可能です。

\*県女性相談センター〈専用電話：052-913-3300〉相談時間：月～金 9時～21時

- ◆市民相談課 (電話番号 0565-34-6626)
- ◆豊田警察署 (電話番号 0565-35-0110)
- ◆足助警察署 (電話番号 0565-62-0110)



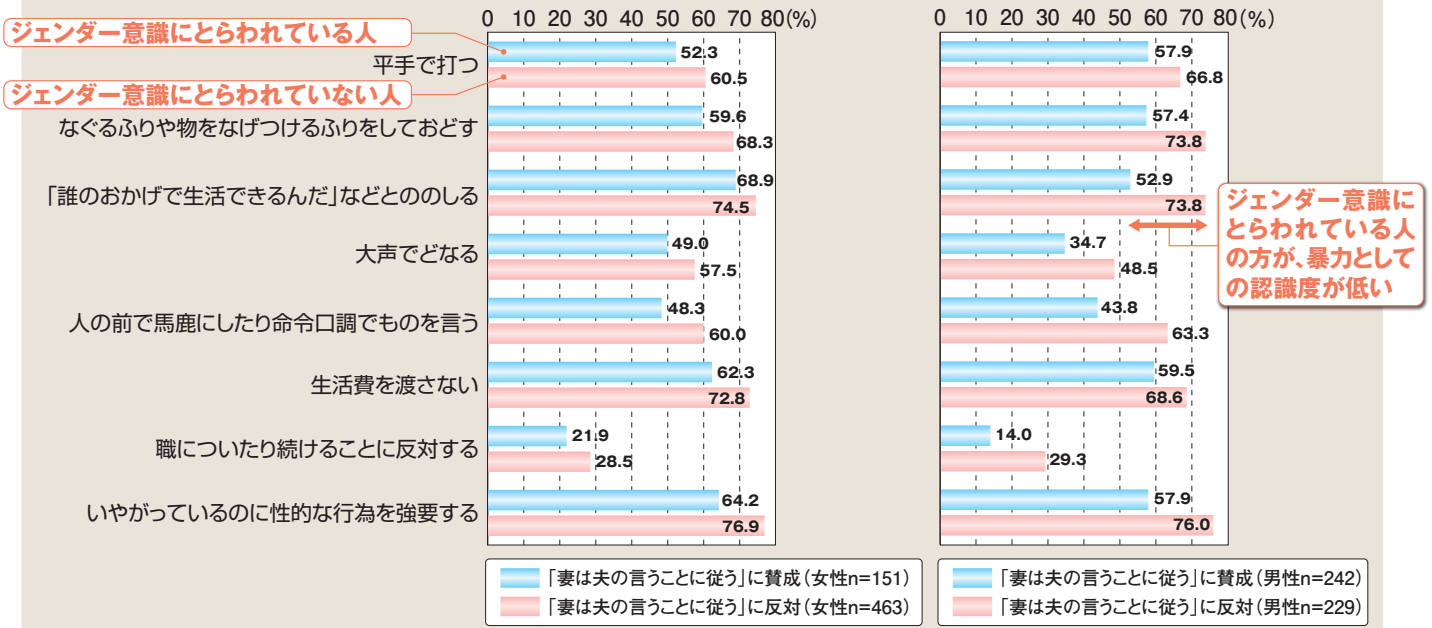
# DVをなくすために

## 固定的な性別役割分業意識の見直しと、DVに関する正しい理解を促進することが必要です。

暴力は対等な人間関係のもとでは起こりません。一般に、男性から女性への暴力の背景には、社会的・文化的につくられた性差、すなわちジェンダー意識が関係していると言われています。ジェンダー意識は、「男は仕事、女は家庭」や妻は夫の言うことに従うのが当たり前という性別役割分業意識や男性優位の考えに基づいています。下の図は、それぞれの行為を「どんな場合も暴力にあたる」と回答した人の割合をジェンダー意識にとらわれている人ととらわれていない人で比較したものです。全体的にジェンダー意識にとらわれていない人はとらわれている人よりもそれぞれの行為がどんな場合も暴力にあたると考えていることがわかります。逆に言えば、ジェンダー意識にとらわれている人は暴力としての認識度が低い傾向があります。前半で、DVを暴力として認識していない人ほど暴力を振るう傾向があることをみましたが、ジェンダー意識にとらわれている人ほど暴力の認識度が低く、夫婦間あるいは恋人間ならば、暴力を振るったとしてもDVにはあたらないと考える傾向があります。

DVのない社会を作るには、固定的な性別役割分業意識を見直すと共に、DVについての正しい理解を促進していくことが大切です。

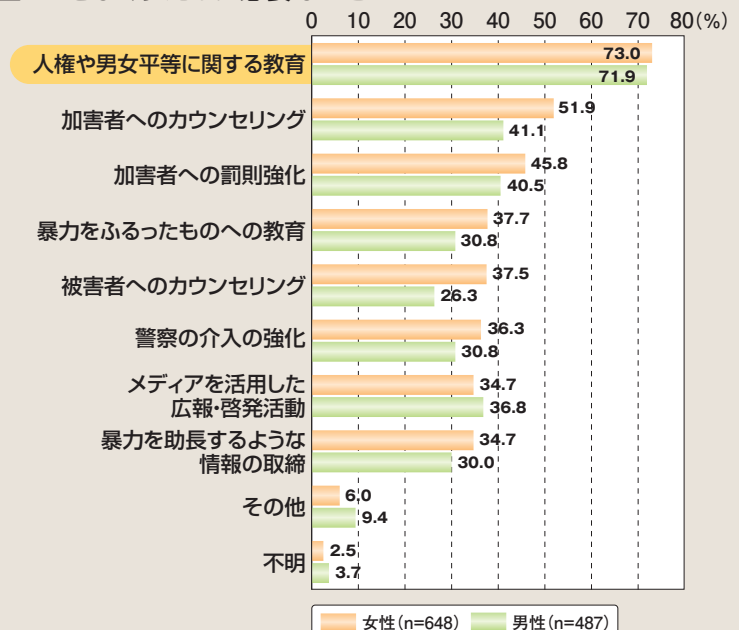
### ■ジェンダー意識と暴力としての認識 「どんな場合も暴力にあたる」と回答した割合



## 人権や男女平等の理念に基づく学校教育が必要です。

女性、男性共に7割が、DVをなくすためには「人権や男女平等に関する教育」が必要と考えています。特に、継続的にDVを受けている女性は、教育や広報・啓発活動により、社会に根深いジェンダー意識を変える必要性を強く感じています。

### ■DVをなくすために必要なこと



# DV被害者を守る法律があります。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性であることから男女平等の実現の妨げになっています。このような状況を改善し人権の擁護と男女平等の実現を図るために、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、国や地方公共団体による配偶者からの暴力根絶に向けた取組や被害者保護に関する取組が行われています。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法) とは？

### 保護命令制度が被害者を守ります！

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに加害者に対し裁判所が出す命令です。



生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます！

被害者と同居している未成年の子どもや、被害者の親族等についても接近禁止命令の対象になります！

#### 接近禁止命令

被害者の身辺へのつきまといなどが6ヶ月間禁止されます。

#### 退去命令

住居からの2ヶ月間の退去が命じられ、住居付近のはいかが禁止されます。

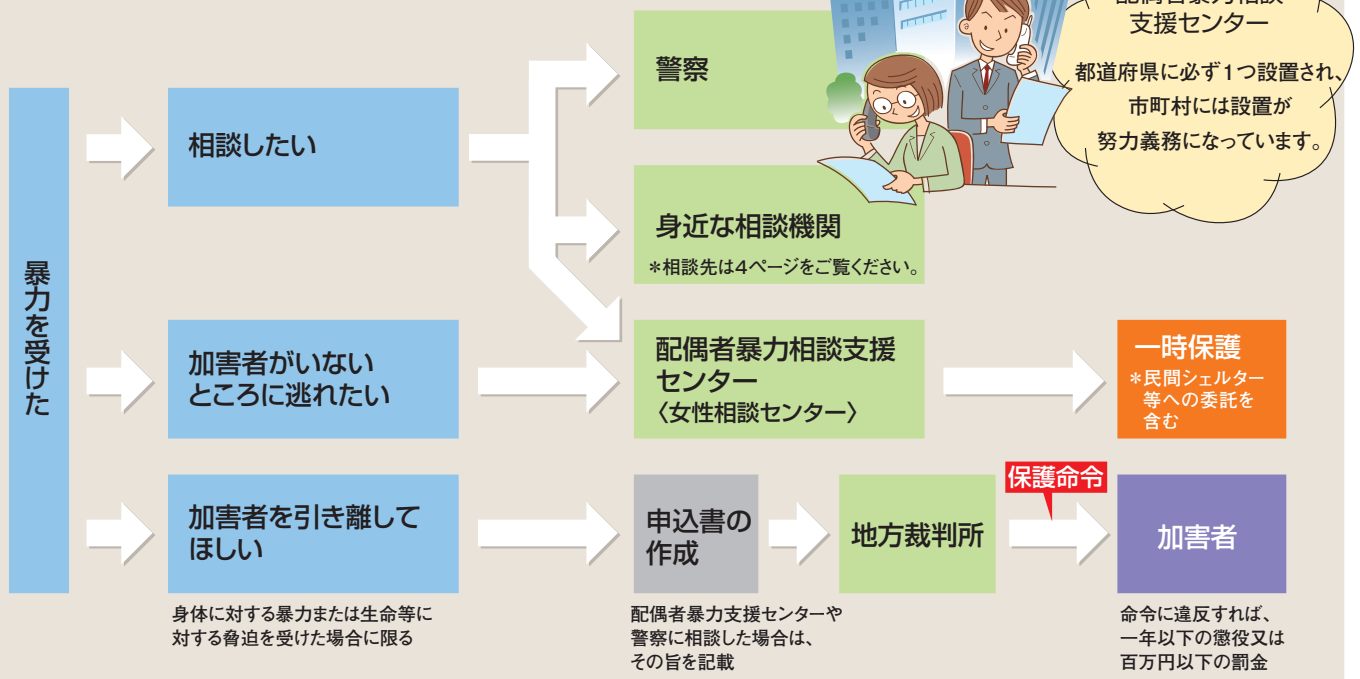
### 被害者に対する以下のいずれの行為も禁止されます！

- ①面会の要求
- ②行動の監視に関する事項を告げること
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

### ■支援の一般的な流れ





現在の取組(クローバープラン)

今後の方向性

社会全体

人権の正しい理解と促進

男女共同参画社会実現に向けた啓発

- 情報誌の発行
- FM放送、HPによる啓発
- 講座・講演会・イベントの開催
- 啓発用グッズの配布

DVの認識と理解の促進

- 講座・シンポジウムの開催
- 情報誌、自治区回覧によるPR

- 男女共同参画社会実現に向けたさらなる啓発活動の推進
- 学校教育など若年層に対する人権教育の推進
- 高齢者、男性など対象を明確にした意識改革

被害者

人権侵害の解消/DV対策の促進

相談窓口の周知・充実

- 電話相談の実施
- 広報等による相談窓口のPR

被害者の保護・自立支援

- 緊急一時保護施設の確保
- 関係機関との連携
- 県や他市町村との広域連携

- 相談日拡充など相談体制の充実
- DVに特化した相談機能の設置
- 専門相談の開設

加害者

加害者の意識改革

- 講座・研修会の開催

加害者の更生

- 電話相談の実施

- 加害者向けの啓発活動のさらなる推進

- 相談日拡充など相談体制の充実
- 加害者教育・加害者カウンセリング

市町村DV基本計画の策定

報告書の詳細はキラッ☆とよたをご覧ください。

※各グラフの合計値は四捨五入により100%にならない場合があります。



## 調査結果の分析



# I. 調査の概要

## 1 調査の概要

### 1-1. 調査の目的

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）<sup>1</sup>は、家庭という閉鎖的な環境で行われるため、被害が潜在化しやすく、暴力がエスカレートしやすいという特性がある。こうしたことから、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という）が制定され、平成 16 年及び平成 20 年には改正法が施行されて、配偶者からの暴力の根絶と被害者保護に関する取組がなされている。

暴力は、被害者の人権を侵害する行為であり、暴力行為の背景にあるジェンダー<sup>2</sup>意識は、男女共同参画社会を実現する上で大きな阻害要因となる。本調査は、市民のジェンダー意識や暴力に対する市民の認識並びに暴力の実態を把握することにより、男女共同参画社会推進に向けた今後の本市の取組に反映することを目的とするとともに、平成 14 年度に実施した「日常における男女の意識と実態に関する調査」（以下「平成 14 年度調査」という）と比較することで意識の変化を把握することを目的とするものである。

### 1-2. 調査の設計

#### (1) 調査範囲

警察庁統計によると、平成 18 年の配偶者間（内縁関係も含む）における殺人、傷害、暴行事件の検挙件数は 2,239 件で、その 93.0%にあたる 2,082 件において女性が被害者となっている。家庭内における暴力の被害者は多くの場合女性である。また、女性から男性への暴力は、防衛意識からくる場合が多いとも言われている。

さらに、女性への暴力は、女性の人権軽視や男性優位といった根深い意識から発生していると言われており、女性から男性への暴力とは質的な違いがある。そこで、本調査では、男性から女性への暴力に限定して調査を行った。

#### (2) 調査の前提

DVに関する調査は、通常の調査と異なり「調査対象者の安全性の確保」が重要となる。すなわち、調査を実施することによって調査対象者（被害者）にさらなる危害が及ぼされ

---

<sup>1</sup>配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。又、子どもに暴力をみせることも含まれます。親密な関係の男女間のことであっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が行われた場合は犯罪となります。

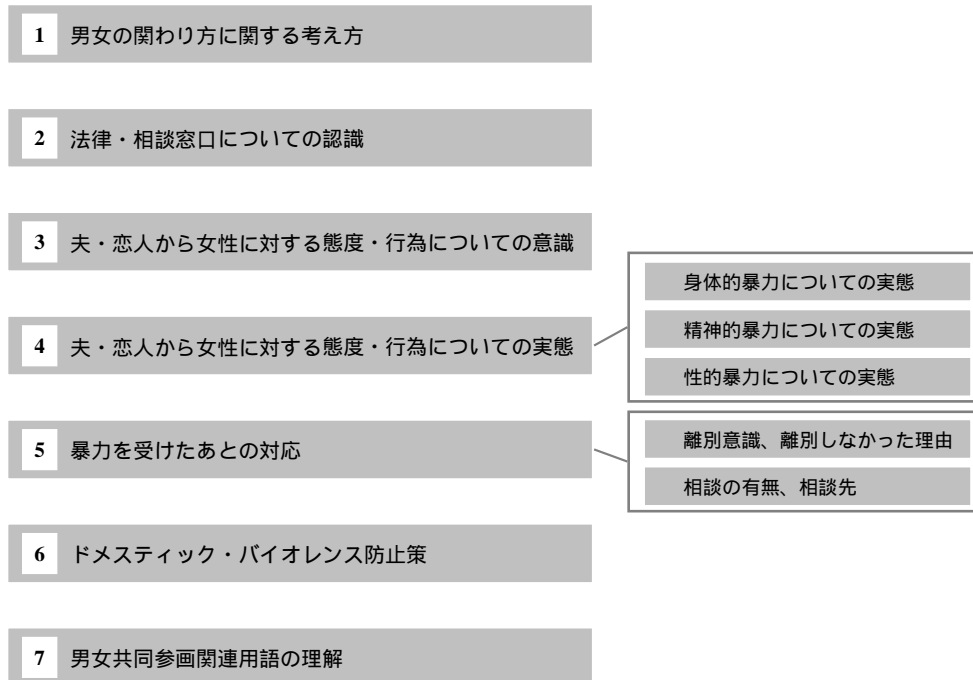
<sup>2</sup>文化的・社会的につくられた性差のこと。

る、あるいは、被害が拡大することがないように調査実施への配慮が必要である。

このことを踏まえ、本調査においては、以下の点に留意して調査票の設計及び調査の実施を行った。

調査票の表紙、タイトルに「暴力」あるいは「ドメスティック・バイオレンス」の文字を入れない。  
調査票が、加害者の目に触れた場合、被害者に危害がおよぶ可能性がある。  
調査対象者の抽出が「無作為」であることを強調する。  
暴力被害・加害者に郵送された場合、暴力の事実を知っていたかのような誤解を招かないようにする。  
設問票の導入部分では「暴力との関係」を想起させない内容にする。  
回答者の抵抗感を緩和する意味でも有効である。  
暴力の内容に関する設問において「特異な事例」を選択肢に加えない。  
加害対象者に対して郵送された場合、「模倣犯」が出現する可能性を回避する。  
調査に対する督促は行わない。  
DVに関する調査を受けた事実が加害者の知るところとなり、危害が増幅する可能性がある。

### (3) 調査項目



### 1-3. 調査方法

配布方法：郵送留め置き・郵送回収

配布対象：20歳以上の男女各1,500人の市民を無作為抽出

回収数：女性648人（回収率43.2%）、男性487人（回収率32.5%）

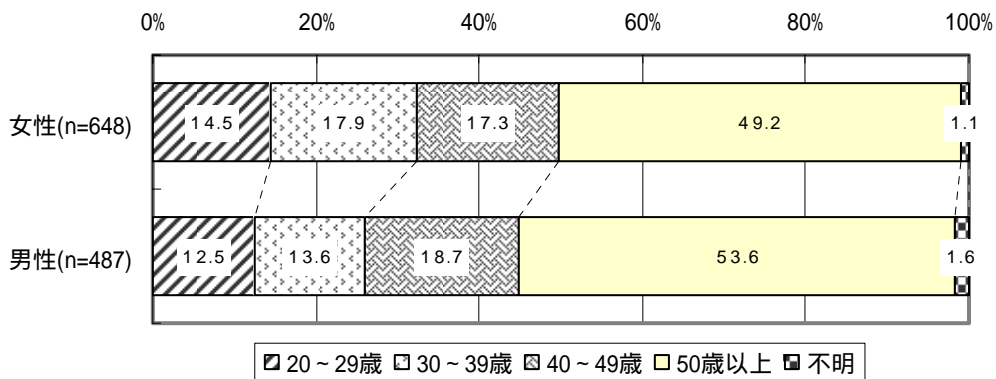
### 1-4. 回答者属性

回答者は、女性が 648 人、男性が 487 人であった。

#### 年齢

女性、男性共に 50 歳以上の回答者が約半数を占めている。

図表 I-1 年齢



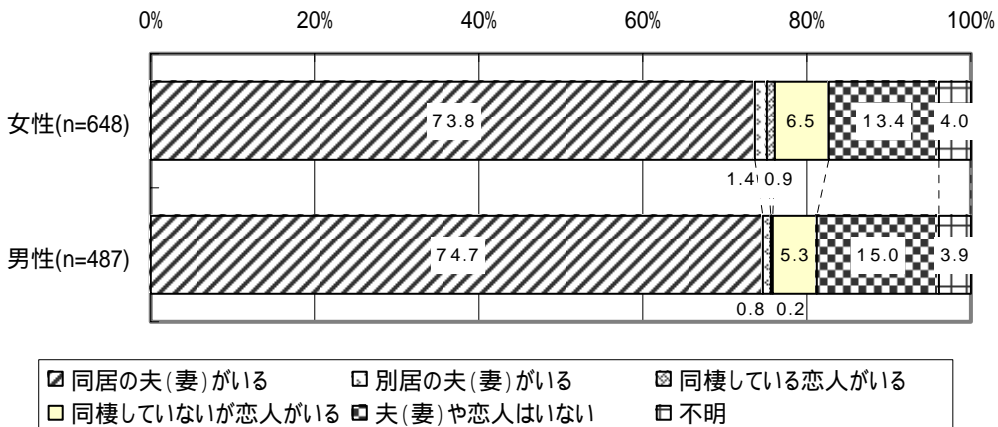
注) nとは、データ数を表す(以下省略)

なお、各グラフの合計値は四捨五入により100%にならない場合がある。(以下省略)

#### 既婚等の別

回答者の約7割に同居の配偶者がいる。

図表 I-2 既婚等の別

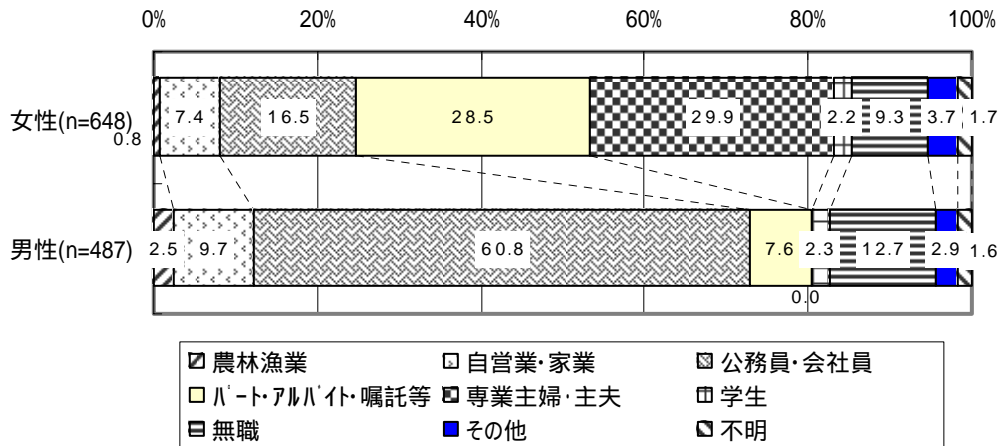


#### 回答者の職業

女性は、専業主婦とパート・アルバイト・嘱託等がそれぞれ約3割で、公務員・会社員が2割弱である。

男性の6割は公務員・会社員である。

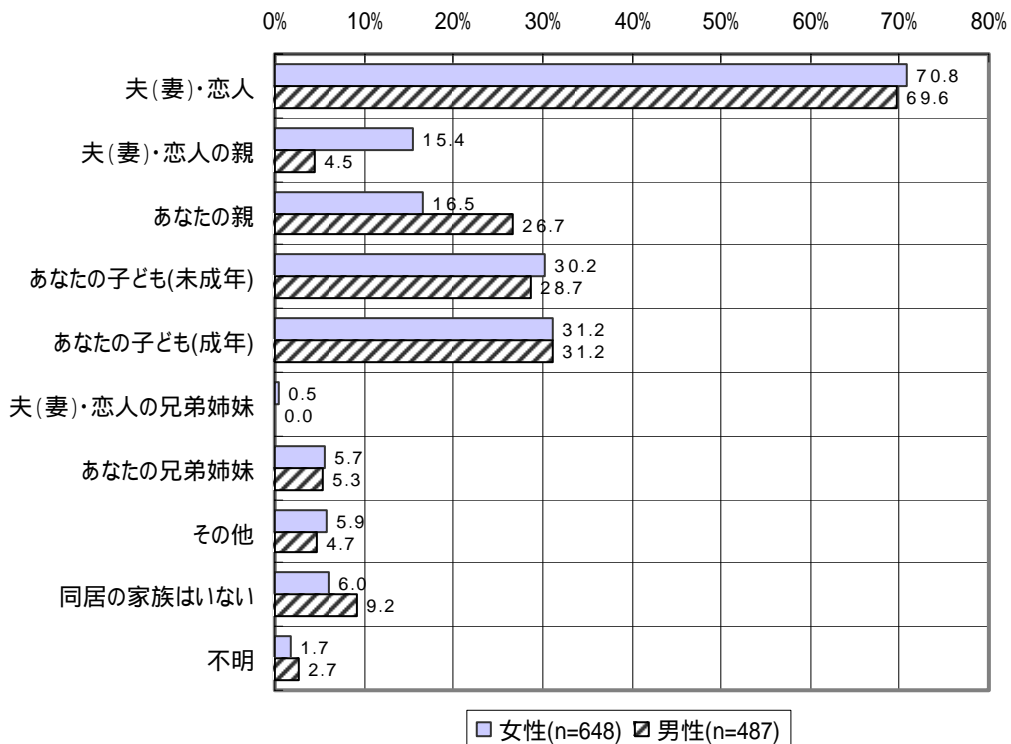
図表 I-3 回答者の職業



### 同居の家族

女性、男性共に約7割がパートナーと同居している。未成年の子どもがいる家庭、成年の子どもがいる家庭はそれぞれ約3割である。

図表 I-4 同居の家族





## II. 調査結果の分析

### 1 男女のあり方に関する基本的な考え方

#### 1-1. 男女のあり方に関する基本的な考え方

- 「男は仕事、女は家庭」に同感しているのは、女性の45%、男性の60%である。男性の方が古くからの固定的な性別役割分業意識にとらわれている傾向が強い。
- 男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまうことについては、女性、男性共に同感の割合が高く、女性で70%、男性で85%となっている。
- 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」については、女性の58%、男性の75%が同感している。仕事と子育ての両立に苦勞の多い30代、40代において男女の意識に大きな差がある。
- 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」に同感する割合は、女性、男性共に6割である。20代女性で反対する割合が高く、その親世代である50代女性においては同感する割合が高い。
- 「妻は夫の言うことに従う」については、男女で意見の差が大きく、女性の7割が反対しているのに対し、男性は5割が同感している。

問1 男女のあり方に関する以下の考え方について、あなたはどのようにお考えになりますか。A～Eそれぞれについてお答えください。（はそれぞれ1つずつ）

	同感	どちらかといえば同感	どちらかといえば反対	反対
A 「男は仕事、女は家庭」	— 1 —	— 2 —	— 3 —	— 4 —
B 男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう	— 1 —	— 2 —	— 3 —	— 4 —
C 女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする	— 1 —	— 2 —	— 3 —	— 4 —
D 就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる	— 1 —	— 2 —	— 3 —	— 4 —
E 妻は夫の言うことに従う	— 1 —	— 2 —	— 3 —	— 4 —

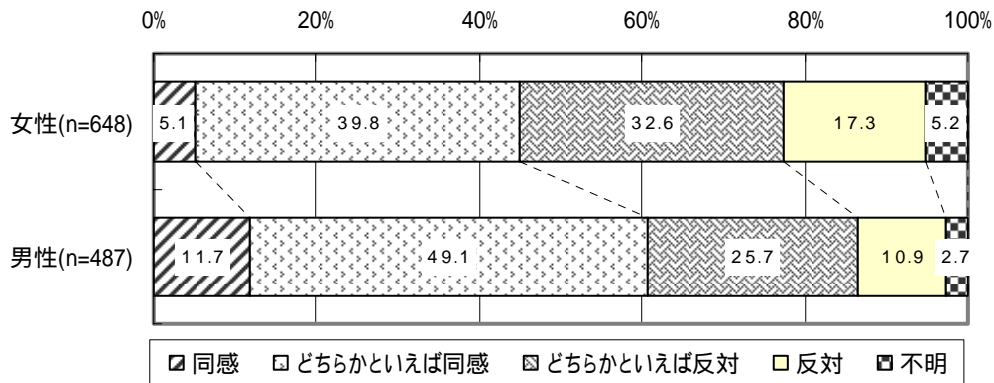
備考) 女性、男性共に問1

「男性は外で働き、女性は家庭を守る」あるいは「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった固定的な性別役割分業意識は、社会的に作られたものである。このような、生物学的な性別ではなく、文化的・社会的につくられた性差をジェンダーと言う。ジェンダー意識は、男女共同参画社会基本法でいう「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現を阻むものである。ここでは、男女のあり方に関する考え方を通して、市民のジェンダー意識を把握する。

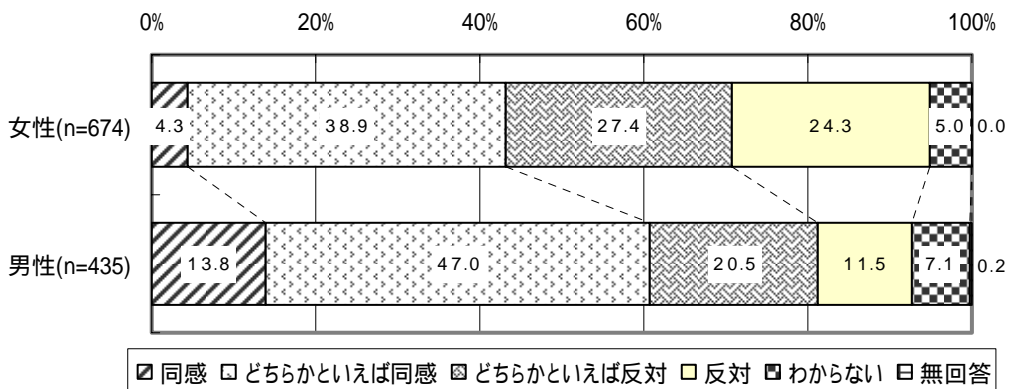
## 「男は仕事、女は家庭」

男女の性別役割分業に関する意識のうち、「男は仕事、女は家庭」についての意識をみると、女性よりも男性の方が「男は仕事、女は家庭」という意識が強い。「男は仕事、女は家庭」に同感（「同感」と「どちらかといえば同感」の合計）する割合は、女性が44.9%、男性が60.8%で、平成14年度調査とほぼ同様の結果となっている。

図表 II-1 「男は仕事、女は家庭」



図表 II-2 平成14年度調査「男は仕事、女は家庭」



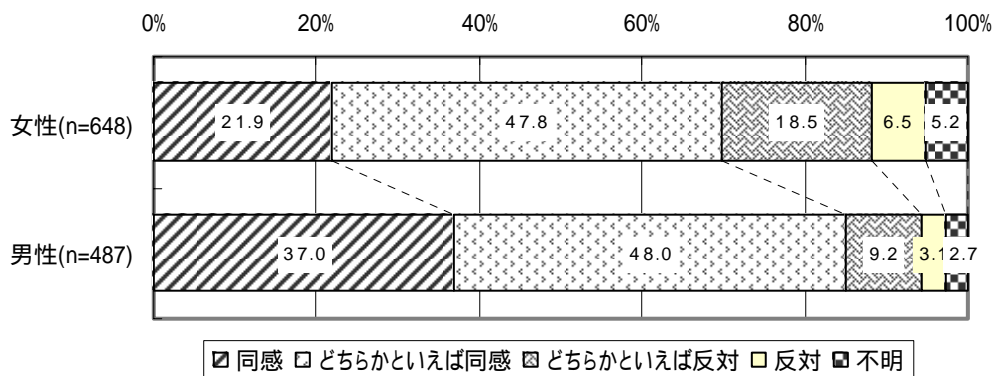
備考)平成14年11月に豊田市在住の20歳以上の男女1,500人を対象とした調査。有効回収数は女性674人、男性435人

「男は「男らしく」、女は「女らしく」」

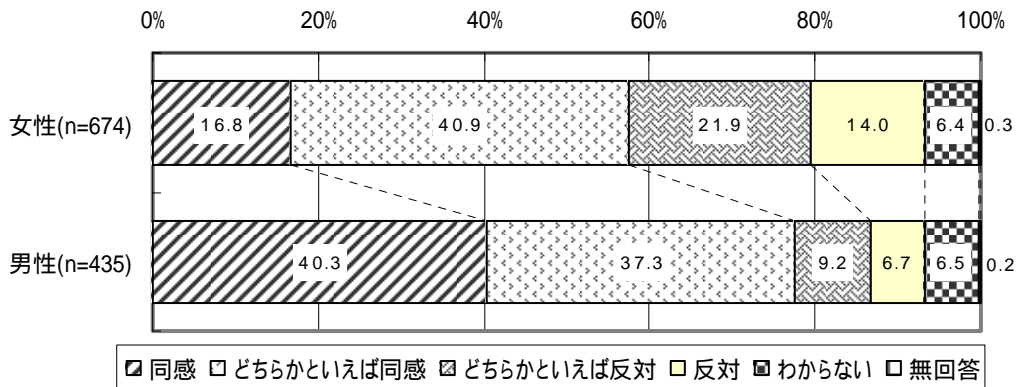
「男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう」という意識についても、女性よりも男性の方が強い。男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまうという考えに同感（「同感」と「どちらかといえば同感」の合計）する割合は、女性、男性共に高く、女性で69.7%、男性で85.0%となっている。

平成14年度調査において、このような考えに同感する女性が57.7%、男性が77.6%であったのと比較すると、女性、男性共に同感する割合が高まっているが、平成14年度においては、ふるまう「べき」という考えに対する意見を聞いていることに注意が必要である。

図表II-3 「男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう」



図表II-4 平成14年度調査「男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまうべきだ」



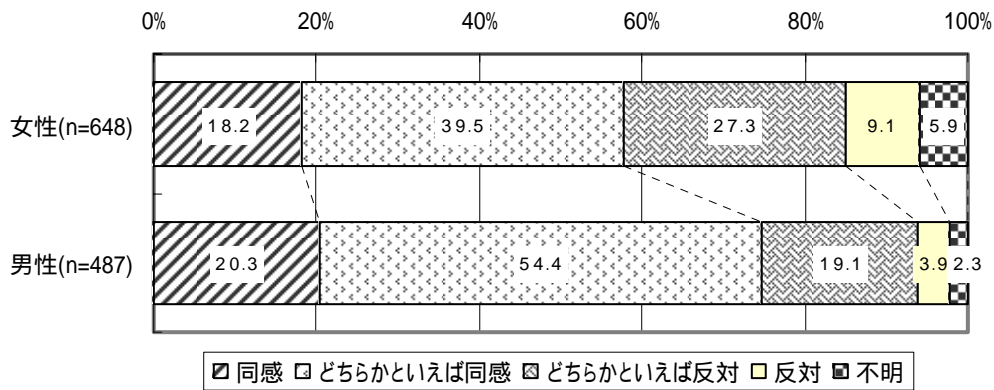
「女性は仕事を持っても、家事・育児もきちんとする」

「女性は仕事を持っても、家事・育児もきちんとする」については、女性の57.7%、男性の74.7%が同感（「同感」と「どちらかといえば同感」の合計）している。

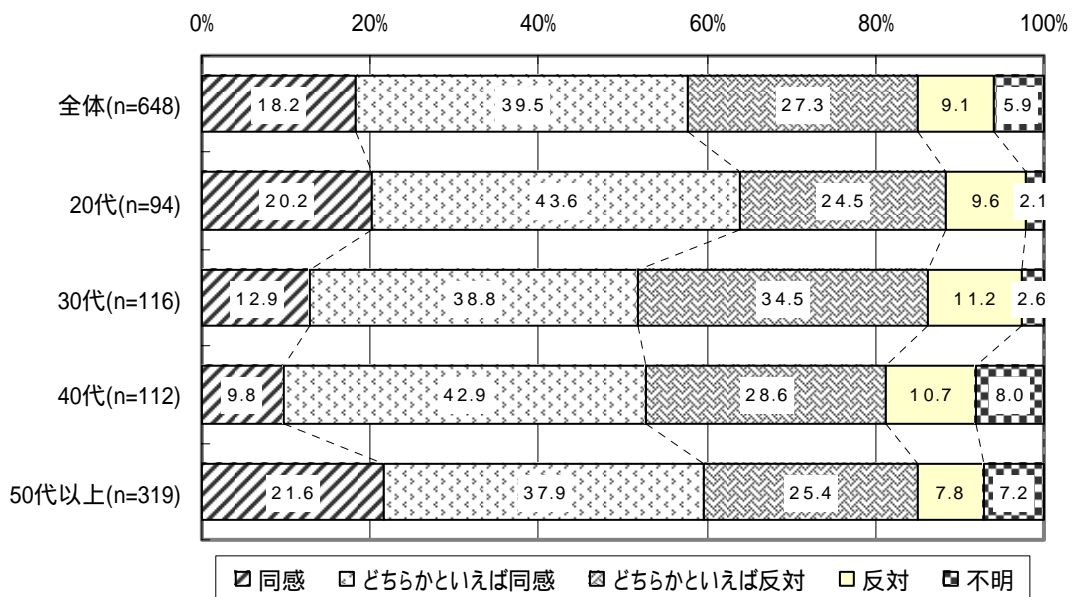
性別年齢別にみると、女性は20代で最も同感の割合が高く、男性では年齢が高いほど同感の割合が高くなっている。

男女の意識の違いをみると、20代においては「女性は仕事を持っても、家事・育児もきちんとする」に同感する割合が女性63.8%、男性65.6%と男女の意識に大きな差はないが、30代及び40代においては、仕事を持つ女性も家事・育児をきちんとすると思う割合が、男性で約7割に対し、女性では約5割と男女間の意識に差が見られる。仕事と子育ての両立は女性だけでできるものではなく、男性の協力があることで成り得るものであり、意識格差を埋めて、男性の家事・育児参加の促進を図ることが必要といえる。

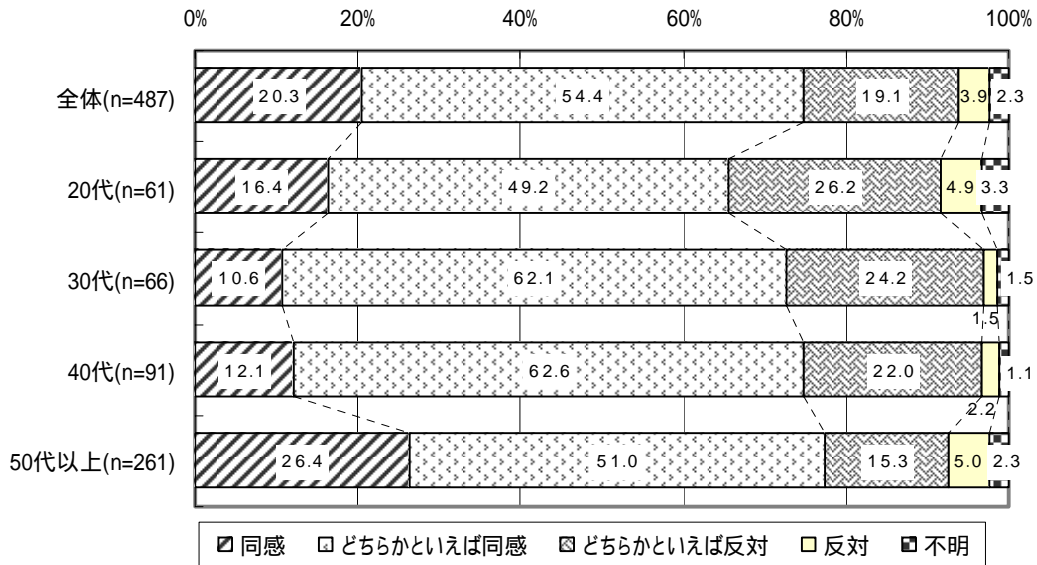
図表II-5 「女性は仕事を持っても、家事・育児もきちんとする」



図表II-6 年齢別 「女性は仕事を持っても、家事・育児もきちんとする」（女性）



図表II-7 年齢別 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」(男性)



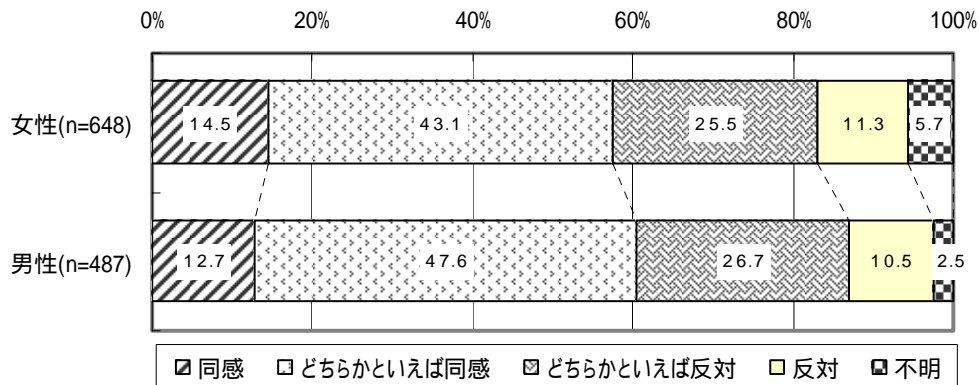
「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」

就学前の子どもの面倒については、父親より母親が面倒をみることに同感(「同感」と「どちらかといえば同感」の合計)する割合は、女性で 57.6%、男性で 60.3%となっており、性別による意識の差は小さい。

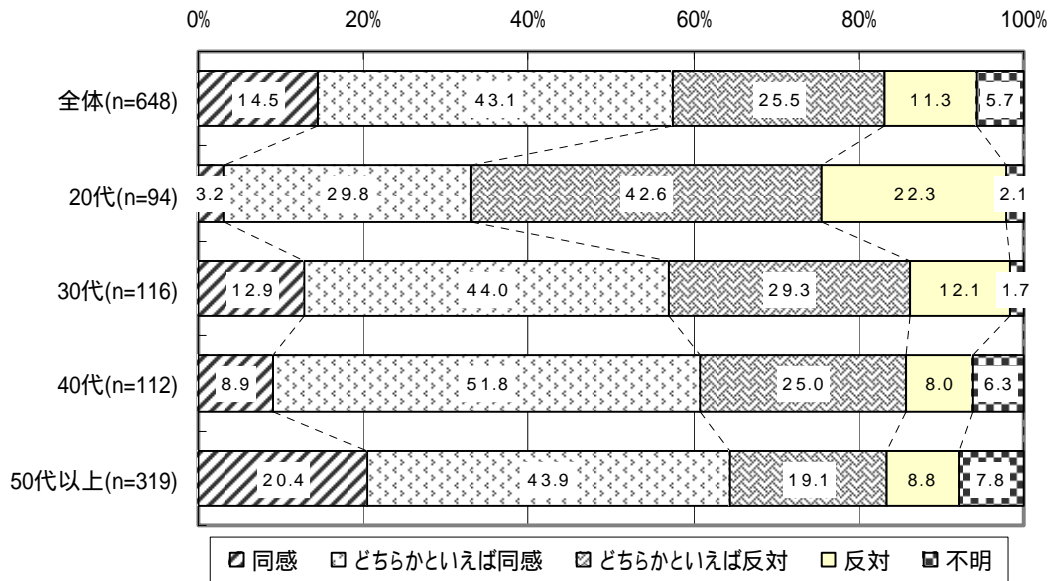
年齢別にみると、若年層ほど母親が面倒をみることに同感する割合が低い傾向がみられる。特に 20 代の女性における同感の割合は、他世代に比べて 2 ~ 3 割程度低く、逆に「反対」の割合が高くなっている。他方、その親世代である 50 代以上の特に女性においては、就学前の子どもの面倒は母親がみるとの考えが強い。

子育てをする当事者が、固定的な性別役割分業意識を持っていなくとも、周囲がその考えを許容しなければ、子育ては女性という役割を強制することにつながり、そのことは結果として、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する」ことを難しくさせる。男女共同参画社会の実現には社会全体の意識を変えることが必要である。

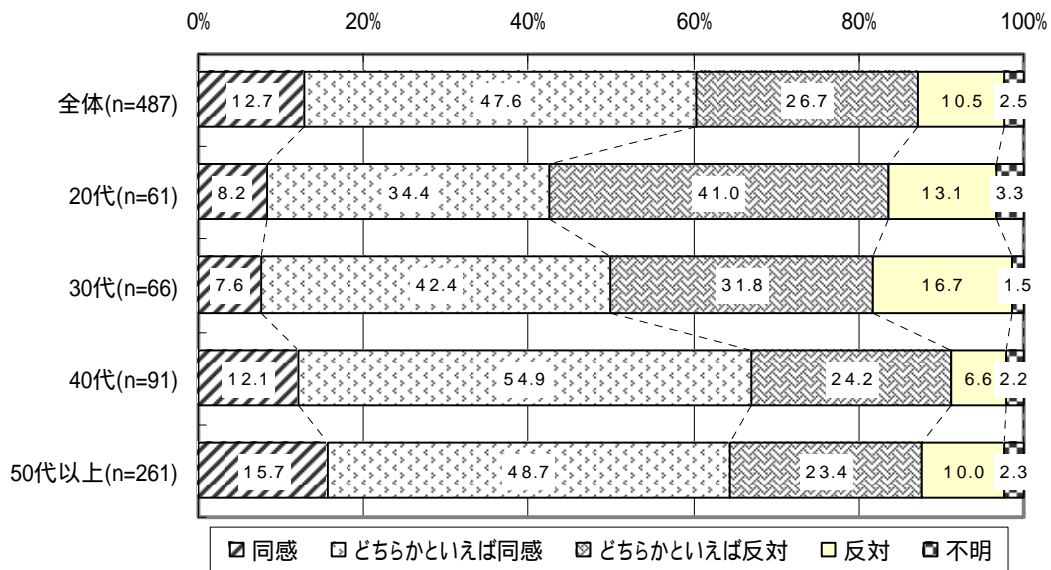
図表II-8 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」



図表II-9 年齢別 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」(女性)



図表II-10 年齢別 「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」(男性)



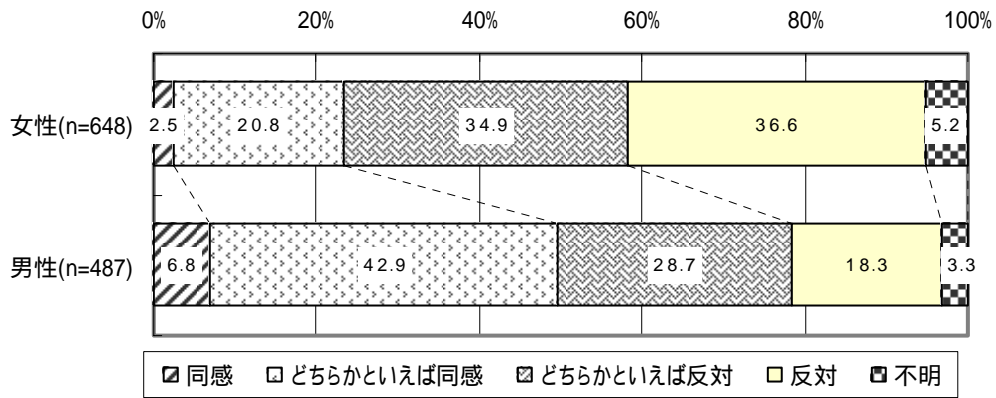
「妻は夫の言うことに従う」

「妻は夫の言うことに従う」という考えについては、女性の7割が反対(「反対」と「どちらかといえば反対」の合計)しているが、男性では5割が同意(「同意」と「どちらかといえば同意」の合計)しており、男女間で意識の差が大きい。

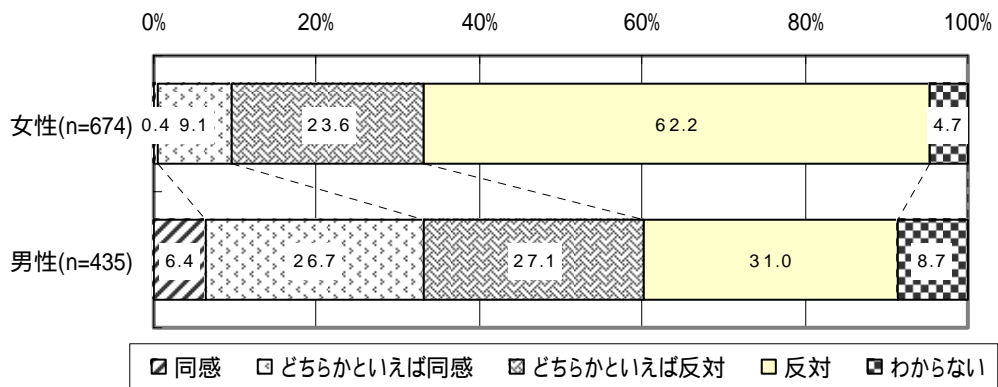
平成14年度調査と比較すると、同意の割合が大幅に高まっているが、平成14年度は、「妻は夫の言うことに従うのは当然」という考えに対する意見を聞いているため、単純に比較できない。しかし、当然と思わないまでも、妻は夫の言うことに従うと考えている男

性が約5割いるという事実は、軽視できないことである。

図表II-11 「妻は夫の言うことに従う」



図表II-12 平成14年度調査「妻は夫の言うことに従うのは当然」



## 1-2.用語の理解

- ジェンダーと男女共同参画社会の理解度及び認知度は低く、「内容まで知っている」人は全体の約1割で、大半の市民が「知らない」と回答している。
- ドメスティック・バイオレンスについては、「内容まで知っている」人が全体の5割を占め、「知らない」人は全体の1割に満たない。シェルターは、6割の女性に認知されている。
- クローバーコールやとよた男女共同参画センター（キラッ とよた）については、「聞いたことがある」人は3割程度いるが、「内容まで知っている」人はごくわずかである。

問20 あなたは次に示す用語をどの程度ご存じですか。次のa～fについてお答えください。（はそれぞれ1つつづ）

	内容まで 知っている	聞いたこと がある	知らない
a ジェンダー	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
b ドメスティック・バイオレンス（DV）	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
c 女性のための電話相談室クローバーコール	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
d とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
e 男女共同参画社会	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
f シェルター	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----

備考) 女性は問20、男性は問14

注) 「c 女性のための電話相談室クローバーコール」及び「f シェルター」については、女性だけの質問  
 「女性のための電話相談室クローバーコール」：豊田市が運営する、悩みや問題をかかえた女性のための電話相談室。専門の女性相談員が問題解決の支援を行っている。

「とよた男女共同参画センター」（キラッ とよた）：豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設であり、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っている。

### 「ジェンダー」

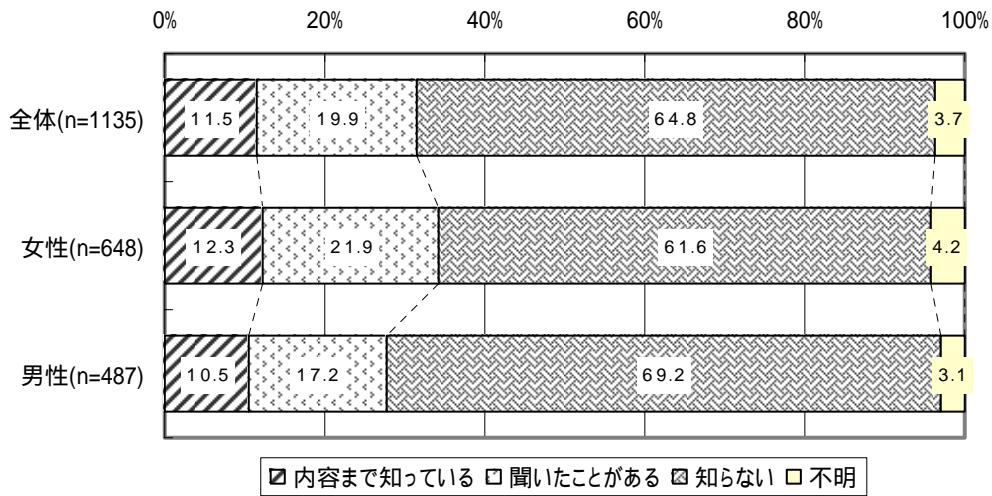
ジェンダーについて「内容まで知っている」と回答した割合は、女性が12.3%、男性が10.5%で、全体で64.8%の人が「知らない」と回答している。

平成14年度調査と比較すると、「内容まで知っている」割合は女性、男性共に若干増え、「知らない」と回答した人も約1割減っている。わずかではあるが、5年間で市民のジェンダーへの理解・関心が高まっていることがうかがえる。

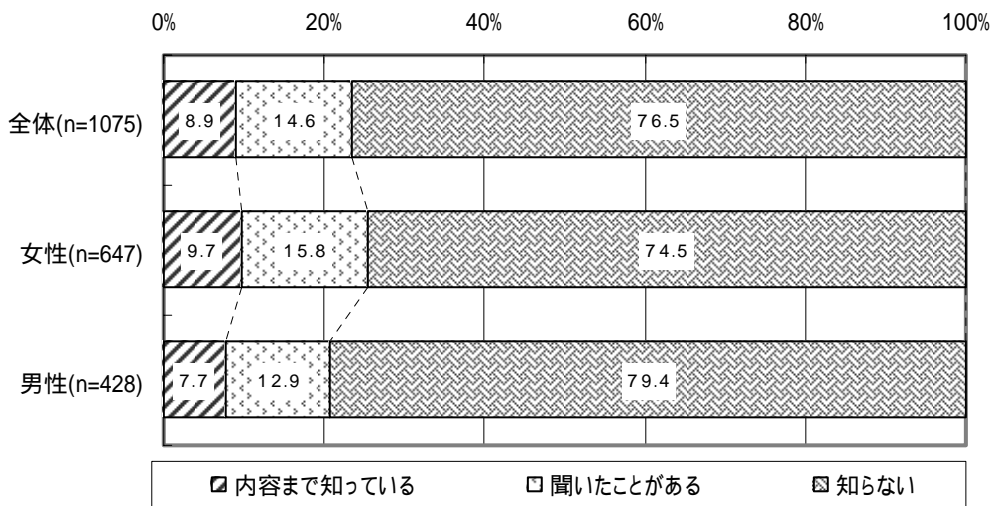
年齢別にみると、女性、男性共に年齢が高い層において理解度が低い傾向にある。



図表II-13 用語の理解「ジェンダー」



図表II-14 平成14年度調査 用語の理解「ジェンダー」



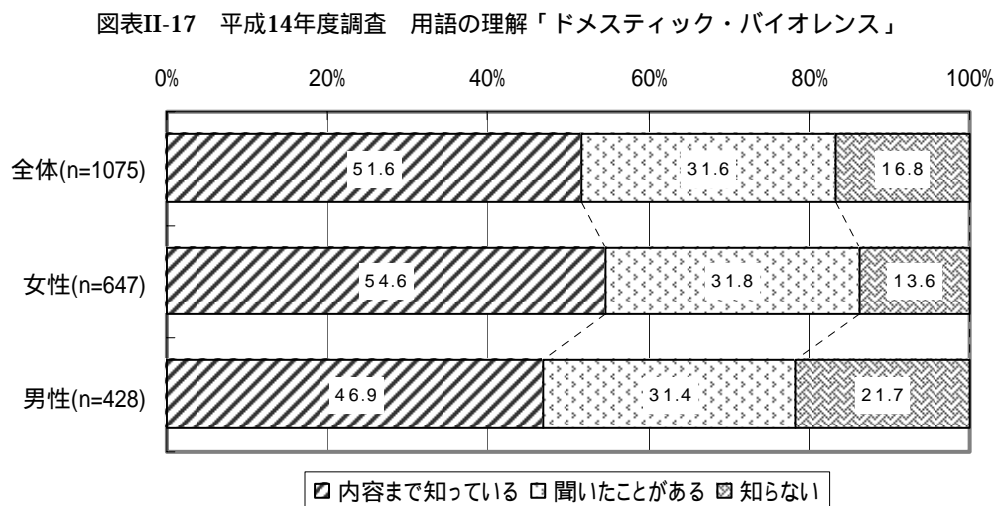
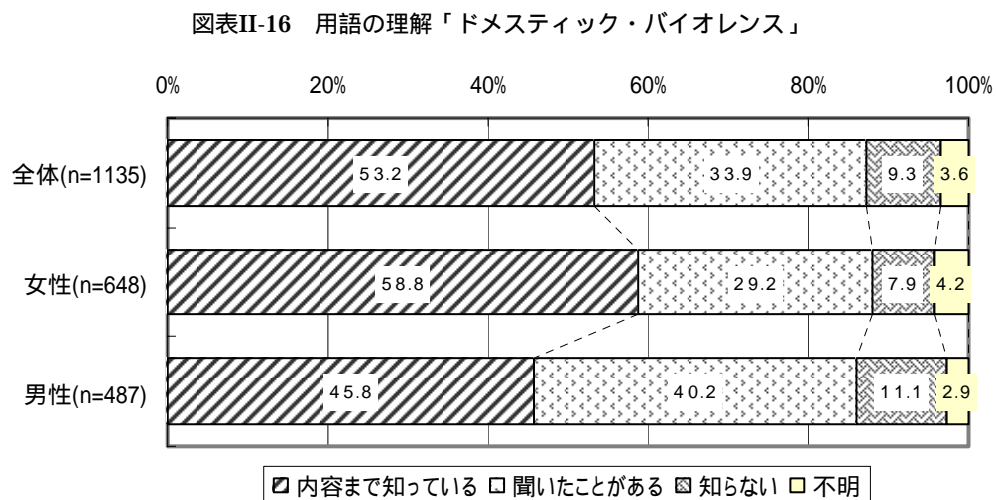
図表II-15 年齢別 用語の理解「ジェンダー」

		内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
女性	20～29歳(n=94)	29.8	22.3	45.7	2.1
	30～39歳(n=116)	13.8	18.1	66.4	1.7
	40～49歳(n=112)	11.6	29.5	57.1	1.8
	50歳以上(n=319)	7.2	20.1	66.8	6.0
男性	20～29歳(n=61)	11.5	14.8	72.1	1.6
	30～39歳(n=66)	21.2	12.1	63.6	3.0
	40～49歳(n=91)	7.7	14.3	75.8	2.2
	50歳以上(n=261)	8.8	20.3	68.6	2.3

## 「ドメスティック・バイオレンス」

ドメスティック・バイオレンスについての理解度及び認知度は高く、全体で 53.2%の人が言葉の内容まで知っており、「聞いたことがある」人をあわせると全体の 87.1%がドメスティック・バイオレンスを認知している。この結果は、平成 14 年度調査と比較すると若干増加している。

年齢別にみると、女性、男性共に 50 代において、用語を理解している人の割合が他年代と比較して低くなっている。



図表II-18 年齢別 用語の理解「ドメスティック・バイオレンス」

		内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
女性	20～29歳(n=94)	74.5	21.3	3.2	1.1
	30～39歳(n=116)	73.3	24.1	0.9	1.7
	40～49歳(n=112)	72.3	23.2	1.8	2.7
	50歳以上(n=319)	44.5	35.4	14.1	6.0
男性	20～29歳(n=61)	63.9	31.1	4.9	0.0
	30～39歳(n=66)	48.5	47.0	1.5	3.0
	40～49歳(n=91)	50.5	40.7	6.6	2.2
	50歳以上(n=261)	40.6	40.2	16.9	2.3

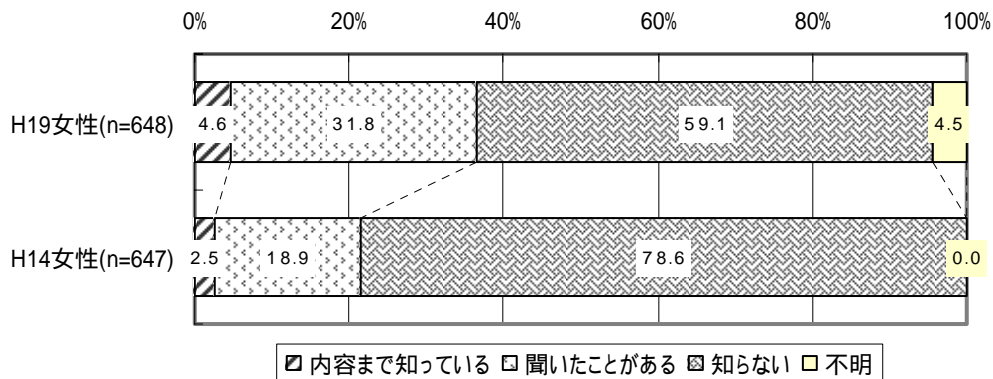
### 「クローバーコール」

クローバーコールは、本市が運営する悩みや問題をかかえた女性のための専門の女性相談員による無料電話相談室である。クローバーコールについて「内容まで知っている」と回答した女性は4.6%で、「知らない」女性が過半を占めている。

平成14年度調査と比較すると、「知らない」割合が約2割減っており、いまだに認知度は低いですが、「クローバーコール」が市民に少しずつ認知されてきていることがうかがえる。

年齢別にみると、20代において「知らない」割合が高く、7割となっている。

図表II-19 用語の理解「クローバーコール」(女性)



図表II-20 年齢別 用語の理解「クローバーコール」(女性)

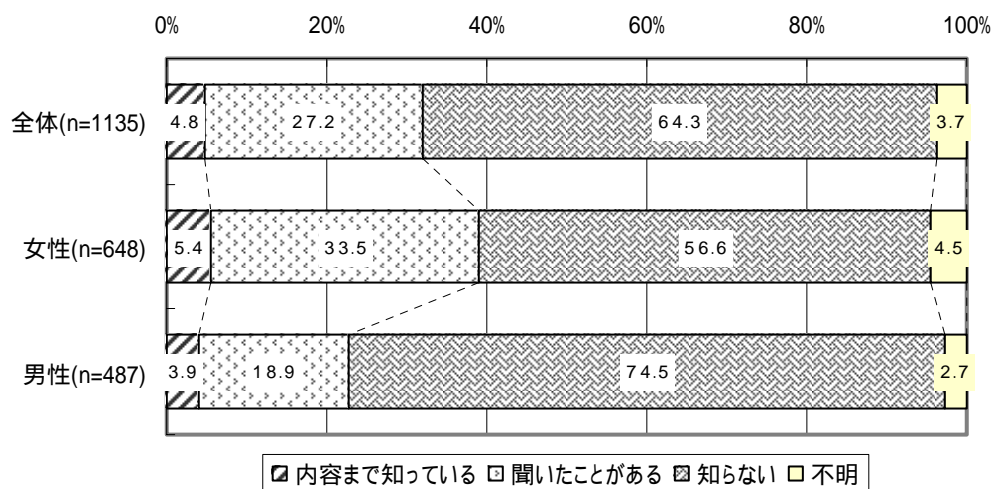
	内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
20～29歳(n=94)	7.4	18.1	72.3	2.1
30～39歳(n=116)	2.6	40.5	54.3	2.6
40～49歳(n=112)	5.4	25.9	67.0	1.8
50歳以上(n=319)	4.4	34.5	54.9	6.3

### 「とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）」

とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）についての認知度は低く、「内容まで知っている」と回答した割合は女性、男性共に約5%で、「知らない」割合は女性が56.6%、男性が74.5%と、特に男性の認知度が低い。

とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）の認知度が低い背景には、とよた男女共同参画センターが、平成17年に「女性センター」から名称を変更したばかりであるということも影響していると考えられる。今後は、名称が変わった旨をPRしていくことが必要である。

図表II-21 用語の理解「とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）」



図表II-22 年齢別 用語の理解「とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）」

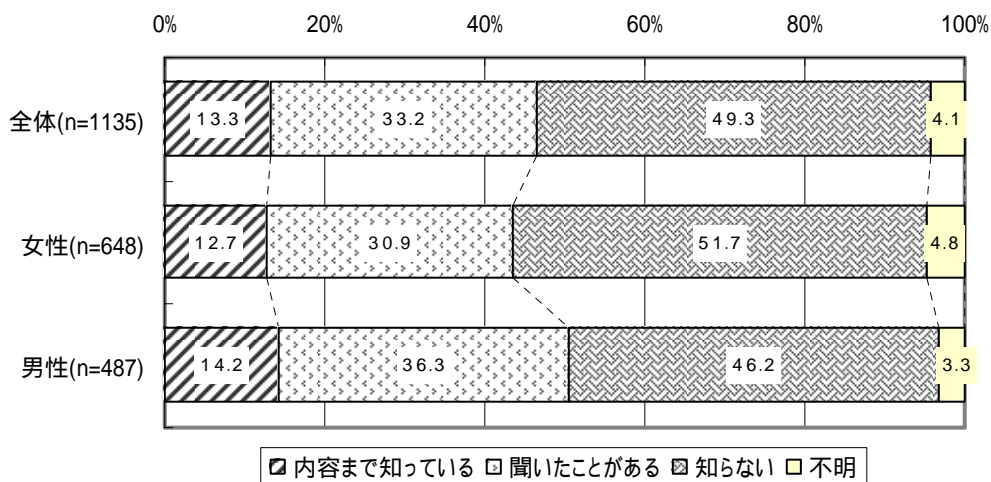
		内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
女性	20～29歳(n=94)	4.3	33.0	60.6	2.1
	30～39歳(n=116)	4.3	37.1	56.9	1.7
	40～49歳(n=112)	3.6	33.9	60.7	1.8
	50歳以上(n=319)	6.6	32.6	54.5	6.3
男性	20～29歳(n=61)	1.6	14.8	83.6	0.0
	30～39歳(n=66)	0.0	21.2	75.8	3.0
	40～49歳(n=91)	2.2	16.5	79.1	2.2
	50歳以上(n=261)	6.1	19.9	72.0	1.9

### 「男女共同参画社会」

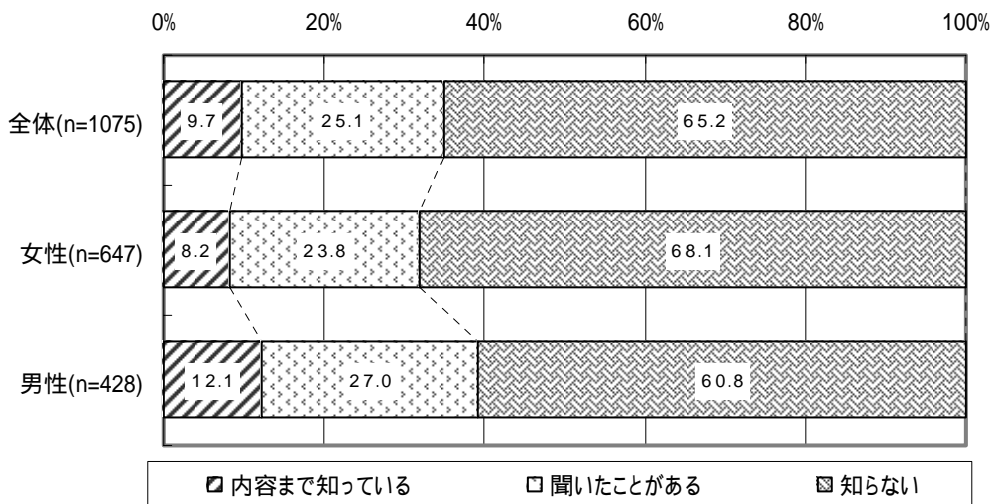
男女共同参画社会について「内容まで知っている」と回答した割合は女性、男性共に約10%強で、平成14年度調査と比較すると認知度は若干高まっているが、未だに「知らない」人が約半数を占めている。年齢別にみると、女性では30代、男性では20代において認知度が低い。

男女共同参画社会を実現させるためには、「男女共同参画社会」という言葉を市民に知ってもらい、理解してもらうことが必要である。まずは、とよた男女共同参画センターが行っている情報誌の発行や FM 放送などの情報発信により、言葉の認知度を高めていくことが必要であろう。

図表II-23 用語の理解「男女共同参画社会」



図表II-24 平成14年度調査 用語の理解「男女共同参画社会」



図表II-25 年齢別 用語の理解「男女共同参画社会」

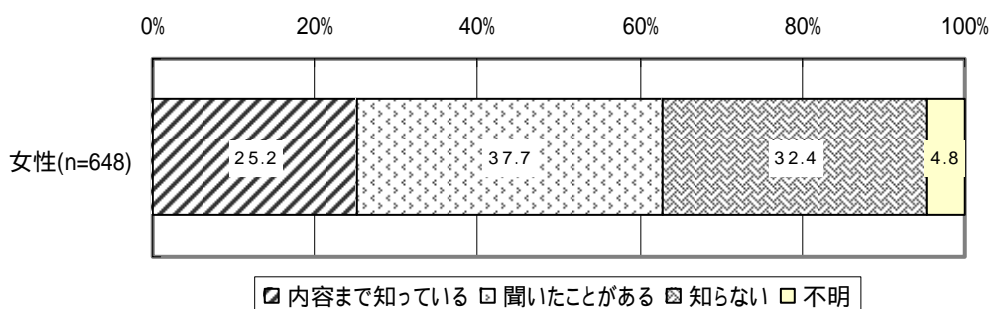
		内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
女性	20～29歳(n=94)	13.8	28.7	55.3	2.1
	30～39歳(n=116)	6.0	30.2	62.1	1.7
	40～49歳(n=112)	10.7	41.1	46.4	1.8
	50歳以上(n=319)	15.4	28.5	48.9	7.2
男性	20～29歳(n=61)	9.8	27.9	60.7	1.6
	30～39歳(n=66)	15.2	36.4	45.5	3.0
	40～49歳(n=91)	14.3	26.4	57.1	2.2
	50歳以上(n=261)	15.3	41.8	40.2	2.7

### 「シェルター」

シェルター<sup>3</sup>を「内容まで知っている」と回答した女性は25.2%で、「聞いたことがある」(37.7%)をあわせるとシェルターの認知度は62.9%と高い。シェルターは、避難所という意味で一般的に使われている言葉であるため、言葉の認知度及び理解度が高いと予想される。

年齢別にみると、50代以上の認知度が低くなっている。

図表II-26 用語の理解「シェルター」(女性)



図表II-27 年齢別 用語の理解「シェルター」(女性)

	内容まで知っている	聞いたことがある	知らない	不明
20～29歳(n=94)	23.4	35.1	39.4	2.1
30～39歳(n=116)	37.9	32.8	27.6	1.7
40～49歳(n=112)	34.8	40.2	21.4	3.6
50歳以上(n=319)	17.9	39.2	36.4	6.6

<sup>3</sup>暴力を受けた女性が加害者から逃れるため一時的に避難する保護施設のことであるが、被害者の自立支援に向けた準備としての役割も果たしている

## 2 ドメスティック・バイオレンス(DV)の理解

### 2-1. DV防止法の認知

- DV防止法の認知度はここ5年間で高まっており、約9割の人がDV防止法を知っている。しかし、「内容まで知っている」人は約2割で、3人に2人は「法律は知っているが内容は知らない」と答えており、法律について見聞していても理解には至っていない人が大半である。
- 本市におけるDV防止法の認知度及び理解度は、全国と比較して高い。

問2 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」を知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。

- 1 法律があることも、その内容も知っている
- 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3 法律があることも、その内容も知らなかった

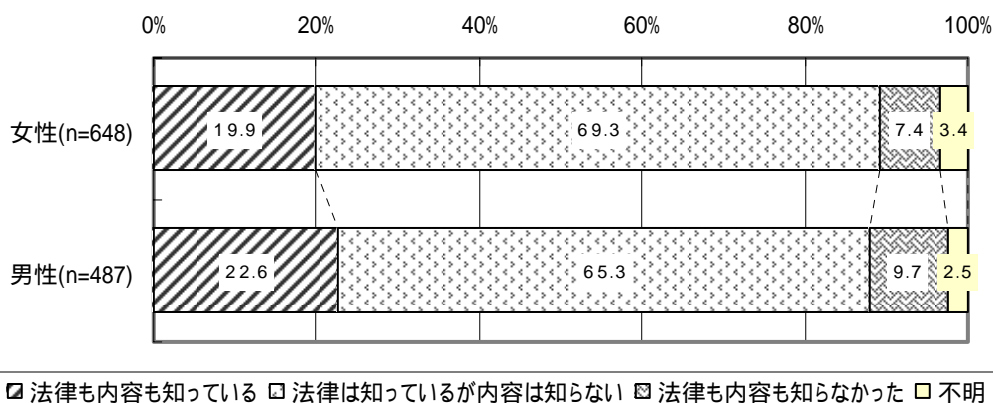
備考) 女性、男性共に問2

DV防止法を「内容まで知っている」と回答した割合は、女性、男性共に約2割で、3人に2人が「法律は知っているが内容は知らない」と回答している。他方、「法律も内容も知らない」人は、女性、男性共に1割に満たず、本市の平成14年度調査と比較すると、「知らない」割合が大幅に減少している。

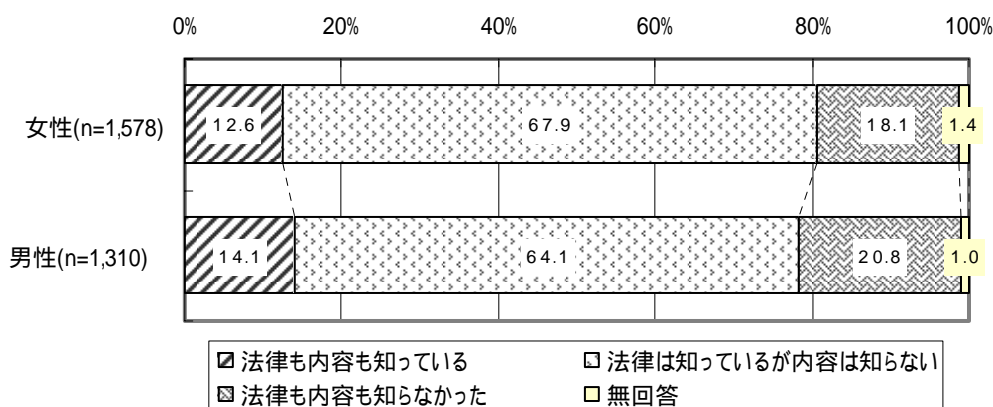
平成17年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、本市において「内容まで知っている」と回答した割合は、女性、男性共に全国よりも高くなっている。

DV防止法を「知らない」割合が大きく減少している他方で、「内容まで知っている」割合は5年間でほとんど変わっておらず、「法律は知っているが内容は知らない人」が大幅に増加している。今後は、DV防止法の内容の理解を促進する施策が必要である。

図表II-28 DV防止法の認知



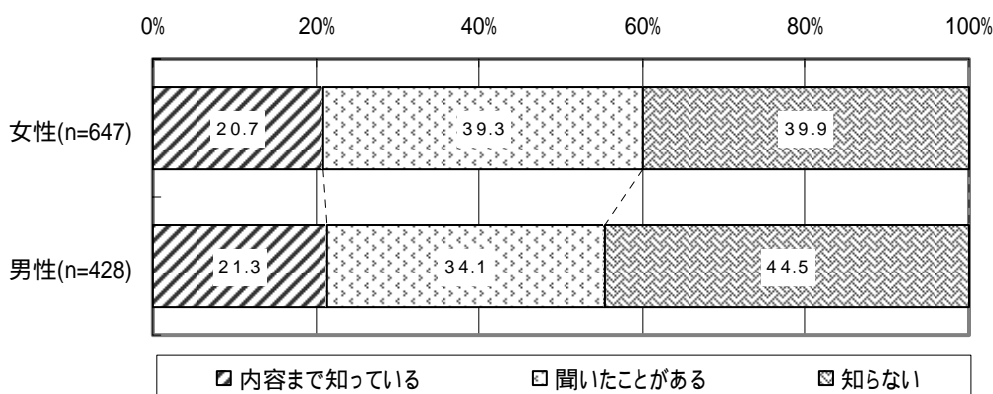
図表II-29 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」 「DV防止法」



備考)平成17年11月～12月に全国20歳以上の男女4,500人を対象とした調査。有効回収数は女性1,578人、男性1,310人

資料)内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)

図表II-30 平成14年度調査 用語の理解「DV防止法」





## 2-2. DV相談窓口の認知

- 本市にDVについて相談できる窓口があることを知っている人は、女性の37%、男性の4%で、男性の認知度は特に低い。
- 配偶者から暴力を受けた人が、「相談する場所がわからなかった」という理由で、誰にも相談できない事態を避けるために、相談窓口の存在を広く知らせていくことが必要である。

問3 あなたは、豊田市に配偶者からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。

- 知っている
- 知らない

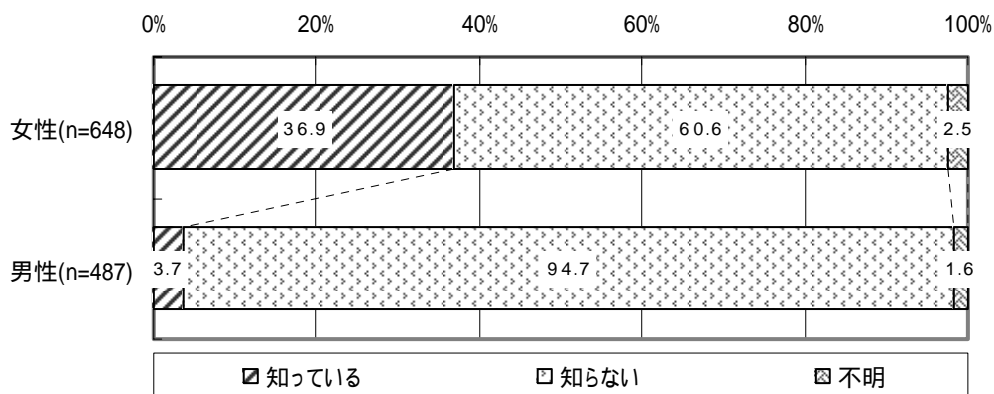
備考) 女性、男性共に問3

本市には、前述のクローバーコールをはじめ、市民相談課や豊田警察署等、女性がDVについて相談できる窓口が複数ある。男性用の相談窓口としては、無料電話相談「メンズコール とよた」がある。

これらの相談窓口の認知度を聞いたところ、本市にDVについて相談できる窓口があることを知っている割合は、女性の36.9%、男性の3.7%であったが、女性の6割、男性の9割以上が相談窓口の存在を知らないことになる。

後段でDVについての相談の有無をみるが、暴力について誰にも相談しなかった女性の5.7%が「相談する場所がわからなかった」と回答していることを併せて考えると(図表II-73)、相談窓口の存在を広く周知させていくことが必要といえる。

図表II-31 DV相談窓口の認知



備考) 男性は「メンズコール とよた」の認知

### 2-3. 暴力としての認識

- 全般的に、女性の方が男性よりもDVを暴力として認識している人の割合が高い。
- 暴力としての認識度が高い行為は、「身体を傷つける可能性のある物でなくる」及び「刃物などを突きつけておどす」といった身体を傷つける行為である。他方、暴力としての認識度が低い行為は、「職についたり仕事を続けることに反対する」及び「収入や財産について何一つ教えない」といった経済的暴力である。
- 内閣府調査と比較すると、ほとんどの行為において本市の方が「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が、女性、男性共に高い。
- 女性の職業別にみると、公務員・会社員、パート・アルバイト・嘱託等でDVの暴力としての認識度が高く、自営業・家業及び無職で認識度が低い。

問4 次のA～Wの行為が夫（事実婚や別居中を含む）や恋人から行われた場合、あなたはどのように思われますか。（ はそれぞれ1つずつ）

	どんな場合も暴力にあたると思う	暴力の場合とそうでない場合があると思う	暴力にあたると思わない
A 平手で打つ	A ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
B 足でける	B ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
C 身体を傷つける可能性のある物でなくる	C ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
D 刃物などを突きつけて、おどす	D ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
E なくるふりや物をなげつけるふりをして、おどす	E ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
F 物をなげつける	F ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
G 家具などの物にあたる	G ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
H 髪をひっぱる	H ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
I 何を言っても無視し続ける	I ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
J 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする	J ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「役立たず」などとのしる	K ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
L 大声でどなる	L ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
M 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする	M ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
N 生活費を渡さない	N ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
O 必要最低限の生活費だけしか渡さない	O ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
P 職についたり仕事を続けることに反対する	P ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
Q 収入や財産について何一つ教えない	Q ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
R いやがっているのに性的な行為を強要する	R ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
S 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	S ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
T 中絶を強要する	T ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
U 避妊に協力しない	U ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
V 子どもの前でなくる・どなる	V ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		
W 子どもにやつあたりする	W ----- 1 ----- 2 ----- 3 -----		

備考) 女性、男性共に問4

暴力を身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力に分け<sup>4</sup>、それぞれについて、どのような行為が暴力として認識されているのかをみる。DVの暴力としての認識度は、各々の行為を「どんな場合も暴力にあたる」と考えている人の割合で計ることとする。

## 暴力としての認識

全般的に、男性よりも女性の方が暴力としての認識が高く、23項目中5項目を除いて「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が、男性より女性で高くなっている。

女性、男性共に9割を超える人が暴力と認識しているのは、「身体を傷つける可能性のある物でなくる」及び「刃物などを突きつけておどす」の2項目である。他方、暴力としての認識が低いのは、「職についたり仕事を続けることに反対する」及び「収入や財産について何一つ教えない」の2項目で、約2割が「暴力にあたるとは思わない」と回答している。

暴力の種類別にみると、全般的に、暴力としての認識度が高い順に、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力となっている。

身体的暴力は、「平手で打つ」及び「なぐるふりや物をなげつけるふりをしておどす」以外は、いずれの行為においても、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が、女性、男性共に7割を超えている。

性的暴力は、いずれの項目においても、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が、女性で6割～7割、男性で5割～6割程度となっている。

精神的暴力は、「子どもの前でなくる・どなる」及び「子どもにやつあたりする」については、女性、男性共に「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が8～9割と高いが、そのほかの項目は、暴力としての認識度が比較的低くなっている。

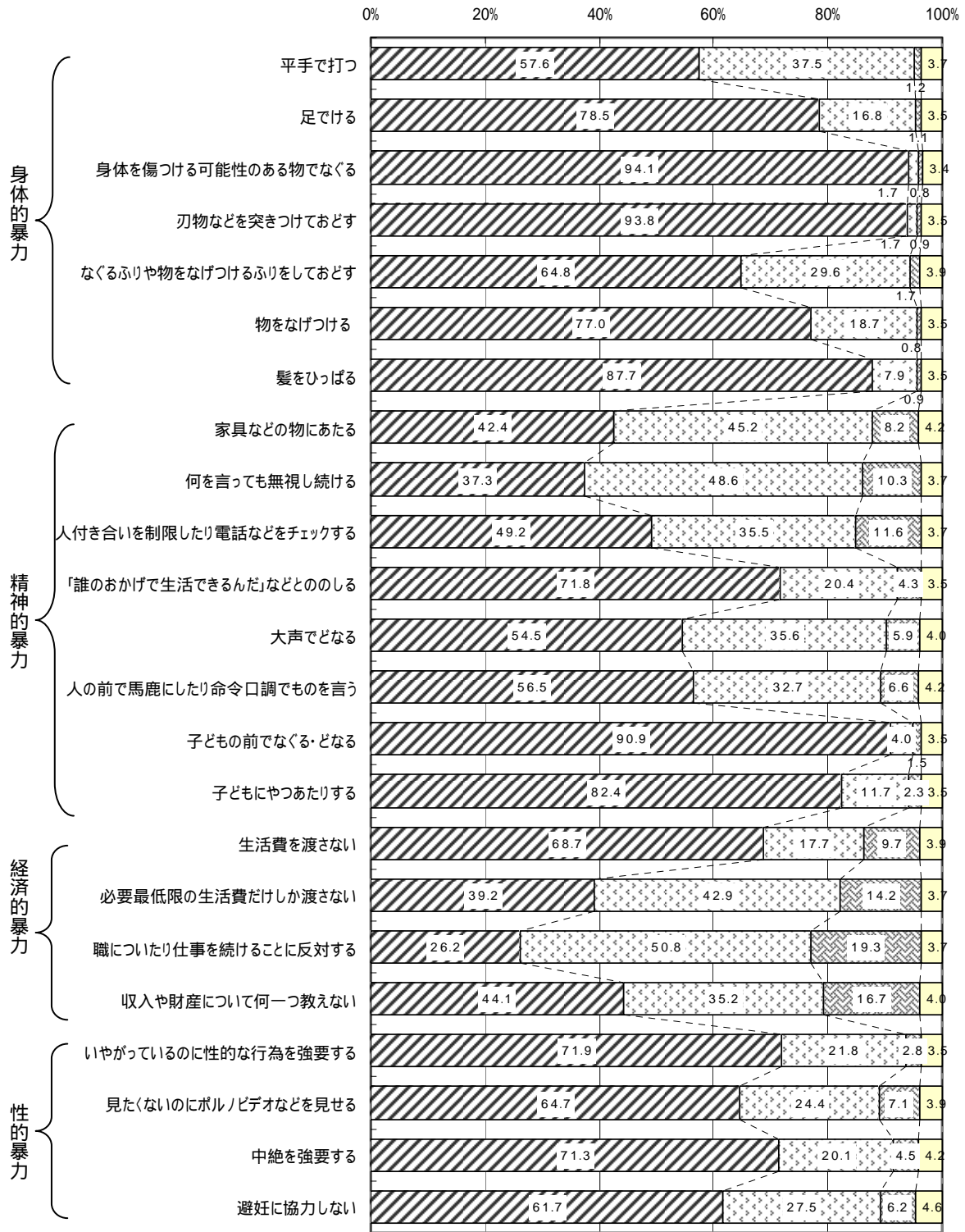
経済的暴力は、全般的に暴力としての認識度が低く、特に「職についたり仕事を続けることに反対する」においては、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合は、女性で3割、男性で2割と女性、男性共に23項目中最も低い。ただし、「生活費を渡さない」については、女性の7割、男性の6割が「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答しており、経済活動をコントロールすることについては暴力と認識されている。

平成17年の内閣府調査と比較すると、本市は、女性で11項目中10項目、男性で11項目中9項目において、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答する割合が全国よりも高く、DVの暴力としての認識度は高いといえる。

---

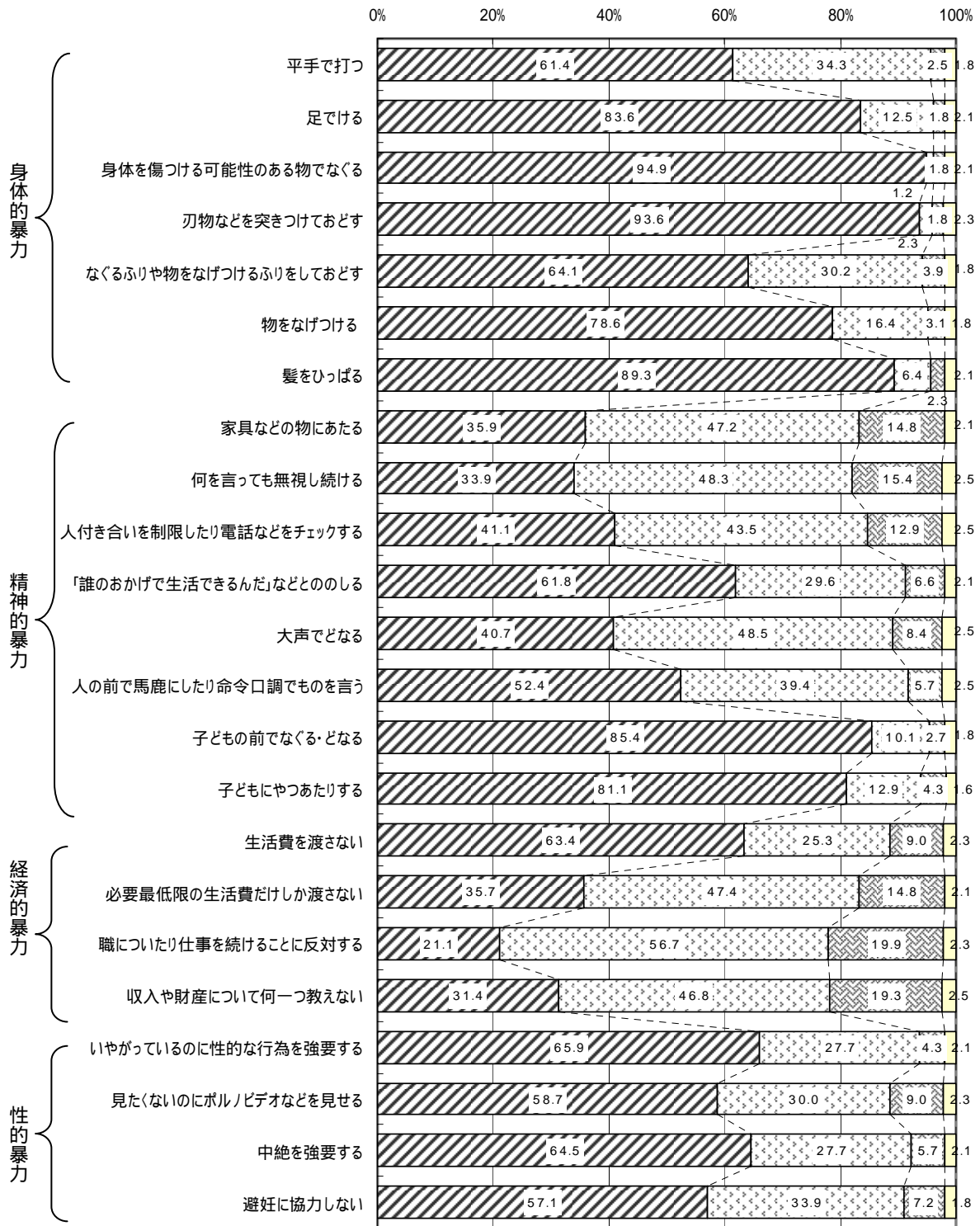
<sup>4</sup> 身体的暴力：問4の「A～F、H」、精神的暴力：「G、I～M、V、W」、経済的暴力：「N～Q」、性的暴力：「R～U」

図表II-32 暴力としての認識(女性 n=648)



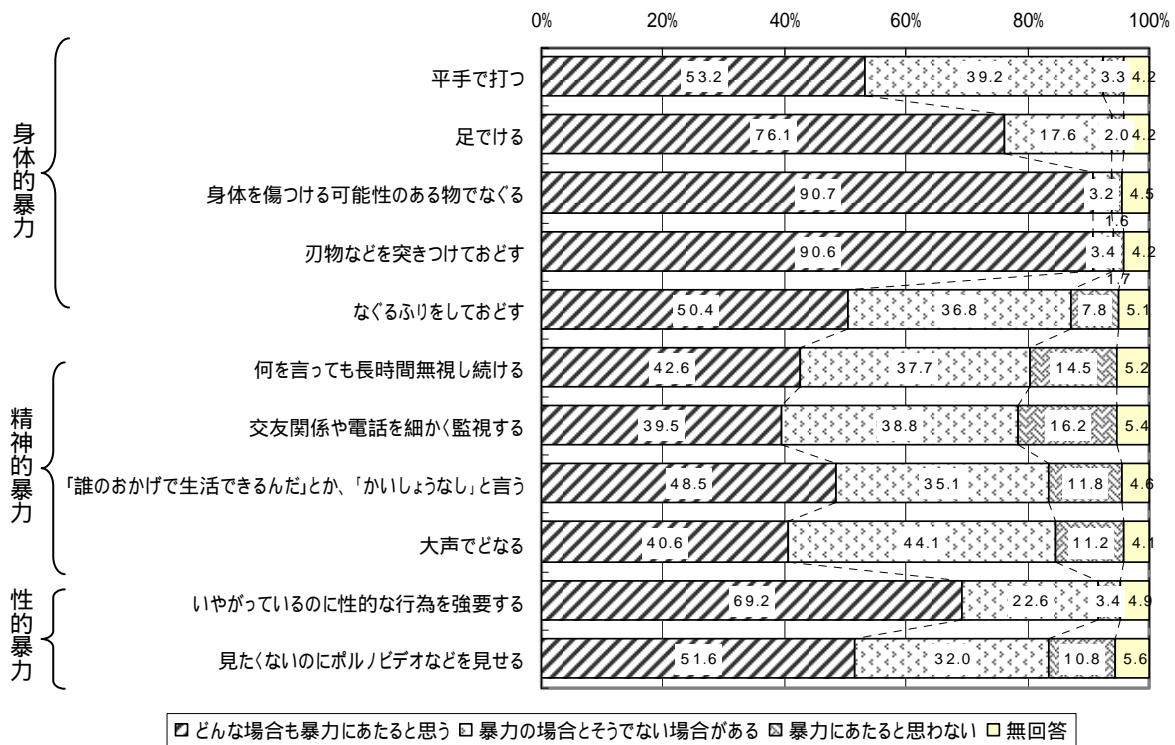
▨ どんな場合も暴力にあたると思う □ 暴力の場合とそうでない場合がある ▨ 暴力にあたると思わない □ 不明

図表II-33 暴力としての認識（男性 n=487）

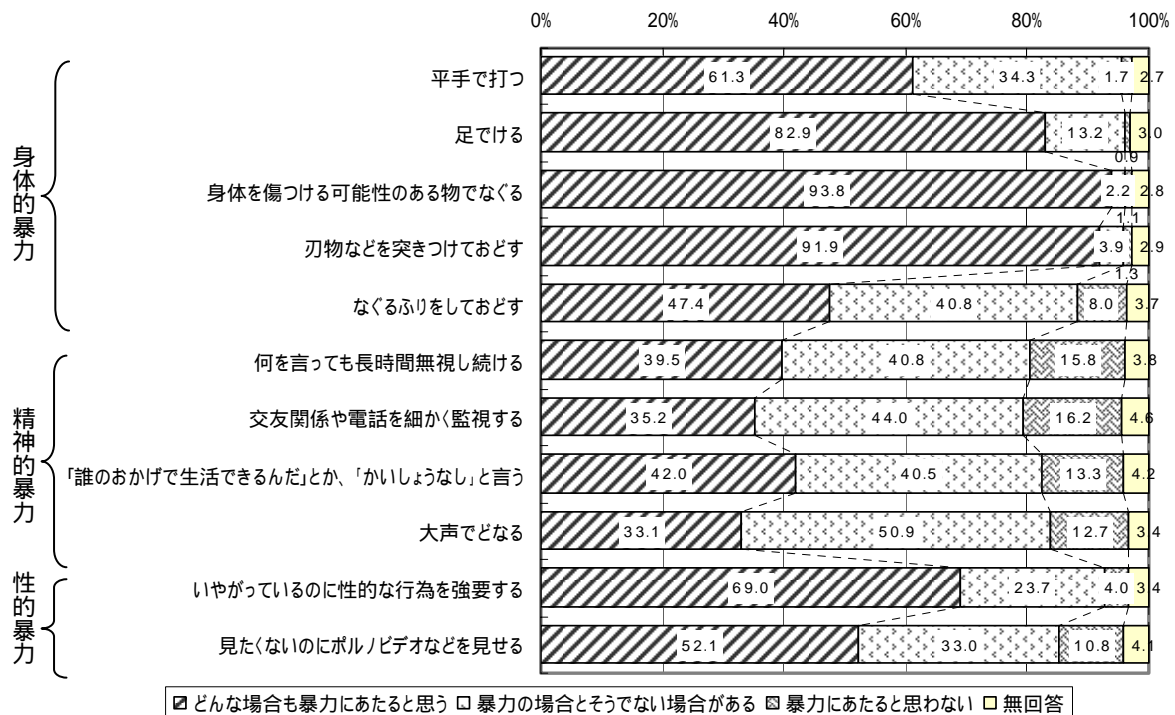


■ どの場合も暴力にあたると思う □ 暴力の場合とそうでない場合がある ▨ 暴力にあたると思わない □ 不明

図表II-34 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（女性 n=1,578）



図表II-35 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（男性 n=1,310）



備考)平成 17 年 11 月～12 月に全国 20 歳以上の男女 4,500 人を対象とした調査。有効回収数は女性 1,578 人、男性 1,310 人

資料)内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 18 年 4 月）

さらに、女性について、職業別にDVの暴力としての認識をみると、全般的に、公務員・会社員、パート・アルバイト・嘱託等で、各々の行為を「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が高くなっている。他方、自営業・家業と無職の暴力としての認識度は女性全体を下回っている。専業主婦の暴力としての認識度は、女性全体とほぼ同程度である。なお、農林漁業と学生についてはサンプル数が少ないため、分析対象外とする。

最も暴力としての認識度が高い公務員・会社員においては、ほとんど全ての行為において、認識度が女性全体よりも高くなっている。特に、精神的暴力と性的暴力についての認識度は高く、「人付き合いを制限したり電話などをチェックする」を「どんな場合も暴力にあたると思う」人の割合は、女性全体を1割程度上回っている。パート・アルバイト・嘱託等においても、全般的に女性全体よりも暴力としての認識度が若干高くなっている。専業主婦は、身体的暴力の認識度は女性全体より高いが、精神的暴力の認識度は全体より低い。

暴力としての認識度の低い自営業・家業においては、ほとんど全ての行為において、認識度が女性全体を下回っており、特に、「必要最低限の生活費しか渡さない」については、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が、女性全体よりも2割程度低くなっている。また、性的暴力の認識度も低い。

図表II-36 職業別 暴力としての認識（女性）

		全体 (n=648)	農林漁業 (n=5)	自営業・家業 (n=48)	公務員・会社員 (n=107)	パート・アルバイト・嘱託等 (n=185)	専業主婦 (n=194)	学生 (n=14)	無職 (n=60)	その他 (n=24)
身体的暴力	平手で打つ	57.6	40.0	64.6	52.3	56.2	62.4	64.3	53.3	54.2
	足でける	78.5	40.0	77.1	78.5	80.0	80.9	78.6	76.7	70.8
	身体を傷つける可能性のある物でなく	94.1	100.0	93.8	97.2	95.1	95.4	92.9	86.7	87.5
	刃物などを突きつけておどす	93.8	100.0	91.7	97.2	95.7	94.8	100.0	85.0	91.7
	なくるふりや物をなげつけるふりをしておどす	64.8	60.0	60.4	68.2	66.5	67.0	57.1	55.0	75.0
	物をなげつける	77.0	80.0	64.6	76.6	78.4	80.4	78.6	75.0	75.0
	髪をひっぱる	87.7	100.0	85.4	90.7	91.4	87.1	85.7	76.7	83.3
精神的暴力	家具などの物にあたる	42.4	20.0	41.7	40.2	45.9	42.8	28.6	35.0	50.0
	何を言っても無視し続ける	37.3	60.0	37.5	44.9	39.5	33.0	35.7	26.7	50.0
	人付き合いを制限したり電話などをチェックする	49.2	80.0	50.0	59.8	51.4	46.4	42.9	33.3	45.8
	「誰のおかげで生活できるんだ」などとののしる	71.8	80.0	66.7	77.6	71.4	71.1	64.3	68.3	79.2
	大声でどなる	54.5	60.0	47.9	59.8	57.8	51.5	50.0	48.3	58.3
	人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う	56.5	60.0	52.1	61.7	59.5	53.1	64.3	46.7	66.7
	子どもの前でなくる・どなる	90.9	100.0	89.6	94.4	91.9	90.2	100.0	83.3	91.7
	子どもにやつあたりする	82.4	100.0	83.3	85.0	85.4	79.4	85.7	76.7	91.7
経済的暴力	生活費を渡さない	68.7	60.0	62.5	73.8	70.8	71.6	57.1	51.7	75.0
	必要最低限の生活費だけしか渡さない	39.2	40.0	18.8	40.2	44.9	39.7	50.0	30.0	45.8
	職についたり仕事を続けることに反対する	26.2	40.0	20.8	30.8	28.1	24.2	42.9	16.7	29.2
	収入や財産について何一つ教えない	44.1	60.0	37.5	46.7	47.6	42.3	50.0	38.3	50.0
性的暴力	いやがっているのに性的な行為を強要する	71.9	40.0	58.3	78.5	74.6	73.2	100.0	56.7	79.2
	見たくないのにポルノビデオなどを見せる	64.7	80.0	50.0	72.0	67.6	64.4	78.6	55.0	62.5
	中絶を強要する	71.3	80.0	62.5	75.7	74.1	71.6	71.4	60.0	75.0
	避妊に協力しない	61.7	60.0	47.9	62.6	67.0	66.0	57.1	40.0	75.0

備考) 「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合

注) 単位: %

## 2-4. ジェンダー意識と暴力としての認識

- 女性、男性共にジェンダー意識にとらわれている人の方が、ジェンダー意識にとらわれていない人に比べて、全般的に暴力としての認識度が低く、夫婦間あるいは恋人間ならば、力を振るったとしても暴力にはあたらないと考える傾向にある。
- ジェンダー意識の違いによる暴力としての認識度の差は、女性よりも男性の方が大きい。
- 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力にわけると、女性では性的暴力において、男性では精神的暴力及び性的暴力において、ジェンダー意識にとらわれている人の方が暴力としての認識度が低い。
- 女性、男性共に、命令口調でものを言うといった威圧的な態度や性的暴力について、ジェンダー意識の違いによる暴力としての認識度の差が大きい。

問1 男女のあり方に関する以下の考え方について、あなたはどのようにお考えになりますか。

ジェンダー意識にとらわれている人		ジェンダー意識にとらわれていない人	
同感	どちらかといえば同感	どちらかといえば反対	反対
1	2	3	4

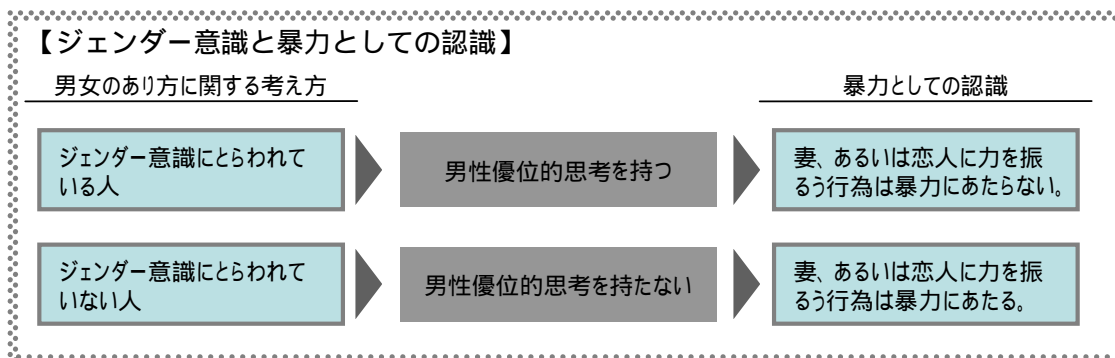
E 妻は夫の言うことに従う

一般に、男性から女性への暴力の背景には、ジェンダー意識が関係していると言われている。ジェンダー意識にとらわれている人は、男性優位の思考を持つ傾向がある。そのため、「男らしく」という意識が強く、他人に弱みを見せることが苦手で、抑圧された感情を身近にいる自分より「下」の女性、すなわち妻や恋人に対し、自分が絶対に優位になれる「力」という形でぶつけることで、自分の感情を一時的にコントロールしようとすると考えられる。その上、ジェンダー意識にとらわれている女性は、男性に従うものであるから、夫婦間あるいは恋人間ならば、暴力を振るわれたとしても暴力にはあたらないと捉えてしまうと考えられる。

ここでは、ジェンダー意識と暴力としての認識の関係性について、問1の「男女のあり方に関する考え方」と、問4の「暴力としての認識」とのクロス分析を行うことにより明らかにすることとする。なお、ジェンダー意識については、問1の男女のあり方のうちの、「妻は夫の言うことに従う」で測ることとした。男性優位の意識が最も顕著に表れている設問だからである。



なお、ジェンダー意識と暴力としての認識については、下図のように考えた。



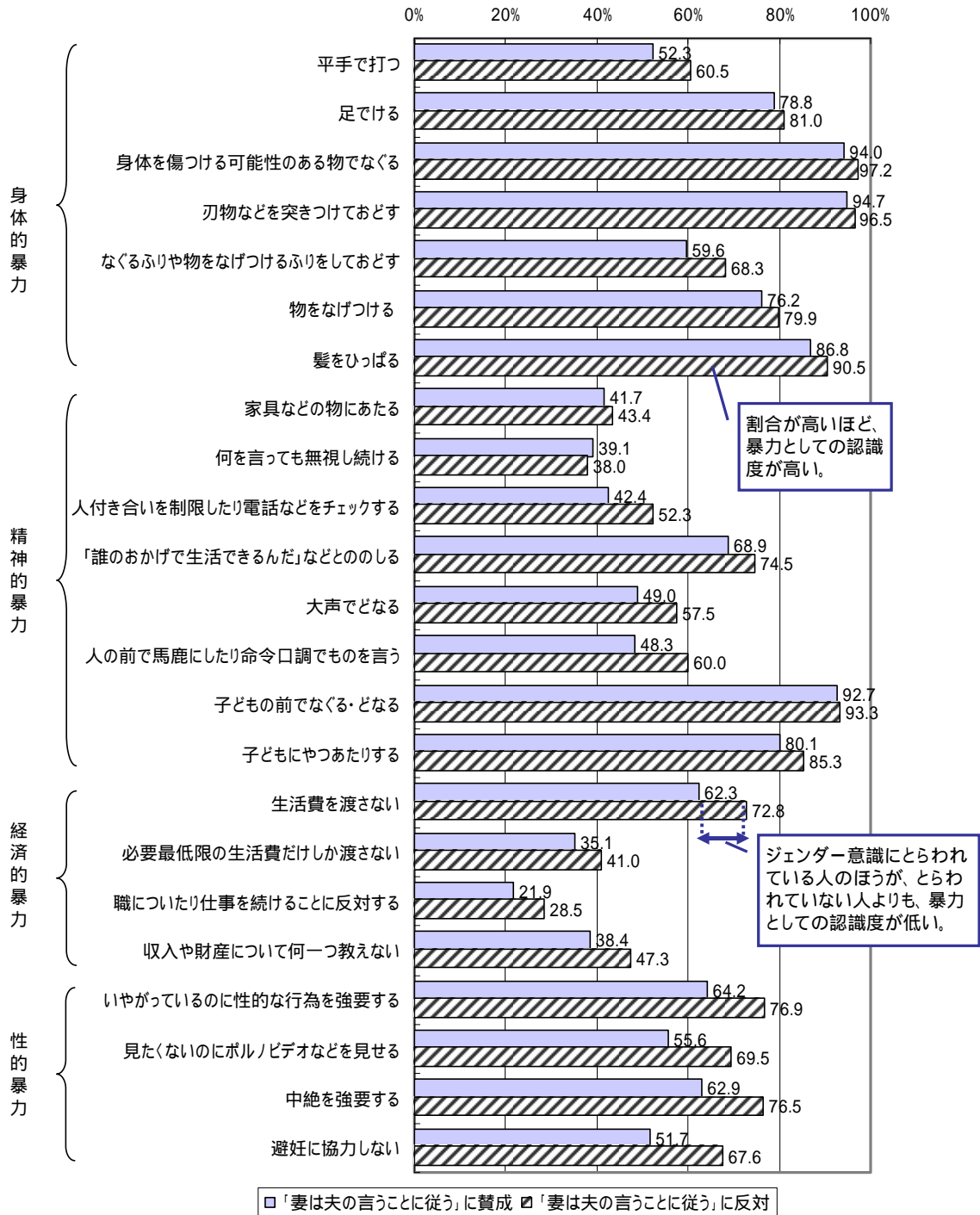
女性、男性共に「妻は夫の言うことに従う」に同感している人、すなわちジェンダー意識にとらわれている人ほど、各行為を「どんな場合も暴力にあたると思う」割合がジェンダー意識にとらわれていない人よりも低く、「妻は夫の言うことに従う」という支配的な考えは、暴力という力による支配を許容してしまう要素を含んでいることを示している。女性と男性を比較すると、男性の方がジェンダー意識の違いによる暴力としての認識度の差が大きい。

身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力に分けてみると、女性では性的暴力についてジェンダー意識の違いによる暴力としての認識度の差が大きく、「妻は夫の言うことに従う」に同感している女性は、反対している女性に比べて性的暴力を「どんな場合も暴力にあたると思う」割合が1割以上低くなっている。また、「人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う」と、「生活費を渡さない」についてもジェンダー意識にとらわれている女性の方がジェンダー意識にとらわれていない女性に比べて、「どんな場合も暴力にあたると思う」割合が約1割以上低い。

男性については、精神的暴力及び性的暴力でジェンダー意識の違いによる暴力としての認識度に差がみられる。特に、「誰のおかげで生活できるんだ」などとののしる、「人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う」及び、「いやがっているのに性的な行為を強要する」、「見たくないのにポルノビデオなどを見せる」については、ジェンダー意識にとらわれている人ととらわれていない人では、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合は2割程度異なっている。

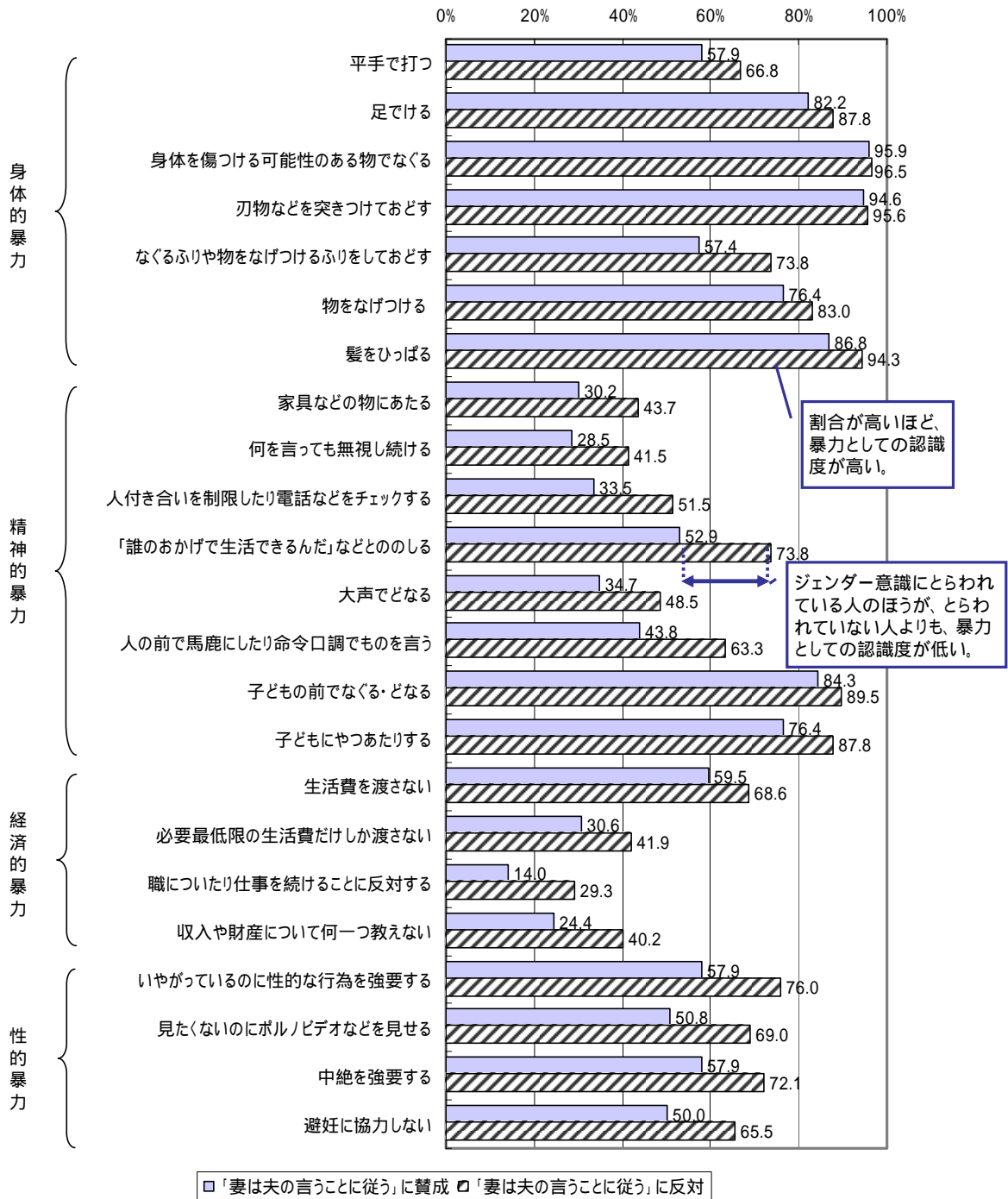
女性、男性共に、命令口調でものを言うといった威圧的な態度や性的暴力について、ジェンダー意識の違いにより暴力としての認識に差がみられる。

図表II-37ジェンダー意識と暴力としての認識：「どんな場合も暴力にあたる」と回答した割合(女性 n=648)



備考) 「妻は夫の言うことに従う」に賛成：問1の男女のあり方に関する基本的な考えにおいて、「妻は夫の言うことに従う」に「同感」又は「どちらかといえば同感」と回答した人  
 「妻は夫の言うことに従う」に反対：問1の男女のあり方に関する基本的な考えにおいて、「妻は夫の言うことに従う」に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人

図表II-38ジェンダー意識と暴力としての認識：「どんな場合も暴力にあたる」と回答した割合(男性 n=487)



備考) 「妻は夫の言うことに従う」に賛成：問1の男女のあり方に関する基本的な考えにおいて、「妻は夫の言うことに従う」に「同感」又は「どちらかといえば同感」と回答した人  
 「妻は夫の言うことに従う」に反対：問1の男女のあり方に関する基本的な考えにおいて、「妻は夫の言うことに従う」に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人

## 2-5. 暴力にあたらぬ理由

- DVを暴力にあたると思わぬ理由は、「夫婦間なら多少は問題ないと思う」が、女性、男性共に5割を占め、「けがをするようなことではないから」、「夫が家計を支えているから」と続いている。
- 暴力としての認識と併せてみると、けがをするようなことではない行為は、夫婦間においては「多少」のことで認識されていること、経済力のある者が力を振るうことに対する問題意識が薄いことがうかがえる。
- 自営業・家業を営んでいる女性は、「夫婦間なら多少は問題ないと思う」及び「夫が家計を支えているから」という理由で、DVを暴力にあたると思わぬ人の割合が高い。

問5 問4の「A～W」のうち「3 暴力にあたると思わぬ」が1つでもある方にお聞きします。そう思われる理由は何ですか。（はいくつでも）

- 1 妻は夫に従うものだから
- 2 夫婦間なら多少のことは問題ないと思うから
- 3 けがをするようなことではないから
- 4 夫は家長であり家庭の中では一番偉いから
- 5 夫が家計を支えているから
- 6 自分の両親も行っていて、当たり前だと思うから
- 7 その他（ ）

備考) 女性、男性共に問5

2-3で挙げた行為のうち、一つでも「暴力にあたると思わぬ」と回答した人にその理由を聞いたところ、「夫婦間なら多少は問題ないと思う」との回答が、女性52.3%、男性49.7%と最も多く、「けがをするようなことではないから」が、女性45.7%、男性42.5%と続いている。

図表II-32及び図表II-33の通り、最も暴力として認識されているのは、刃物などを使った身体を傷つけるような行動であった。反対に、けがをするようなことではない行為については夫婦間では「多少」のことで過小評価されていることがうかがえる。

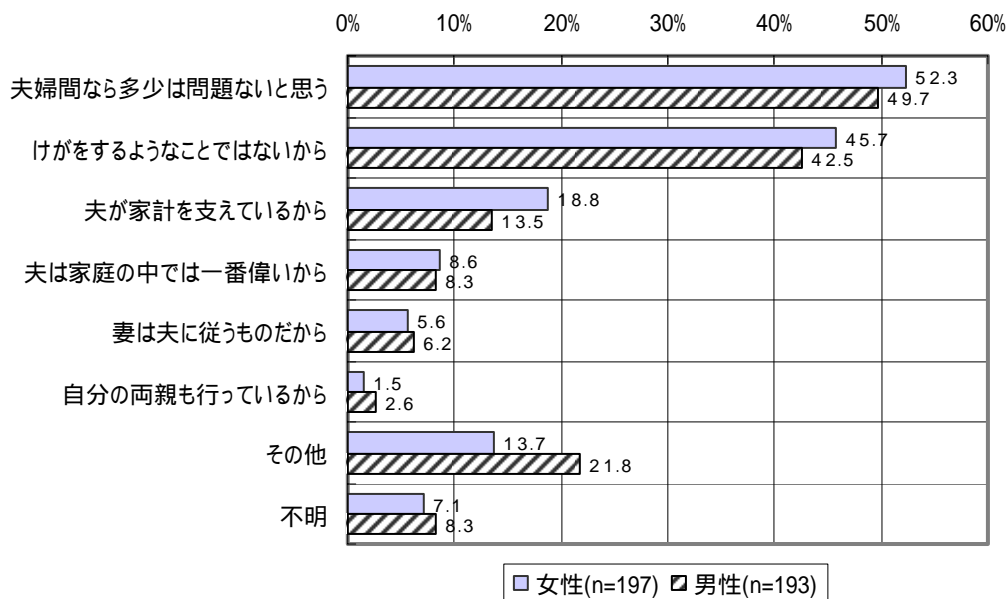
上記2つの理由に続いて「夫が家計を支えているから」との回答も多く、女性18.8%、男性13.5%となっている。女性の経済活動を制約するような行為については、暴力としての認識度が低かったことを併せてみると、家庭内で経済的に力のある者が経済的弱者を支配することに対する問題意識が低いことがうかがえる。

「その他」の主な意見としては、暴力という言葉の定義に当てはまらない、時と場合による、双方に非があるといったものが女性、男性共に多く見受けられた。また、図表II-32及び図表II-33において、最も暴力としての認識度が低かった「職についたり仕事を続けることに反対する」を特定して、職についたり仕事を続けることに反対するのは一つの意見である、といった理由も女性、男性共にみられた。

女性について職業別にみると、自営業・家業で、「夫婦間なら多少は問題ないと思う」

及び「夫が家計を支えているから」と回答した人の割合が高くなっている。公務員・会社員とパート・アルバイト・嘱託等においては、「けがをするようなことではないから」の回答が多い。図表 II-36にて、自営業・家業の人はDVの暴力としての認識度が低く、特に「必要最低限の生活費しか渡さない」を暴力にあたると思う人の割合が低いことをみだが、職場の上下関係が家庭に持ち込まれがちな自営業・家業の女性は、暴力的な行為をふるわれたとしても大事と捉えない傾向があると推測される。

図表II-39 暴力にあたらない理由（複数回答）



図表II-40 職業別 暴力にあたらない理由（女性、複数回答）

	全体 (n=197)	農林漁業 (n=2)	自営業・家業 (n=20)	公務員・会社員 (n=23)	パート・アルバイト・嘱託等 (n=53)	専業主婦 (n=61)	学生 (n=5)	無職 (n=24)	その他 (n=6)
妻は夫に従うものだから	5.6	50.0	10.0	4.3	5.7	1.6	0.0	8.3	16.7
夫婦間なら多少は問題ないと思う	52.3	100.0	70.0	43.5	49.1	54.1	40.0	41.7	50.0
けがをするようなことではないから	45.7	0.0	35.0	60.9	60.4	42.6	0.0	41.7	0.0
夫は家庭の中では一番偉いから	8.6	0.0	10.0	17.4	7.5	4.9	0.0	12.5	0.0
夫が家計を支えているから	18.8	0.0	35.0	17.4	9.4	21.3	20.0	20.8	16.7
自分の両親も行っているから	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	33.3
その他	13.7	50.0	15.0	8.7	11.3	18.0	60.0	4.2	0.0
不明	7.1	0.0	10.0	0.0	7.5	6.6	0.0	16.7	0.0

備考) 単位：%

### 3 DV被害者(女性が受けたDV)の実態

#### 3-1. 身体的暴力

- 身体的暴力を受けた経験のある女性は3割である。職業別にみると、自営業・家業で被害経験者の割合が高くなっている。
- 平成17年内閣府調査と比較すると、身体的暴力を受けた経験がある女性の割合は、本市の方が若干高く、DVが潜在的に多いことが懸念される。
- 身体的暴力被害者の半数以上が「平手で打つ」といった暴力としての認識度が低い行為の被害を経験している。DVの繰り返し、過激化を防ぐためにもDVの理解を促進することが必要である。

問6 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けたことがありますか。(は1つ)

1 何度もあった	2 1、2度あった	3 まったくない
----------	-----------	----------

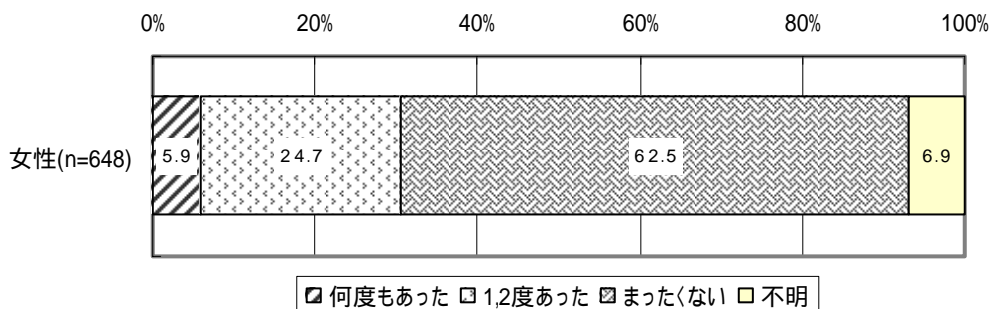
備考) 女性のみ質問

#### 身体的暴力の経験

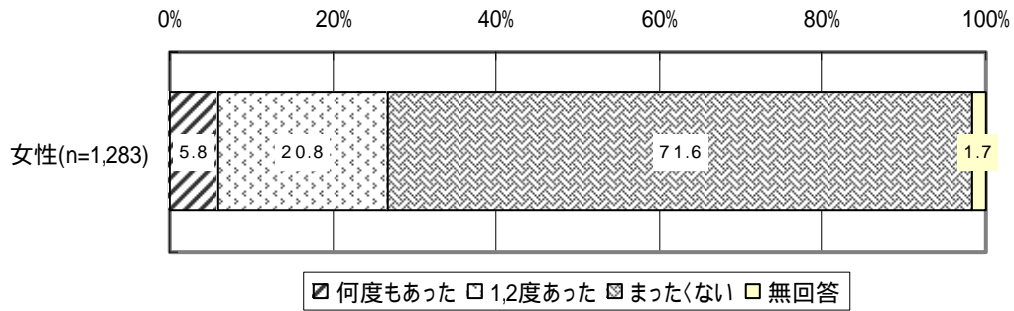
過去あるいは現在に夫や恋人がいる(いた)女性に、殴る、蹴るなどの身体的暴力を受けた経験を聞いたところ、「何度もあった」人が5.9%で、「1、2度あった」(24.7%)と併せると3割の人が身体的暴力を受けた経験があった。

平成17年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、身体的暴力を受けた経験が「何度もあった」人の割合は同程度であるが、「1、2度あった」人は、本市の方が4ポイント高くなっており、DVが潜在的に多いことが懸念される。

図表II-41 身体的暴力の被害経験(女性)



図表II-42 内閣府男女共同参画局「配偶者からの身体的暴力の被害経験」(女性)



備考)平成 17 年 11 月～12 月に全国 20 歳以上の男女 4,500 人を対象とした調査。有効回収数は女性 1,578 人、男性 1,310 人。「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」に対する回答。

資料)内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 18 年 4 月)

### 身体的暴力の内容

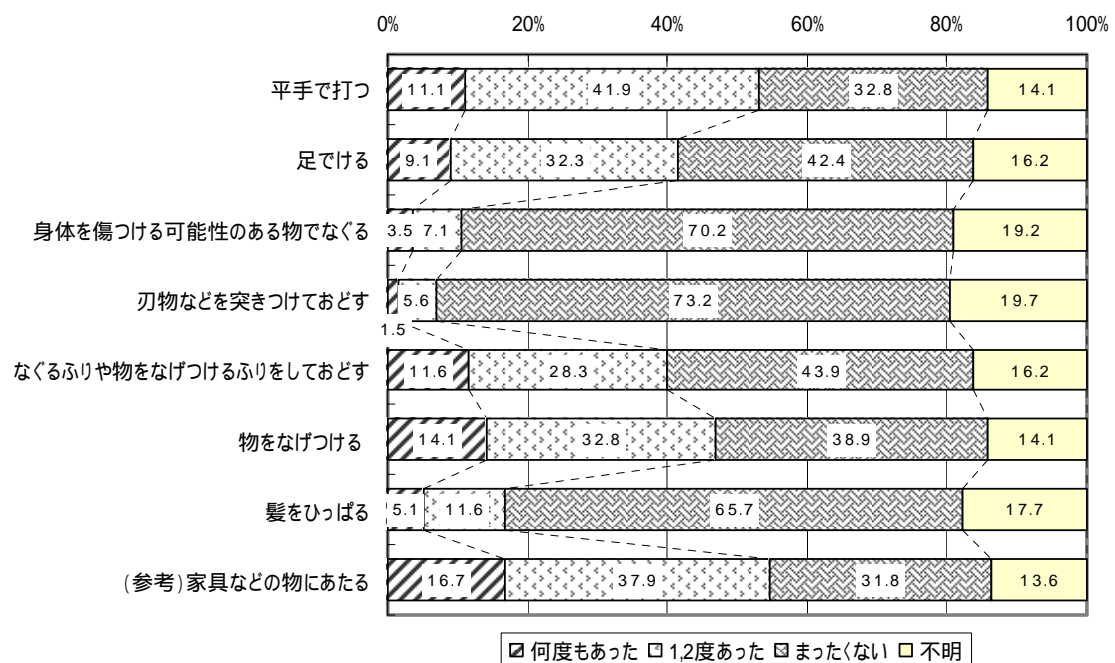
問 7 問 6 で「1 何度もあった」「2 1、2 度あった」と回答した方にお聞きします。  
あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。( はそれぞれ 1 つずつ)

	何度も あった	1、2 度 あった	まったく ない
a 平手で打つ	1	2	3
b 足でける	1	2	3
c 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3
d 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
e なぐるふりをして、おどす	1	2	3
f 物をなげつける	1	2	3
g 家具などの物にあたる	1	2	3
h 髪をひっぱる	1	2	3

夫や恋人から身体的暴力を受けた経験のある人に、どのような身体的暴力を受けたのかを聞いたところ、回答者の半数以上が図表 II-32にて暴力としての認識度が低かった「平手で打つ」について被害を経験していた。暴力としての認識度が低い行為は、被害者意識や加害者意識が希薄になりがちなので、発見されにくく繰り返されやすい。暴力が繰り返されたり過激化するのを防ぐためにも、暴力としての認識度が低いDVを暴力として認識させることが必要である。

他方、暴力としての認識度が高かった「身体を傷つける可能性のある物でなくる」や「刃物などを突きつけておどす」、「髪をひっぱる」の被害にあった人は比較的少なかった。

図表II-43 身体的暴力の被害内容（女性 n=198）



備考)「家具などの物にあたる」については、2-3 にて「精神的暴力」に分類したため、ここでは、参考値とした。

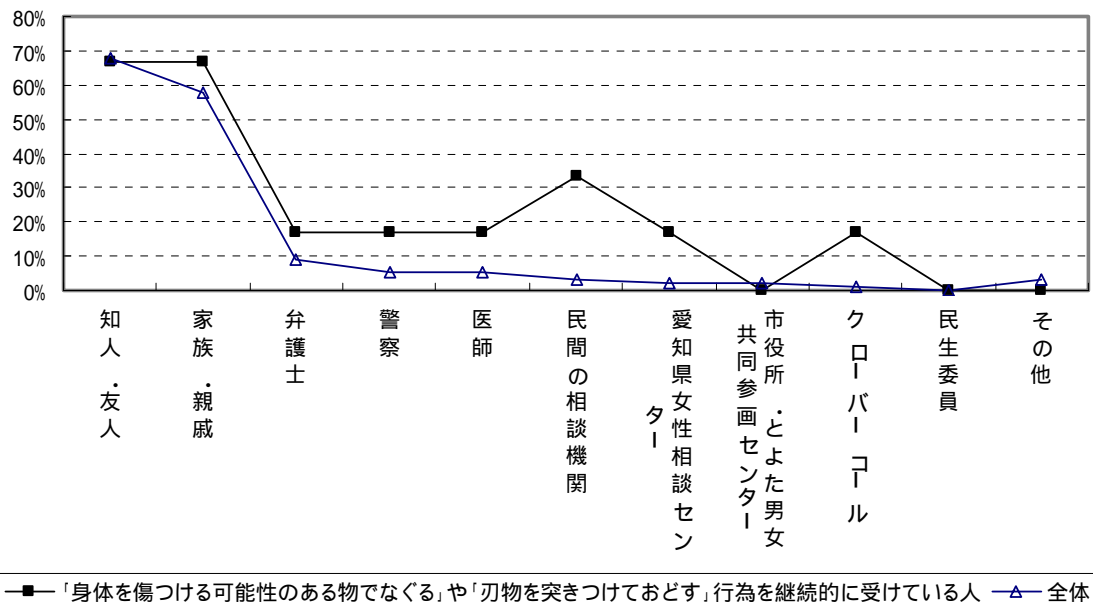


身体的暴力の被害者の中でも、「身体を傷つける可能性のある物でなくる」や「刃物などを突きつけておどす」といった、重大な事件につながる恐れのある行為を継続的に受けている人に特化してみると、DV被害の相談先については（図表 II-44）、弁護士や警察、医師、民間機関などの専門機関へ相談する人の割合が女性全体よりも高くなっている。また、DVを受けたことを誰にも相談しない理由については（図表 II-45）、「自分さえ我慢すればと思ったから」や「恥ずかしくて言えなかったから」、「相談してもわかってもらえないから」、「相談する場所がわからなかった」との回答率が女性全体よりも高く、女性全体において半数が回答にあげている「相談するほどではなかったから」を回答にあげた人はいなかった。身の危険を感じるような暴力を受けている人が、周囲の目を気にすることなく、心置きなく相談できる場所が必要とされている。

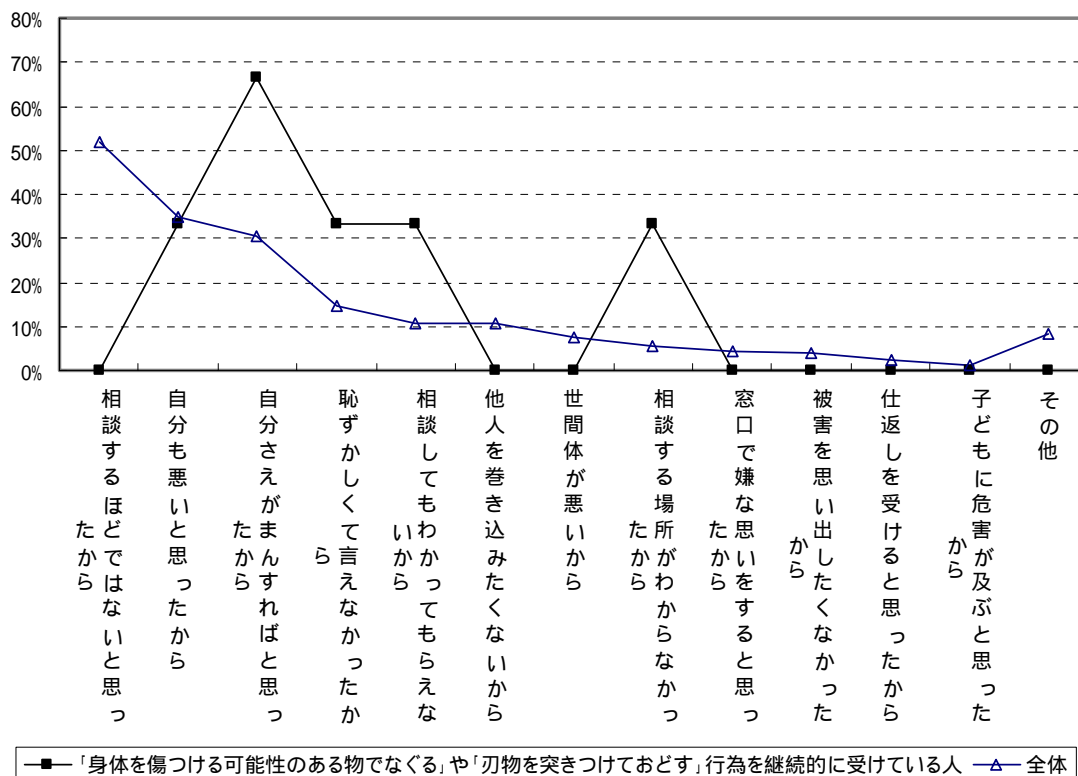
DVを受けた女性を救うために必要な相談窓口については（図表 II-46）、「精神的支援などのできる相談窓口」や「専門知識をもつ相談員のいる相談窓口」を求める人が多く、必要な支援としては（図表 II-47）、「住宅確保に関する支援」や「各種手続きに関する支援」、「経済的な支援」といった回答が多く見られる。

このように、身体を傷つける可能性のある物や刃物を使った行為を継続的に受けている女性は、DV加害者から自立するための具体的な支援を望む一方で、精神的な安らぎも求めている。これらの行為は生命の危険を伴う行為であるので、被害者が少ないといえども決して無視できるものではない。こうした被害者が安心して生活できるような支援策を講じていくことも必要である。

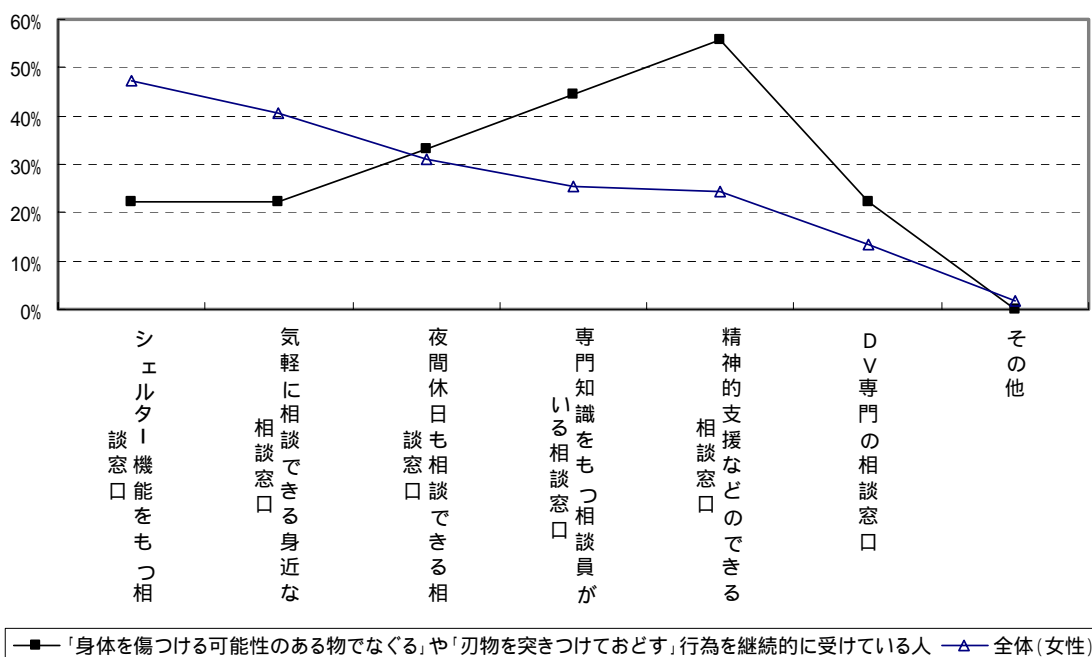
図表II-44 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 DV被害の相談先（女性、複数回答）



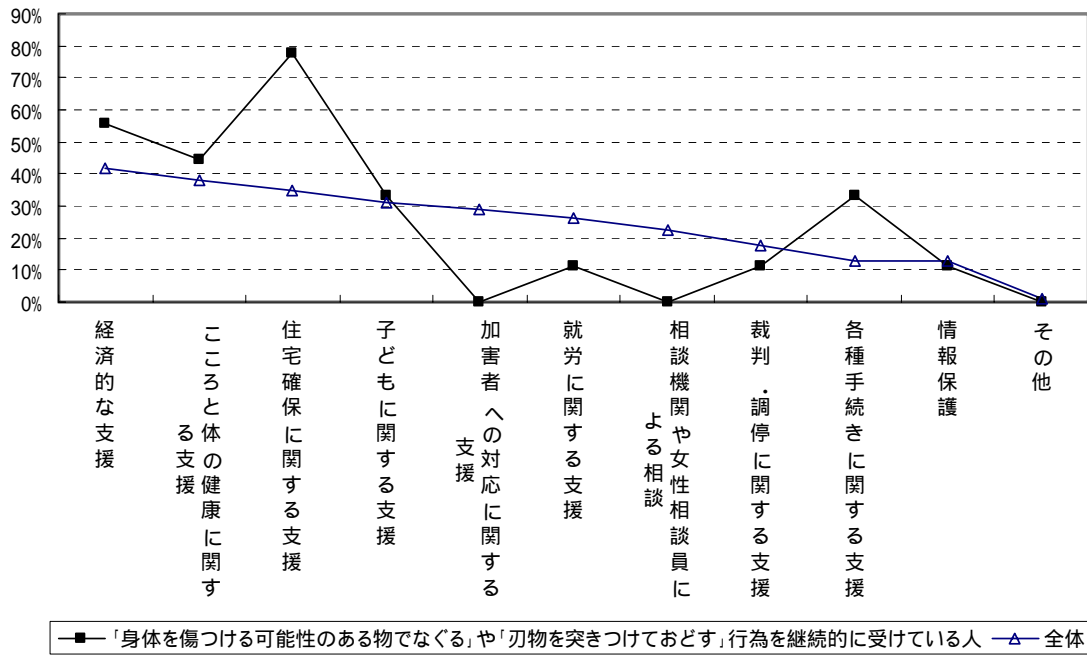
図表II-45 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 DV被害を相談しない理由（女性、複数回答）



図表II-46 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設（女性、複数回答）



図表II-47 重大な事件につながる恐れのある行為の被害者 被害女性を救うために必要な支援（女性、複数回答）



### 3-2. 精神的暴力・経済的暴力

- 精神的暴力・経済的暴力を受けた経験のある女性は2割である。職業別にみると、自営業・家業で被害経験者の割合が高くなっている。
- 平成17年内閣府調査と比較すると、精神的暴力・経済的暴力を受けた経験がある女性の割合は、本市の方が若干高い。
- 精神的暴力・経済的暴力被害者の半分以上が「大声でどなる」や「人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う」について被害を経験している。自営業・家業の人で、経済的暴力を受けたと回答した女性はいない。

問8 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けたことがありますか。( は1つ)

1 何度もあった                      2 1、2度あった                      3 まったくない

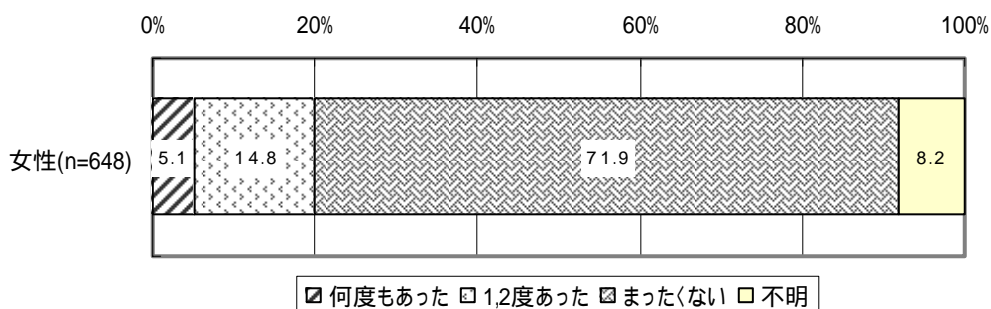
備考) 女性のみの質問

#### 精神的暴力・経済的暴力の経験

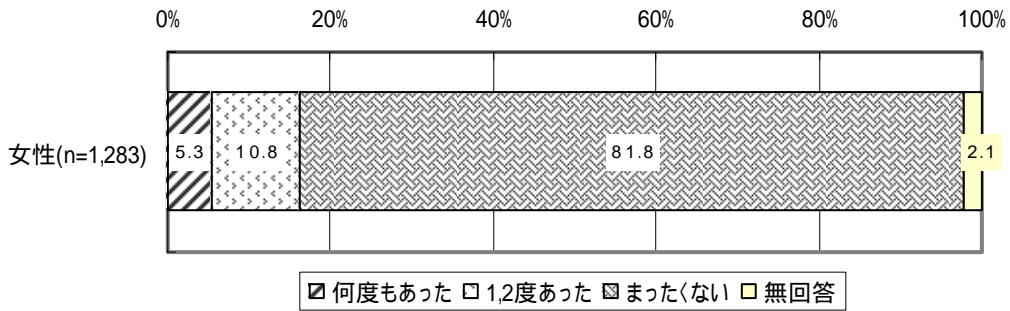
過去あるいは現在に夫や恋人がいる(いた)女性に精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫などの暴力の被害経験を聞いたところ、「何度もあった」が5.1%であり、「1、2度あった」(14.8%)と併せると2割が暴力を受けた経験があった。

平成17年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、「何度もあった」割合は同程度であるが、「1、2度あった」と回答した人が、本市の方が4ポイント高く、全国との比較は身体的暴力と同様の結果となっている。

図表II-48 精神的暴力・経済的暴力の被害経験(女性)



図表II-49 内閣府男女共同参画局「配偶者からの精神的暴力の被害経験」(女性)



備考)平成 17 年 11 月～12 月に全国 20 歳以上の男女 4,500 人を対象とした調査。有効回収数は女性 1,578 人、男性 1,310 人。「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」に対する回答。

資料) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 18 年 4 月)

### 精神的暴力・経済的暴力の内容

問 9 問 8 で「1 何度もあった」「2 1、2 度あった」と回答した方にお聞きします。

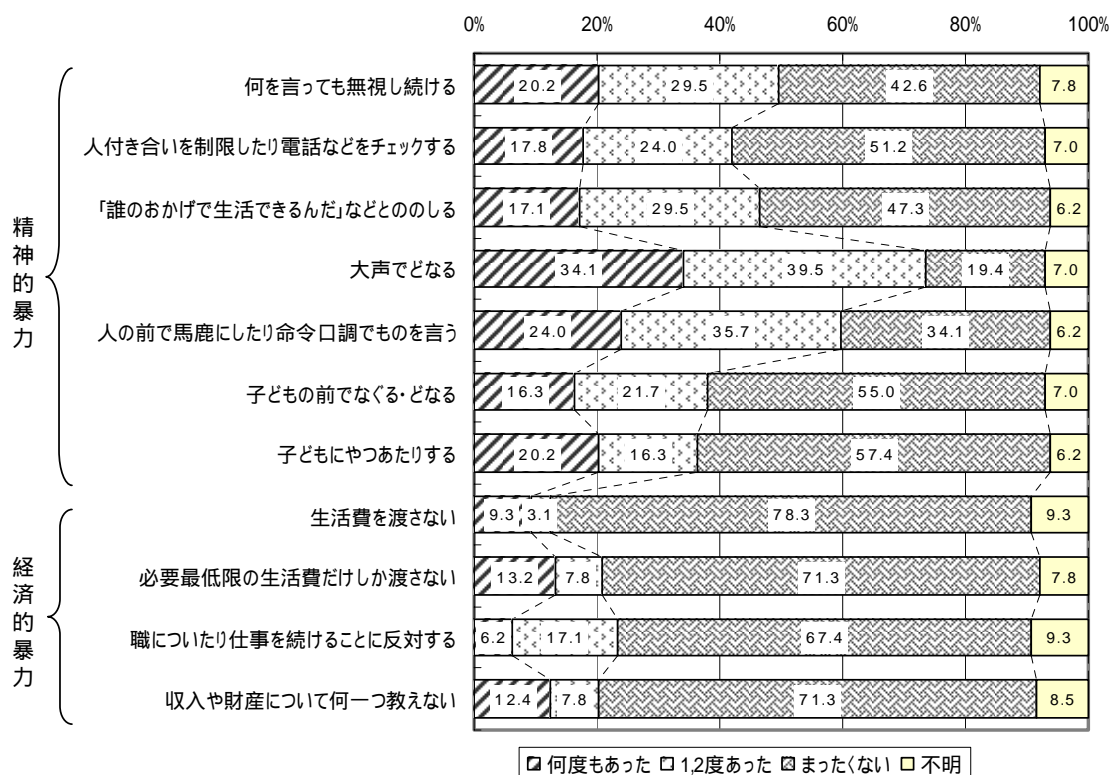
あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。( はそれぞれ 1 つずつ)

	何度も あった	1、2度 あった	まったく ない
何を言っても無視し続ける	— 1 —	— 2 —	— 3 —
j 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする	— 1 —	— 2 —	— 3 —
k 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「役立たず」などとののしる	— 1 —	— 2 —	— 3 —
l 大声でどなる	— 1 —	— 2 —	— 3 —
m 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする	— 1 —	— 2 —	— 3 —
n 生活費を渡さない	— 1 —	— 2 —	— 3 —
o 必要最低限の生活費だけしか渡さない	— 1 —	— 2 —	— 3 —
p 職についたり仕事を続けることに反対する	— 1 —	— 2 —	— 3 —
q 収入や財産について何一つ教えない	— 1 —	— 2 —	— 3 —
r 子どもの前でなぐる・どなる	— 1 —	— 2 —	— 3 —
s 子どもにやつあたりする	— 1 —	— 2 —	— 3 —

精神的暴力、経済的暴力を受けた経験のある人が受けた暴力の内容についてみると、回答者の半分以上が「大声でどなる」や「人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う」について被害を経験していた。このような言葉による暴力は、暴力の跡が「心」という目に見えないところに残るため、周囲から気付かれにくく、また、本人も自覚しにくいいため、気付かないうちに被害者を深刻な精神状態に追いこむことがある。暴力を受けた証拠がはっきりと残らない暴力であっても、早い段階で相談できるような相談窓口とその周知が必要である。

他方、経済的暴力について被害を経験した人は比較的少なく1～2割程度であった。

図表II-50 精神的暴力・経済的暴力の被害経験（女性 n=129）



### 3-3. 性的暴力

- 女性の4人に1人が、性的暴力を受けた経験がある。職業別にみると、パート・アルバイト・嘱託等で被害経験者の割合が高くなっている。
- 平成17年内閣府調査と比較すると、性的暴力の被害者は本市の方が約10ポイント高い。
- 性的暴力被害者の約4割が「避妊に協力しない」について被害を経験しており、特に会社員で被害の割合が高い。

問10 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、いやがっているのに性的な行為を強要されたことがありますか。( は1つ)

1 何度もあった                      2 1、2度あった                      3 まったくない

備考) 女性のみ質問

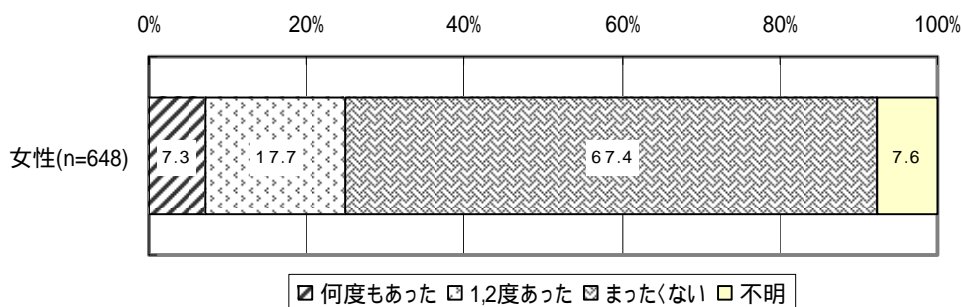
#### 性的暴力の経験

過去あるいは現在、夫や恋人がいる(た)女性に、性的行為を強要された経験を聞いたところ、「何度もあった」が7.3%であり、「1、2度あった」(17.7%)と併せると、4人に1人が性的暴力を受けた経験があった。

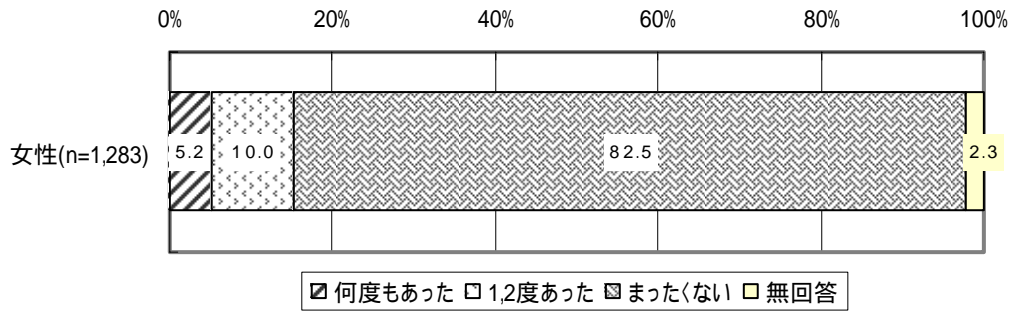
平成17年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、本市における性的暴力の被害を受けた割合は、全国よりも9.8ポイント高くなっている。

これらの結果の背景には、妻や恋人は自分の所有物であるかのような誤解、女性は男性の言いなりになって当たり前という女性蔑視の考え方があると考えられ、夫婦や恋人間でも、性的行為の強要は暴力にあたることを男性にも理解を促すことが必要である。

図表II-51 性的暴力の被害経験(女性)



図表II-52 内閣府男女共同参画局「配偶者からの性的暴力の被害経験」(女性)



備考)平成 17 年 11 月～12 月に全国 20 歳以上の男女 4,500 人を対象とした調査。有効回収数は女性 1,578 人、男性 1,310 人。「いやがっているのに性的な行為を強要された」に対する回答。  
資料)内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 18 年 4 月)

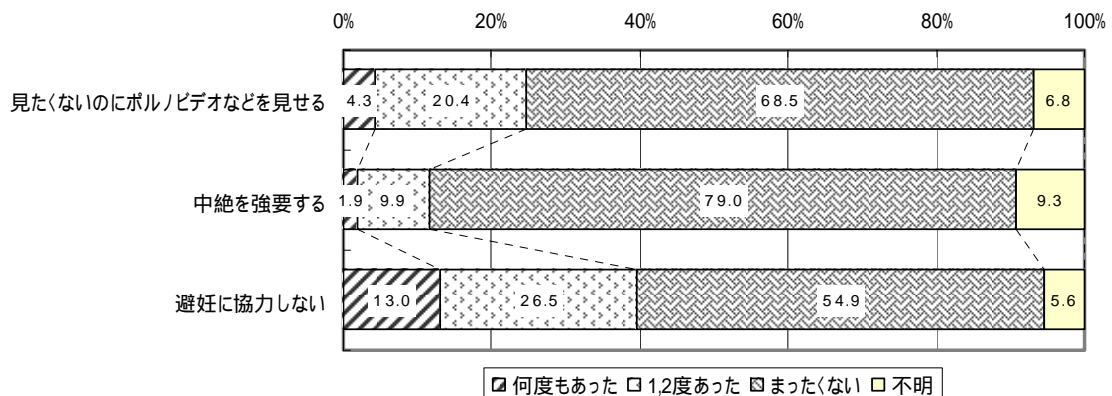
### 性的暴力の内容

問 11 問 10 で「1 何度もあった」「2 1、2 度あった」と回答した方にお聞きます。  
あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。( はそれぞれ 1 つずつ)

	何度もあった	1、2 度あった	まったくない
t 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
u 中絶を強要する	1	2	3
v 避妊に協力しない	1	2	3

夫や恋人からの性的暴力経験者が、どのような性的暴力を受けたのかをみると、約 40% が「避妊に協力しない」をあげていた。他方、「中絶を強要する」については、被害を受けた人が比較的少なかった。

図表II-53 性的暴力の被害内容(女性 n=162)





### 3-4. 暴力の重複

- 継続的に暴力を受けている人のうち、約半数が複数の種類の暴力を受けている。
- 暴力の重複度をみると、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力の被害者には、身体的暴力と精神的暴力、及び精神的暴力と経済的暴力の被害を重複して受けている人が多い。他方、性的暴力被害者は、性的暴力のみを受けている人が半数を占めている。
- 何度もDVを受けている女性は、継続的に多様な暴力を受けており、精神的に多大なダメージを受けていると想像される。被害者の心のケアが必要である。

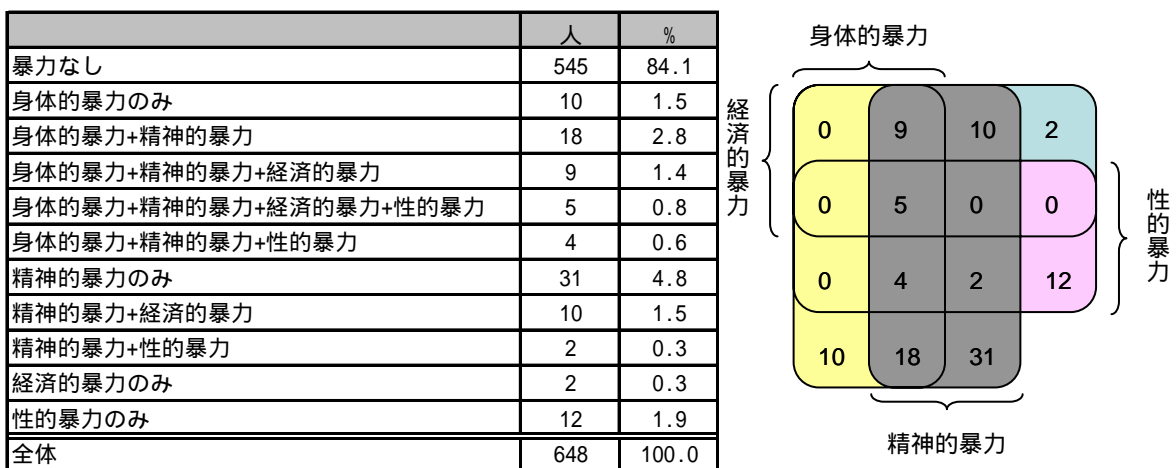
問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、それぞれの暴力を受けた経験が「何度もあった」と回答したものの重複度合いをみたのが図表II-54である。

女性回答者648人のうち16%にあたる103人が何らかの暴力を継続的に受けている。このうち、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び性的暴力のいずれか1つを受けている人は約半数で、残りの半数は複数の暴力を受けている。

暴力の重複をみると、身体的暴力被害者の8割が他の暴力を受けており、中でも精神的暴力との重複割合が高い。精神的暴力被害者についても、身体的暴力や経済的暴力と重複して受けている人の割合が高い。経済的暴力を受けている人のほとんどは、精神的暴力が身体的暴力の被害にあっている。他方、性的暴力被害者の半数は性的暴力のみを受けており、経済的暴力や身体的暴力と重複して被害を受けている人はいない。

何度もDVを受けている女性は、多種類の暴力を継続的に受けており、精神的に相当なダメージを受けていると想像される。DV被害者に対する精神面での支援が必要である。

図表II-54 暴力被害の重複（女性）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの暴力行為について、その被害を「何度もあった」と回答したものの人数、割合。ベン図内の数字は、各領域の人数を示している。

## 4 DV加害者の実態

### 4-1. DV加害者の実態

- 男性回答者の 40%～50%が、パートナーに対し大声でどなったり、何を言っても無視し続けたりしたことがある。身体を傷つける可能性のある行動や、経済的暴力については加害経験者が少ない。
- DVの加害実態と暴力としての認識との関係を見ると、身体的暴力、精神的暴力、及び経済的については、暴力としての認識のなさが暴力行為を引き起こしていることがうかがえる。DVの理解を促進するための施策が必要である。

問6 あなたはこれまでにあなたの妻や恋人に、次のことをしたことがありますか。( はそれぞれ1つずつ)

	何度も ある	1、2度 ある	まったく ない
A 平手で打つ	A <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
B 足でける	B <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
C 身体を傷つける可能性のある物でなく	C <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
D 刃物などを突きつけて、おどす	D <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
E なくるふりや物をなげつけるふりをして、おどす	E <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
F 物をなげつける	F <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
G 家具などの物にあたる	G <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
H 髪をひっぱる	H <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
I 何を言っても無視し続ける	I <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
J 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする	J <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う	K <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
L 大声でどなる	L <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
M 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする	M <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
N 生活費を渡さない	N <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
O 必要最低限の生活費だけしか渡さない	O <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
P 職についたり仕事を続けることに反対する	P <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
Q 収入や財産について何一つ教えない	Q <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
R いやがっているのに性的な行為を強要する	R <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
S 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	S <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
T 中絶を強要する	T <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
U 避妊に協力しない	U <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
V 子どもの前でなくる・どなる	V <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
W 子どもにやつあたりする	W <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3

備考) 男性のみの質問

ここでは、過去あるいは現在、妻や恋人がいる(た)男性の、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力の加害経験をみる。さらに、加害経験と図表 II-33 でみた、男性の暴力としての認識度とのクロス集計を行うことで、暴力加害の実態と暴力としての認識との関係を把握する。

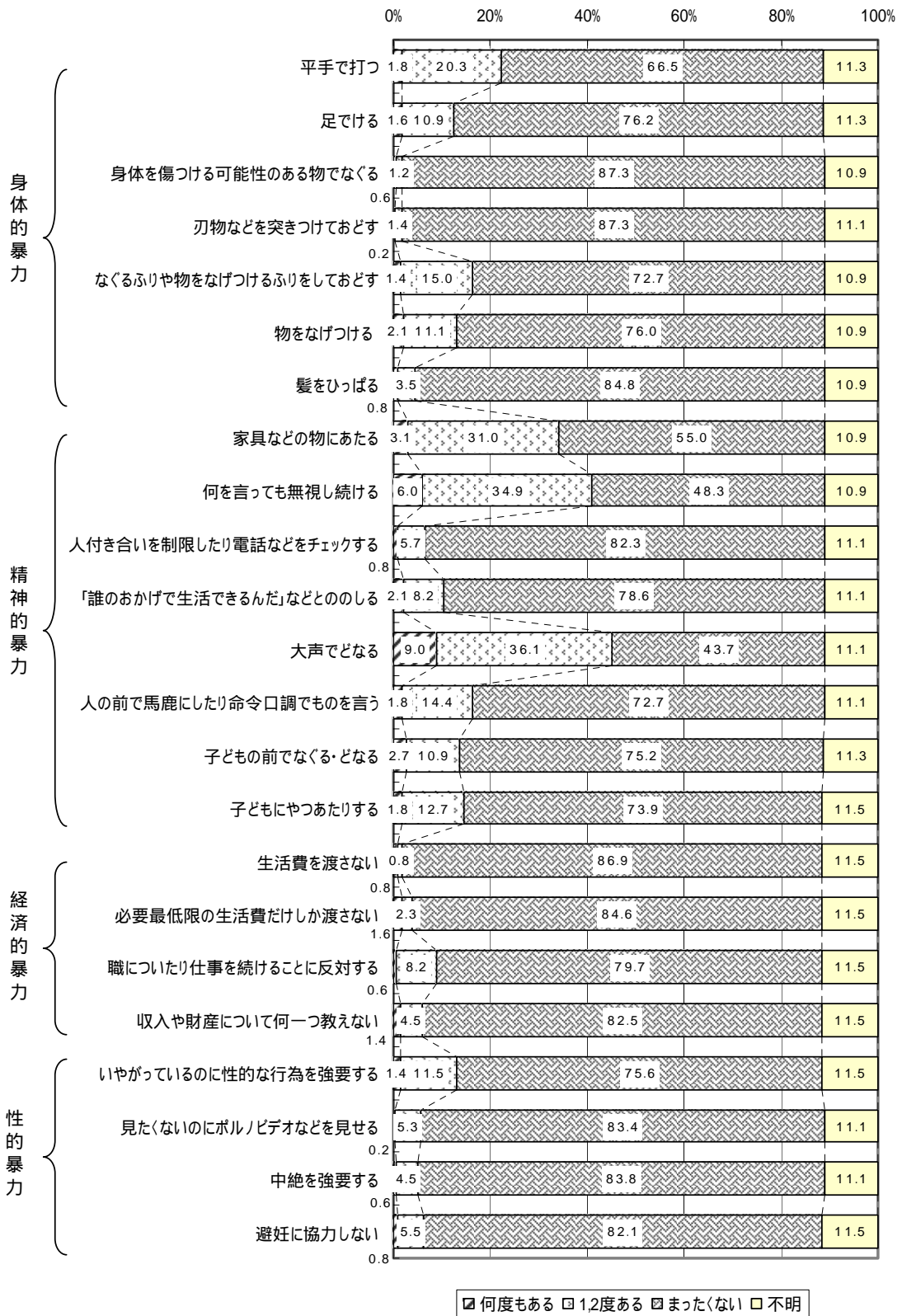
まず、身体的暴力についての加害経験をみると、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」や「刃物などを突きつけておどす」、「髪をひっぱる」といった暴力としての認識度が高い行為の加害経験者はわずかで、暴力としての認識度が低かった「平手で打つ」については、加害経験者が比較的多くなっている。

精神的暴力については、男性回答者の約 40% ~ 45% がパートナーに対して「大声でどなる」「何を言っても無視し続ける」といった行為をしたことがある。

経済的暴力と性的暴力については、いずれの行為も加害経験者が少ないが、「いやがっているのに性的な行為を強要する」は 12.9% と比較的多くなっている。

暴力の加害実態と暴力としての認識との関係をみると(図表 II-56)、身体的暴力、精神的暴力、及び経済的暴力の加害経験が「何度もあった」と回答している男性は、各々の行為を「暴力にあたると思わない」と回答している割合が高く、DV を暴力として認識していない人ほど、暴力を振るう傾向がある。DV に関する理解を深めることが必要である。

図表II-55 暴力の加害経験（男性 n=487）



図表II-56 DV加害の実態と暴力としての認識（男性）

D Vの加害実態		D Vの加害実態				調査数（暴力 の認識度）	
		何 度 も あ る	1 、 2 度 あ る	ま っ た く な い	不 明		
身 体 的 暴 力	D Vの意識	どんな場合も暴力にあたると思う	1.3	16.7	71.6	10.4	299 (61.4)
		暴力の場合とそうでない場合がある	1.8	27.5	59.3	11.4	167 (34.3)
	平手で打つ	暴力にあたると思わない	<b>8.3</b>	16.7	75.0	0.0	12 (2.5)
		どんな場合も暴力にあたると思う	1.2	9.1	79.6	10.1	407 (83.6)
	足でける	暴力の場合とそうでない場合がある	1.6	23.0	60.7	14.8	61 (12.5)
		暴力にあたると思わない	<b>11.1</b>	11.1	77.8	0.0	9 (1.8)
	身体を傷つける可能性のある物でなく	どんな場合も暴力にあたると思う	0.4	0.6	88.7	10.2	462 (94.9)
		暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	33.3	66.7	0.0	6 (1.2)
	刃物などを突きつけておどす	暴力にあたると思わない	<b>11.1</b>	0.0	88.9	0.0	9 (1.8)
		どんな場合も暴力にあたると思う	0.0	1.3	88.2	10.5	456 (93.6)
	なぐるふりや物をなげつけるふりをしておどす	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	9.1	90.9	0.0	11 (2.3)
		暴力にあたると思わない	0.0	0.0	100.0	0.0	9 (1.8)
	物をなげつける	どんな場合も暴力にあたると思う	1.0	10.3	79.8	9.0	312 (64.1)
		暴力の場合とそうでない場合がある	2.0	27.2	58.5	12.2	147 (30.2)
	髪をひっぱる	暴力にあたると思わない	0.0	5.3	89.5	5.3	19 (3.9)
		どんな場合も暴力にあたると思う	1.6	8.1	80.2	10.2	383 (78.6)
	家具などの物にあたる	暴力の場合とそうでない場合がある	3.8	27.5	61.3	7.5	80 (16.4)
		暴力にあたると思わない	<b>6.7</b>	6.7	73.3	13.3	15 (3.1)
何を言っても無視し続ける	どんな場合も暴力にあたると思う	0.7	2.8	86.7	9.9	435 (89.3)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	9.7	77.4	12.9	31 (6.4)	
人付き合いを制限したり電話などをチェックする	暴力にあたると思わない	0.0	18.2	81.8	0.0	11 (2.3)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	1.7	20.0	71.4	6.9	175 (35.9)	
「誰のおかげで生活できるんだ」などとののしる	暴力の場合とそうでない場合がある	1.7	39.6	47.0	11.7	230 (47.2)	
	暴力にあたると思わない	<b>9.7</b>	33.3	45.8	11.1	72 (14.8)	
大声でどなる	どんな場合も暴力にあたると思う	3.6	21.2	68.5	6.7	165 (33.9)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	5.1	42.6	38.7	13.6	235 (48.3)	
人の前で馬鹿にしたり命令口調でものを言う	暴力にあたると思わない	<b>14.7</b>	44.0	34.7	6.7	75 (15.4)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	1.5	1.5	88.0	9.0	200 (41.1)	
子どもの前でなく、どなる	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	10.4	78.3	11.3	212 (43.5)	
	暴力にあたると思わない	<b>1.6</b>	4.8	85.7	7.9	63 (12.9)	
子どもにやつあたりする	どんな場合も暴力にあたると思う	1.7	4.3	84.7	9.3	301 (61.8)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	2.1	15.3	70.8	11.8	144 (29.6)	
生活費を渡さない	暴力にあたると思わない	<b>6.3</b>	15.6	68.8	9.4	32 (6.6)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	5.6	26.3	59.1	9.1	198 (40.7)	
必要最低限の生活費だけが渡さない	暴力の場合とそうでない場合がある	9.7	44.9	33.1	12.3	236 (48.5)	
	暴力にあたると思わない	<b>22.0</b>	41.5	34.1	2.4	41 (8.4)	
職についたり仕事を続けることに反対する	どんな場合も暴力にあたると思う	2.0	9.4	78.0	10.6	255 (52.4)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	1.0	21.9	66.7	10.4	192 (39.4)	
収入や財産について何一つ教えない	暴力にあたると思わない	<b>7.1</b>	10.7	78.6	3.6	28 (5.7)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	2.2	9.1	77.4	11.3	416 (85.4)	
いやがっているのに性的な行為を強要する	暴力の場合とそうでない場合がある	6.1	30.6	59.2	4.1	49 (10.1)	
	暴力にあたると思わない	<b>7.7</b>	0.0	92.3	0.0	13 (2.7)	
見たくないのにポルノビデオなどを見せる	どんな場合も暴力にあたると思う	1.5	11.6	75.7	11.1	395 (81.1)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	3.2	19.0	71.4	6.3	63 (12.9)	
中絶を強要する	暴力にあたると思わない	<b>4.8</b>	19.0	66.7	9.5	21 (4.3)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	0.6	0.0	90.0	9.4	309 (63.4)	
避妊に協力しない	暴力の場合とそうでない場合がある	0.8	1.6	82.9	14.6	123 (25.3)	
	暴力にあたると思わない	<b>2.3</b>	2.3	88.6	6.8	44 (9.0)	
性的暴力	どんな場合も暴力にあたると思う	1.1	1.1	87.9	9.8	174 (35.7)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	1.7	2.6	84.0	11.7	231 (47.4)	
性的暴力	暴力にあたると思わない	<b>2.8</b>	4.2	84.7	8.3	72 (14.8)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	1.0	1.9	84.5	12.6	103 (21.1)	
性的暴力	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	10.9	78.6	10.5	276 (56.7)	
	暴力にあたると思わない	<b>2.1</b>	7.2	82.5	8.2	97 (19.9)	
性的暴力	どんな場合も暴力にあたると思う	0.7	1.3	88.2	9.8	153 (31.4)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.9	5.3	83.3	10.5	228 (46.8)	
性的暴力	暴力にあたると思わない	<b>4.3</b>	7.4	76.6	11.7	94 (19.3)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	0.9	7.2	81.3	10.6	321 (65.9)	
性的暴力	暴力の場合とそうでない場合がある	3.0	23.0	63.7	10.4	135 (27.7)	
	暴力にあたると思わない	0.0	9.5	85.7	4.8	21 (4.3)	
性的暴力	どんな場合も暴力にあたると思う	<b>0.3</b>	1.0	88.5	10.1	286 (58.7)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	12.3	75.3	12.3	146 (30.0)	
性的暴力	暴力にあたると思わない	0.0	11.4	86.4	2.3	44 (9.0)	
	どんな場合も暴力にあたると思う	1.0	2.9	86.6	9.6	314 (64.5)	
性的暴力	暴力の場合とそうでない場合がある	0.0	8.1	80.0	11.9	135 (27.7)	
	暴力にあたると思わない	0.0	7.1	89.3	3.6	28 (5.7)	
性的暴力	どんな場合も暴力にあたると思う	1.1	5.0	83.1	10.8	278 (57.1)	
	暴力の場合とそうでない場合がある	0.6	6.7	81.8	10.9	165 (33.9)	
性的暴力	暴力にあたると思わない	0.0	5.7	88.6	5.7	35 (7.2)	

注) 単位: %

## 5 DVと被害者・加害者の隔絶

### 5-1. 離別意識

- DVを受けたことのある女性の43%が、パートナーと「別れたいと思ったが別れなかった」と回答している。
- 20代や公務員・会社員で「相手と別れた」人の割合が高く、30代や専業主婦で「別れたいと思ったが別れなかった」人の割合が高くなっている。
- 継続的にDVを受けている人の8割が離別意識を持っており、特に継続的に身体的暴力を受けている人の離別意識は高い。

問12 問6、問8、問10のうち「1 何度もあった」「2 1、2度あった」が1つでもある方(経験がある方)にお聞きします。(それ以外の方は「問17」へお進みください)  
あなたは、そのような行為を受けたとき、どうしましたか。( は1つ)

- 1 相手と別れた
- 2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった
- 3 別れたい(別れよう)とは思わなかった

備考) 女性のみの質問

DVを1回でも受けたことのある女性に、被害後のパートナーとの関係を聞いたところ、「別れたいと思ったが別れなかった」割合が42.8%と最も多く、「別れたいとは思わなかった」が29.8%であり、「相手と別れた」は16.4%と最も少なくなっている。既婚・未婚別に離別意識を見ると、「相手と別れた」割合は、未婚者において55.2%と過半を占めているが、既婚者においてはその割合は6.2%で、「別れたいと思ったが別れなかった」が過半を占めている。

年齢別にみると、年齢が低いほど「相手と別れた」人が多く、特に20代においては43.9%が相手と別れている。しかし、30代において「相手と別れた」割合は18.9%と20代に比べて大幅に低くなっており、20代と30代の意識の差は大きい。この背景には、20代は未婚者が多いが、30代は結婚して小さな子どもを持っている人が多いことが影響していると考えられる。

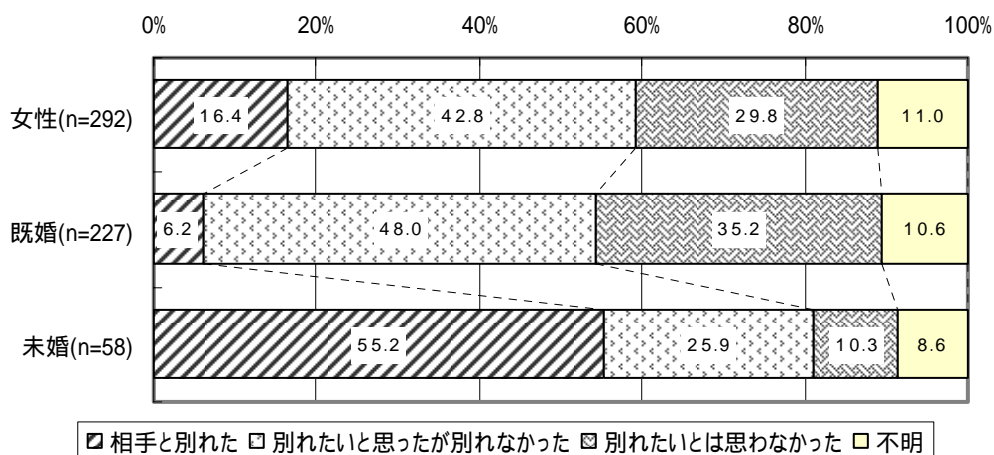
平成17年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、「相手と別れた」割合が、本市の方が10ポイント程度高くなっているが、これは、本市の回答者に占める20代の割合が14.0%であるのに対し、内閣府調査では、4.2%であることが影響していると推測される。

職業別にみると、公務員・会社員で「相手と別れた」割合が女性全体よりもかなり高く、3割を占めている。他方、パート・アルバイト・嘱託等、及び無職については、「別れたいと思ったが別れなかった」割合が半数を占め、専業主婦については、離別意識を持って居る人が(「別れたいとは思わなかった」と「別れたいと思ったが別れなかった」の合計)8割以上を占めている。パート・アルバイトや専業主婦など、経済的に自立していない女性の場合、別れることを決定することが困難であることがうかがえる。

さらに、問7・問9・問11におけるa～vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者の3分類にして、被害状況別にDVを受けた後の関係をみたものが図表II-61である。被害状況別にみると、何度も暴力を受けている人の8割が離別意識を持っている。継続的にDVを受けている被害者に対しては、加害者から隔離するための支援が望まれる。

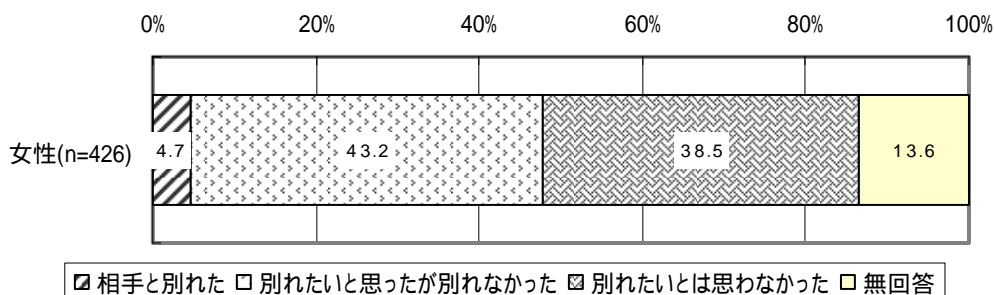
加えて、暴力の種類別に離別意識をみる。本市における被害者が最も多く、かつ生命が危険にさらされる恐れの大い身体的暴力被害者の離別意識を、身体的暴力被害者の多くが重複して受けている精神的暴力及び経済的暴力(図表II-54)の被害者と比較すると(図表II-62)、身体的暴力被害者の方が実際にパートナーと別れた人の割合が高くなっている。継続的に身体的暴力を受けている人の離別意識は非常に高い。

図表II-57 既婚・未婚別DVを受けた後の関係(女性)



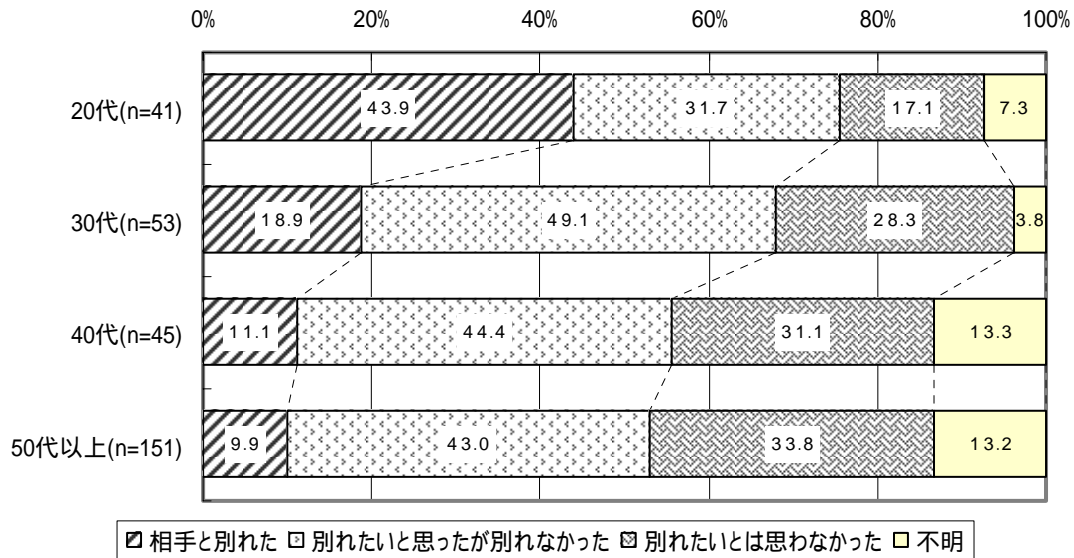
備考) 図表 I-2にて「同居の夫がいる」及び「別居の夫がいる」については「既婚」とし、それ以外を「未婚」とした。

図表II-58 内閣府男女共同参画局「DVを受けた後の関係」(女性)



備考) 平成17年11月～12月に全国20歳以上の男女4,500人を対象とした調査。有効回収数は女性1,578人、男性1,310人。「配偶者から暴力行為を最初に受けたころ、どうしたか」に対する回答資料)内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)

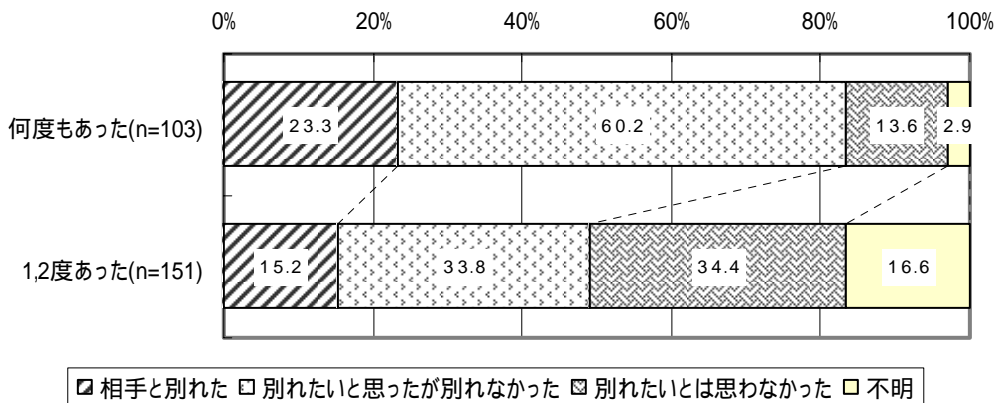
図表II-59 年齢別 DVを受けた後の関係（女性）



図表II-60 職業別 DVを受けた後の関係（女性）

	全体 (n=292)	農林漁業 (n=4)	自営業・ 家業 (n=27)	公務員・ 会社員 (n=49)	パート・ア ルバイト・ 嘱託等 (n=85)	専業主 婦 (n=84)	学生 (n=2)	無職 (n=26)	その他 (n=11)
相手と別れた	16.4	0.0	7.4	32.7	15.3	10.7	100.0	11.5	27.3
別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった	42.8	50.0	37.0	30.6	47.1	44.0	0.0	50.0	54.5
別れたい(別れよう)と思わなかった	29.8	25.0	29.6	28.6	25.9	38.1	0.0	26.9	18.2
不明	11.0	25.0	25.9	8.2	11.8	7.1	0.0	11.5	0.0

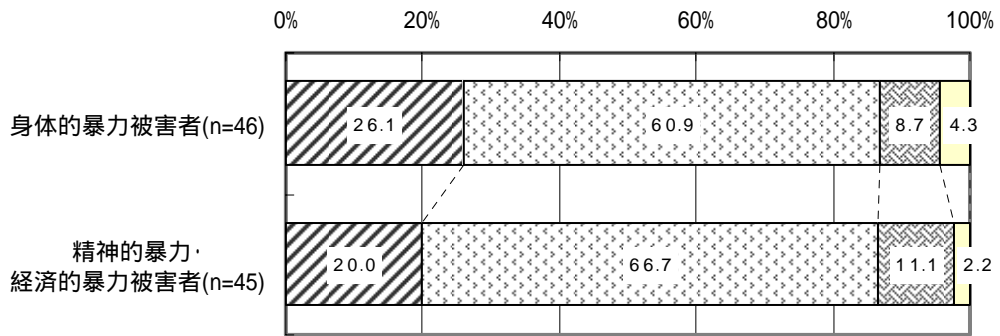
図表II-61 被害状況別 DVを受けた後の関係（女性）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。



図表II-62 暴力種類別 DVを受けた後の関係（女性）



相手と別れた
  別れたいと思ったが別れなかった
  別れたいとは思わなかった
  不明

備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

## 5-2. 離別しなかった理由

- DVを受けた女性がパートナーと「別れようと思ったが、別れなかった」理由は、「子どものためにと考えた」36%、「経済的な不安があった」19%となっている。
- 子育て期にある30代～50代や既婚者においては、子どもや経済的な不安を理由にあげる人が多く、20代や未婚者においては感情的な理由が大半を占めている。
- 職業別にみると、家計を支えるほどの収入がないパート・アルバイト・嘱託等や無職において経済的理由をあげる人の割合が高い。

問13 問12で「2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。  
(それ以外の方は「問14」へお進みください。)

あなたが、相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。( は1つ)

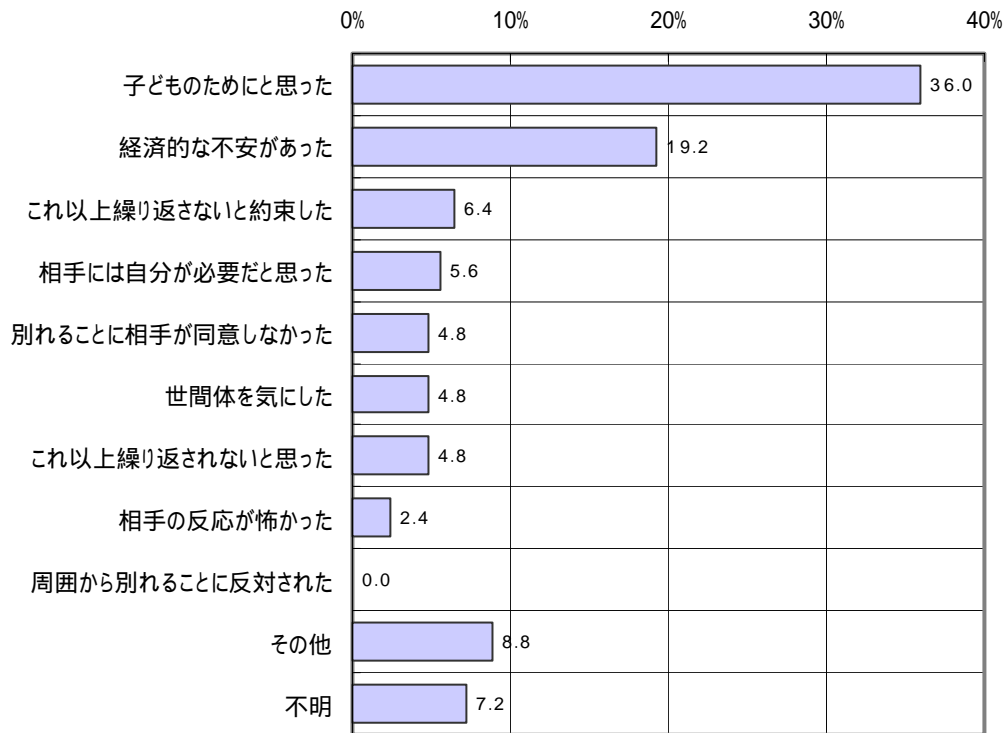
- 1 相手の反応が怖かったから
- 2 経済的な不安があったから
- 3 子どものためには一緒に居たほうが良いと思ったから
- 4 世間体を気にしたから
- 5 相手には自分が必要だと思ったから
- 6 これ以上は繰り返されないと考えたから
- 7 これ以上は繰り返さないと約束したから
- 8 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 9 相手が別れることに同意しなかったから
- 10 その他(具体的に )

備考) 女性だけの質問

DVを受けた後に、パートナーと「別れようと思ったが、別れなかった」と回答した女性に対し別れなかった理由を聞いたところ、「子どものためにと考えた」が36.0%と最も高く、次いで「経済的な不安があった」が19.2%であった。

年齢別にみると、「子どものためにと考えた」との回答は30代と50代に多く、「経済的な不安があった」との回答は40代に多かった。この年代の女性は、子育て期であること、家計を支えるほどに十分な就業機会を得る補償がないことなどから、DVから逃れたくても別れるという選択肢が取りにくい環境にあると考えられる。他方、まだ家庭を持っていない人が多い20代においては、「相手には自分が必要だと思った」「これ以上繰り返されないと考えた」「別れることに相手が同意しなかった」「これ以上繰り返さないと約束した」等、当事者間の事情が別れなかった理由の大半を占めている。

図表II-63 別れたいと思ったが、別れなかった理由（女性 n=125）



図表II-64 年齢別 別れたいと思ったが、別れなかった理由（女性）

	全体 (n=125)	20代 (n=13)	30代 (n=26)	40代 (n=20)	50代以上 (n=65)
子どものためと思った	36.0	0.0	42.3	25.0	44.6
経済的な不安があった	19.2	7.7	19.2	35.0	16.9
これ以上繰り返さないと約束した	6.4	15.4	3.8	10.0	4.6
相手には自分が必要だと思った	5.6	15.4	3.8	0.0	6.2
世間体を気にした	4.8	0.0	0.0	5.0	7.7
これ以上繰り返されないと考えた	4.8	15.4	3.8	5.0	3.1
別れることに相手が同意しなかった	4.8	23.1	3.8	0.0	3.1
相手の反応が怖かった	2.4	0.0	7.7	0.0	1.5
周囲から別れることに反対された	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	8.8	23.1	15.4	10.0	3.1
不明	7.2	0.0	0.0	10.0	9.2

備考) 単位：%

## 6 DVに関する相談、支援

### 6-1. DVの相談の有無

- DVを受けた女性の6割が誰にも相談しておらず、特に40代と50代において誰にも相談していない人の比率が高くなっている。
- 継続的にDVを受けている女性の4割が誰にも相談していない。継続的に身体的暴力を受けている人は、他の暴力被害者よりも誰かに相談している人の割合が高い。
- パートナーに暴力を振るったことのある男性の9割が誰にも相談していない。

問14 これらの行為についてだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。( は1つ)

1 相談した

2 どこ(だれ)にも相談しなかった

備考) 男性は問9

女性について、問6・問8・問10において身体的暴力、精神的暴力・経済的暴力あるいは性的暴力のいずれかの被害に「何度もあった」人及び「1、2度あった」人に対し、パートナーに暴力を振るわれたことについて誰かに相談したかを聞いたところ、「相談した」と回答したのは38.5%で、61.5%が誰にも相談していなかった。年齢別にみると、特に40代と50代で誰にも相談していない人の比率が高くなっている。

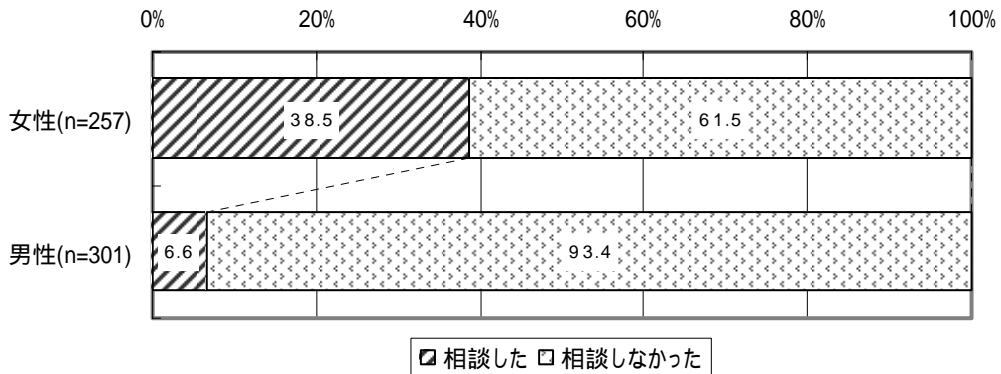
加害男性については、パートナーに暴力を振るったことについて誰にも相談しなかった人が93.4%と大半を占めている。暴力の加害経験が「何度もあった」と回答している男性は、暴力行為を「暴力にあたると思わない」と回答している割合が高かった(図表II-56)ことを考えると、相談しない男性が多い背景には加害者意識の欠如が考えられる。

さらに、女性について、問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者として、被害状況別にDV被害を受けた後の相談の有無をみたのが図表II-67である。DVの被害に「何度もあった」人で誰かに相談した人は半数で、残りの半数は誰にも相談していない。

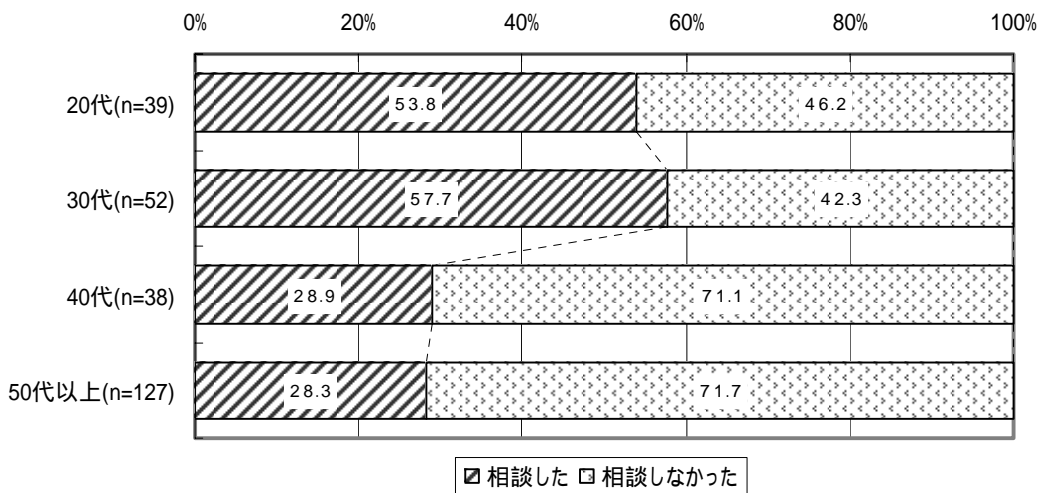
加えて、生命が危険にさらされる恐れの大い身体的暴力被害者の相談状況を、精神的暴力及び経済的暴力の被害者と比較すると(図表II-68)、継続的に身体的暴力を受けている人は他の暴力を受けている人よりも誰かに相談している人の割合が高いことが分かる。

DVは家庭という閉鎖的な環境で行われるため、被害が潜在化しやすく、暴力がエスカレートしやすいという特性がある。身近な人から暴力を振るわれ常に暴力の恐怖にさらされている被害者を救うために、そして暴力の過激化を防ぐためも、DV相談窓口の周知を徹底することが必要である。

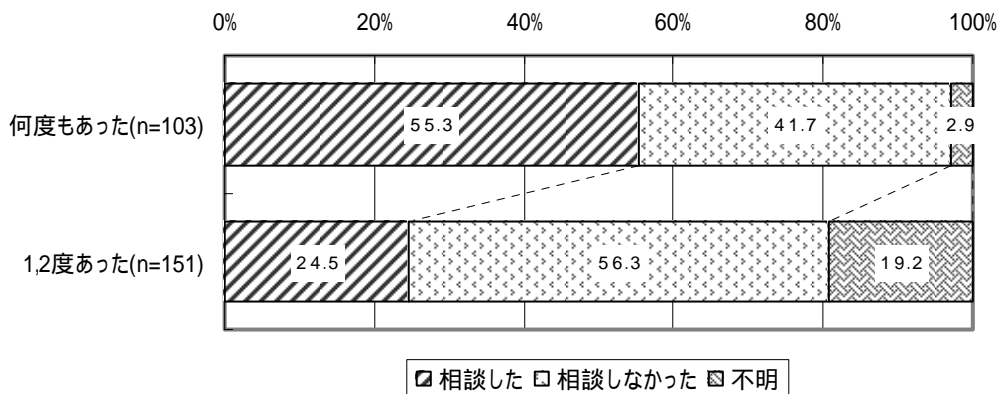
図表II-65 DVに関する相談の有無



図表II-66 年齢別 DVに関する相談の有無（女性）

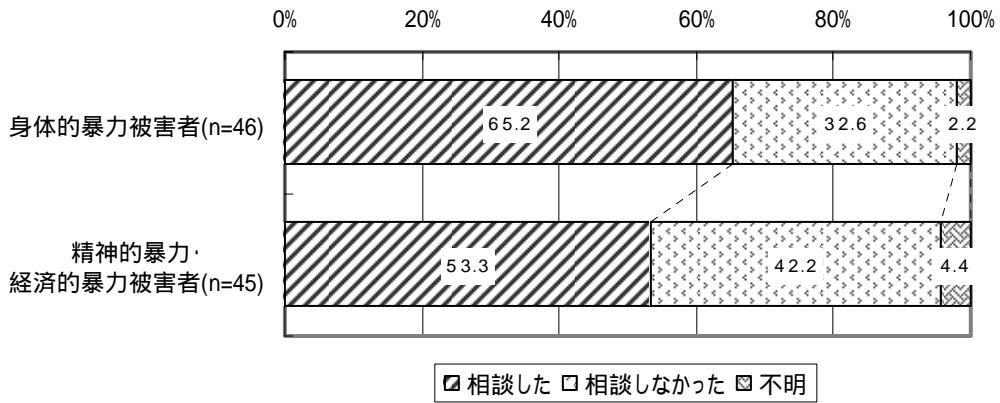


図表II-67 被害状況別 DVに関する相談の有無（女性）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。

図表II-68 暴力種類別 DVに関する相談の有無（女性）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

## 6-2. 相談先

### (1) 女性

- 暴力について誰かに相談した人の6～7割が、友人・知人や家族・親戚といった身近な人に相談しており、愛知県女性相談センターやとよた男女共同参画センターなどの公的機関に相談する人はごくわずかである。
- 継続的にDVを受けている人、特に継続的に身体的暴力を受けている人の中には、身近な人以外にも弁護士や医師、警察、民間の相談機関などに相談している人が見受けられる。

問15 問14で「1 相談した」と回答された方にお聞きます。

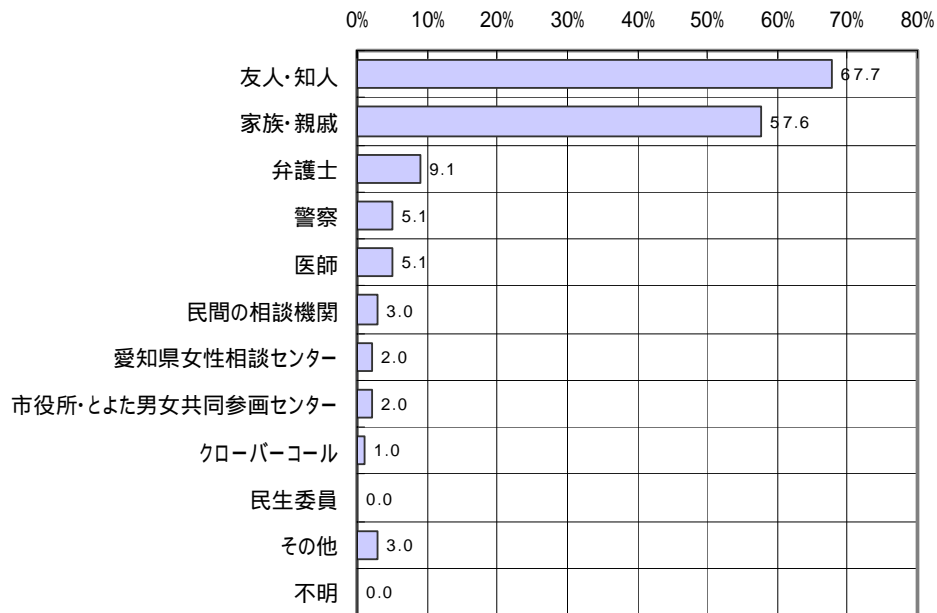
これらの行為についてだれに打ち明けたり、相談したりしましたか。(はいいくつでも)

- 1 警察に相談した
- 2 愛知県女性相談センターに相談した
- 3 市役所やとよた男女共同参画センターに相談した
- 4 女性のための電話相談室クローバーコールに相談した
- 5 民間の相談機関に相談した
- 6 弁護士に相談した
- 7 医師に相談した
- 8 友人・知人に相談した
- 9 家族・親戚に相談した
- 10 民生委員に相談した
- 11 その他(具体的に

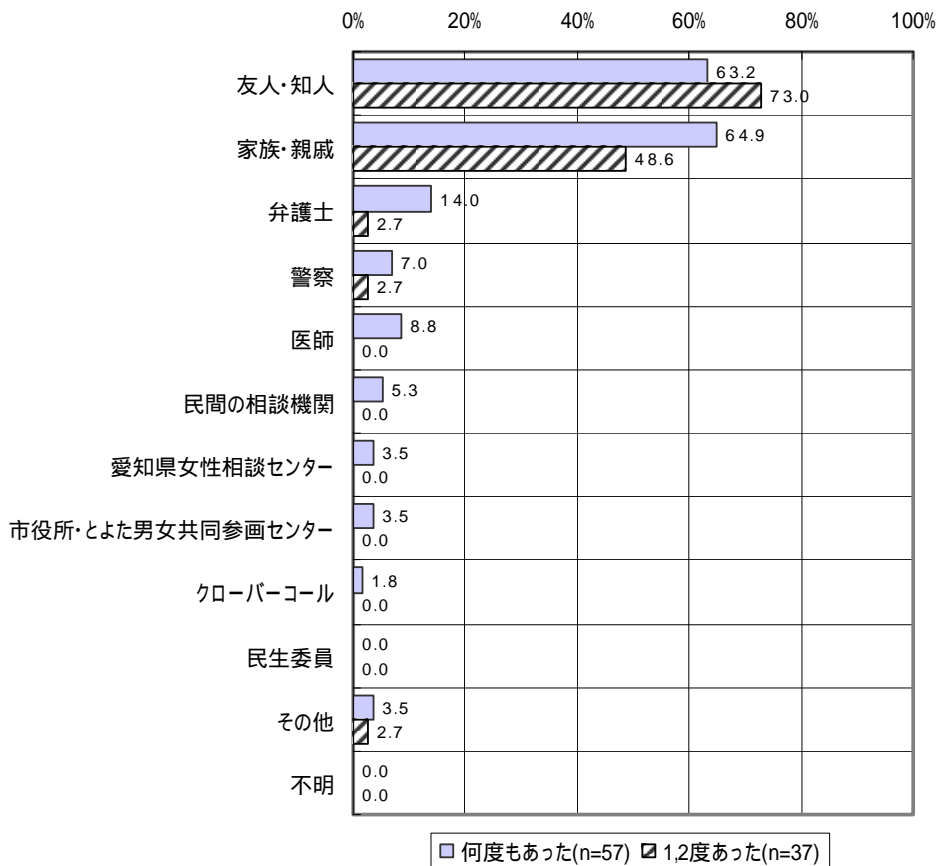
DVについて、誰かに相談したことのある女性に、相談先を聞いたところ、「友人・知人」が67.7%、「家族・親戚」が57.6%となっており、身近な人に相談する人が多い。他方、愛知県女性相談センターやとよた男女共同参画センター、クローバーコールなど公的機関の相談窓口を利用した人はごくわずかである。この一因として、DV相談窓口の認識度が低いことが推測される(図表II-31)。

DVの被害状況別に相談先をみると、DVの被害に「1、2度あった」人のほとんどが「友人・知人」及び「家族・親戚」のみに相談している一方、DVの被害に「何度もあった」人については、「弁護士」や「医師」、「警察」、「民間の相談機関」と身近な人以外にも相談していることが特徴的である。身近な人以外に相談している人の割合は、特に、継続的に身体的暴力を受けている人で高くなっている。

図表II-69 DV被害の相談先（女性 n=99、複数回答）



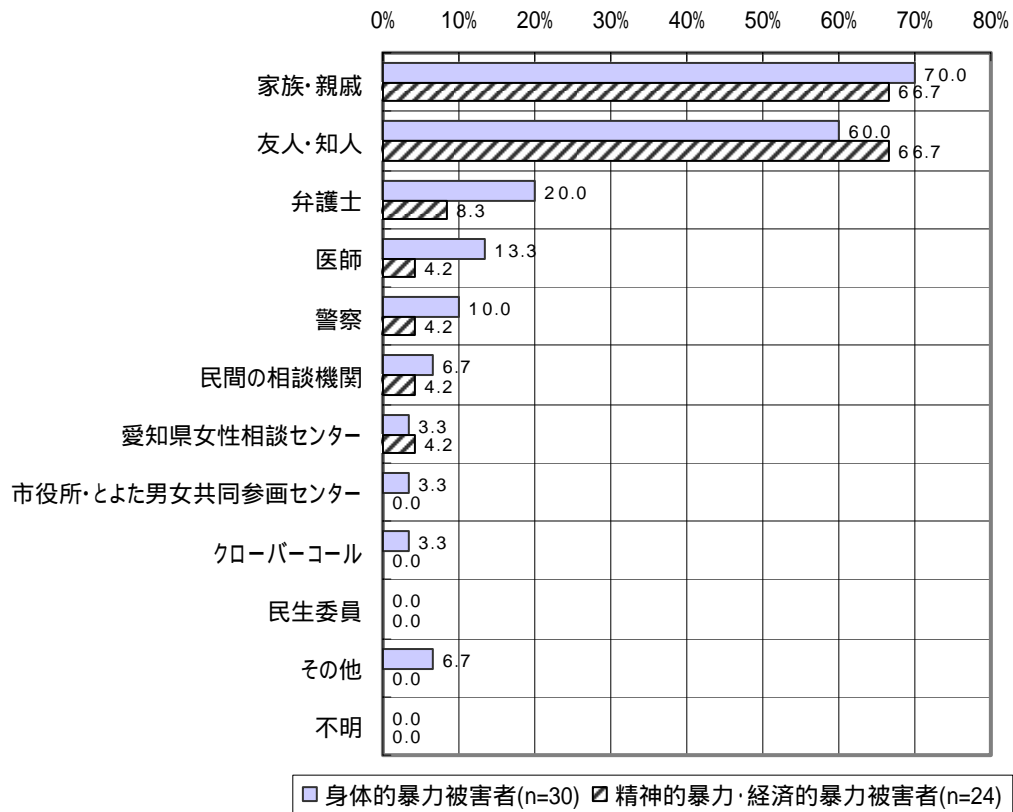
図表II-70 被害状況別 DV被害の相談先（女性、複数回答）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。



図表II-71 暴力種類別 DV被害の相談先（女性、複数回答）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

(2) 男性

- パートナーに暴力を振るった男性の大半が、友人・知人や家族・親戚といった身近な人のみに相談しており、市役所やメンズコール とよたなどの公的機関に相談する人はほとんどいない。

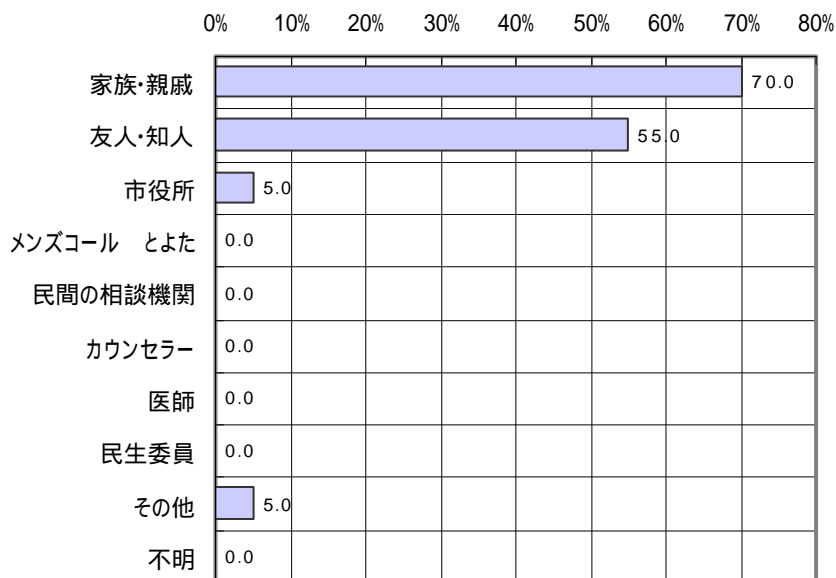
問10 問9で「1 相談した」と回答された方にお聞きします。  
これらの行為についてだれに打ち明けたり、相談したりしましたか。(はいいくつでも)

- 1 男性のための電話相談室メンズコール とよたに相談した
- 2 市役所に相談した
- 3 民間の相談機関に相談した
- 4 カウンセラーに相談した
- 5 医師に相談した
- 6 友人・知人に相談した
- 7 家族・親戚に相談した
- 8 民生委員に相談した
- 9 その他(具体的に )

パートナーに暴力を振るったことのある人で、そのことについて誰かに相談したことのある男性に、相談先を聞いたところ、「家族・親戚」が70.0%、「友人・知人」が55.0%となっており、男性においても身内に相談する人が多いことがわかる。

市役所に相談した人はごくわずかで、メンズコール とよた利用者は全くいない。

図表II-72 DV被害の相談先(男性 n=20、複数回答)



### 6-3. 相談しなかった理由

#### (1) 女性

- DVを受けた女性が誰にも相談しない理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が52%と最も多く、「自分も悪いと思ったから」、「自分さえがまんすればと思ったから」と続いている。年齢が高い人ほど、周りの目を気にして相談しない人が多い。
- 継続的に暴力を受けながらも誰にも相談していない人は、暴力を自分のせいと捉え、自分一人で解決しようとする傾向がある。
- DV被害に「何度もあった」人の1割が、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答している。被害者が相談しやすいように、救済策と相談窓口を広く周知することが必要である。

問16 問14で「2 どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。(はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもわかってもらえないと思ったから
- 4 相談したことがわかると仕返しを受けたり、また同じような行為をされると思ったから
- 5 相談窓口でいやな思いをすと思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくなかったから
- 9 被害を受けたことを思い出したくなかったから
- 10 自分にも悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 子どもに危害が及ぶと思ったから
- 13 その他(具体的に)

パートナーから暴力を受けた女性が、誰にも相談しなかった理由をみると、「相談するほどのことではないと思ったから」が51.9%と最も多く、「自分も悪いと思ったから」34.8%、「自分さえがまんすればと思ったから」30.4%と続いている。

年齢別にみると、20代は「恥ずかしくて言えなかったから」「相談する場所がわからなかったから」及び「被害を思い出したくなかったから」と回答した割合が他年代と比較して多く、50代においては「相談してもわかってもらえないから」「他人を巻き込みたくないから」及び「世間体が悪いから」と回答した人の割合が女性全体よりも高くなっている。図表II-66の通り、若年層ほど相談する割合が高く、40代及び50代においては相談する割合が低くなっているが、年齢が高い人は、周囲の目を気にして「自分さえがまんすれば」と考え、誰にも相談しない人が多いものと考えられる。

被害状況別に相談しない理由をみると、DV被害に「何度もあった」人においては、自分さえ我慢すればと考える人の割合が高く、DV被害に「1、2度あった」人では、相談するほどではない、あるいは自分も悪いと考える人の割合が高くなっている。DV被害に

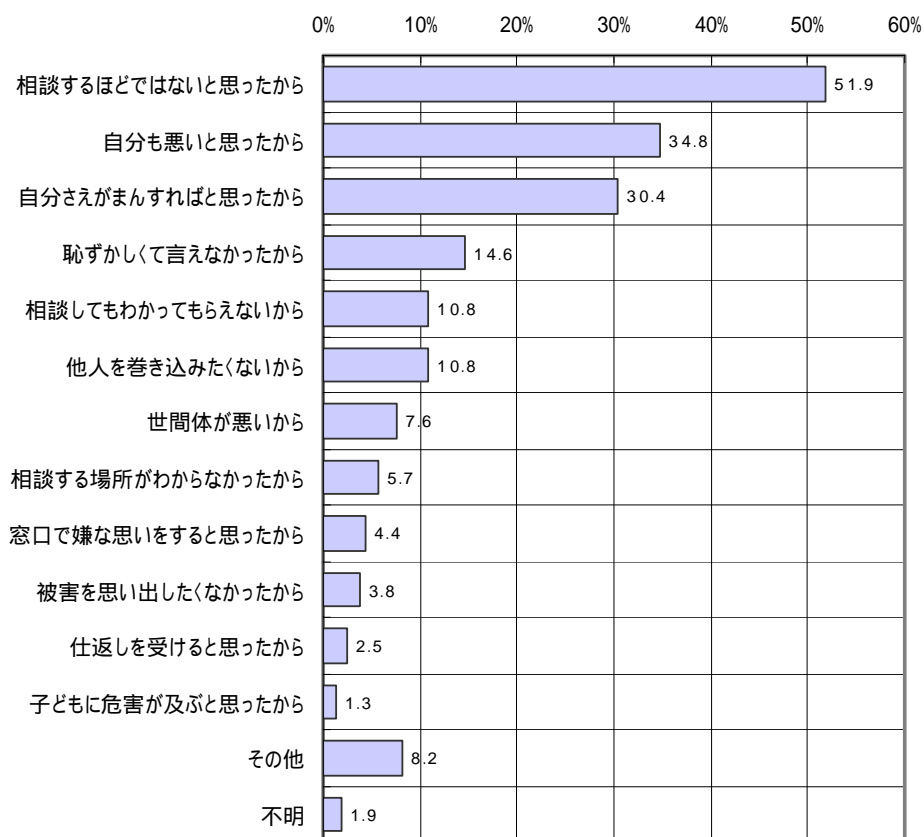
「何度もあった」人においては、「相談してもわかってもらえないから」「他人をまきこみたくないから」との回答も2割弱あることを併せて考えると、DVを継続的に受けながらも誰にも相談しない女性は、DVを自分に起因する問題と捉え、自分一人で解決しようとする傾向が強いことがわかる。

加えて、身体的暴力被害者についてみると、継続的に身体的暴力を受けている人は他の暴力を受けている人よりも「相談するほどのことではないから」や「相談しても分かってもらえないから」と思う人の割合が低く、「他人を巻き込みたくないから」や「恥ずかしくて言えなかった」の割合が高くなっている。身体的暴力を何度も受けながらも誰にも相談しない女性は、周りへの配慮から暴力を自分一人で解決しようとする傾向がある。

このような態度は、DV発覚を遅らせ、被害を深刻化させる恐れがある。暴力は被害者のせいではなく、暴力を振るった者が悪いのだという当たり前の事実早期に気付いてもらうために、DVの理解の促進と、相談窓口の周知が必要である。

また、DV被害に「何度もあった」人の1割が相談する場所がわからなかったことを理由にあげている。暴力の撲滅と被害者の救済には、救済策や相談窓口を広く知らしめ、身近にいる配偶者や恋人から暴力を振るわれ、常に暴力の危険にさらされ苦しんでいる被害者の声を聞き逃さないことが重要である。

図表II-73 DV被害を相談しない理由（女性 n=158、複数回答）

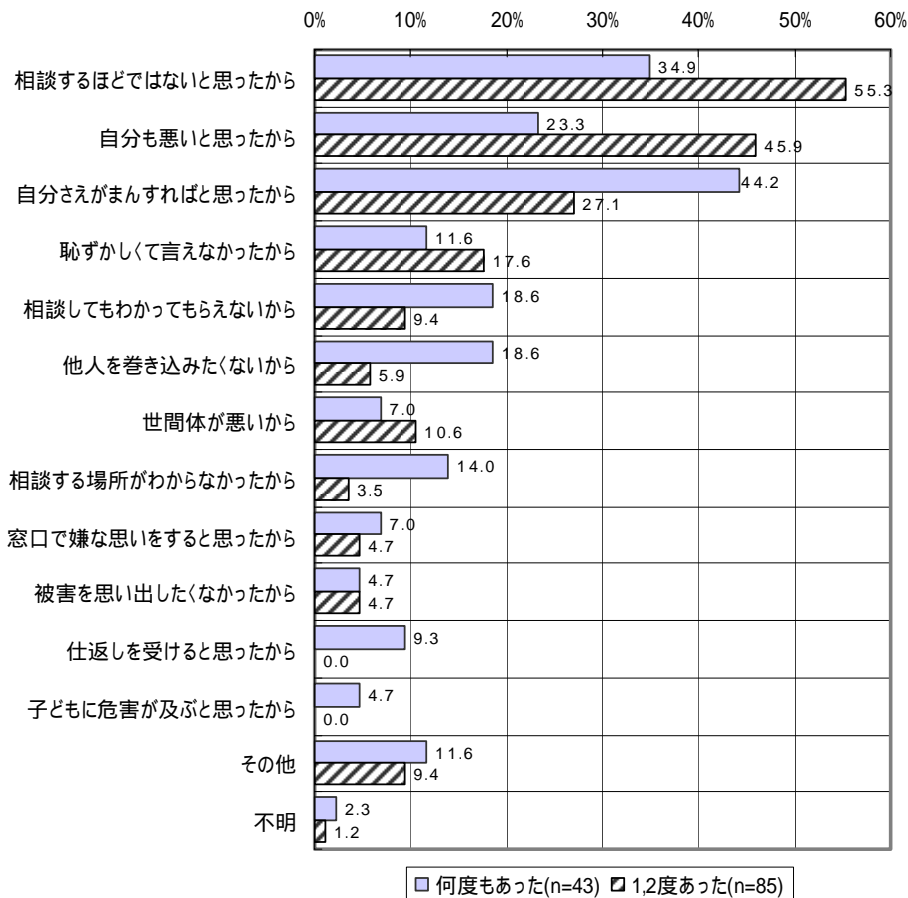


図表II-74 年齢別 DV被害を相談しない理由（女性、複数回答）

	全体 (n=158)	20代 (n=18)	30代 (n=22)	40代 (n=27)	50代以上 (n=91)
相談するほどではないと思ったから	51.9	44.4	59.1	55.6	50.5
自分も悪いと思ったから	34.8	33.3	31.8	33.3	36.3
自分さえがまんすればと思ったから	30.4	16.7	18.2	29.6	36.3
恥ずかしくて言えなかったから	14.6	27.8	13.6	14.8	12.1
相談してもわかってもらえないから	10.8	0.0	9.1	7.4	14.3
他人を巻き込みたくないから	10.8	5.6	9.1	7.4	13.2
世間体が悪いから	7.6	0.0	4.5	0.0	12.1
相談する場所がわからなかったから	5.7	11.1	9.1	11.1	2.2
窓口で嫌な思いをすと思ったから	4.4	5.6	0.0	3.7	5.5
被害を思い出したくなかったから	3.8	16.7	4.5	3.7	1.1
仕返しを受けると思ったから	2.5	0.0	0.0	0.0	4.4
子どもに危害が及ぶと思ったから	1.3	0.0	0.0	0.0	2.2
その他	8.2	11.1	13.6	7.4	6.6
不明	1.9	11.1	0.0	0.0	1.1

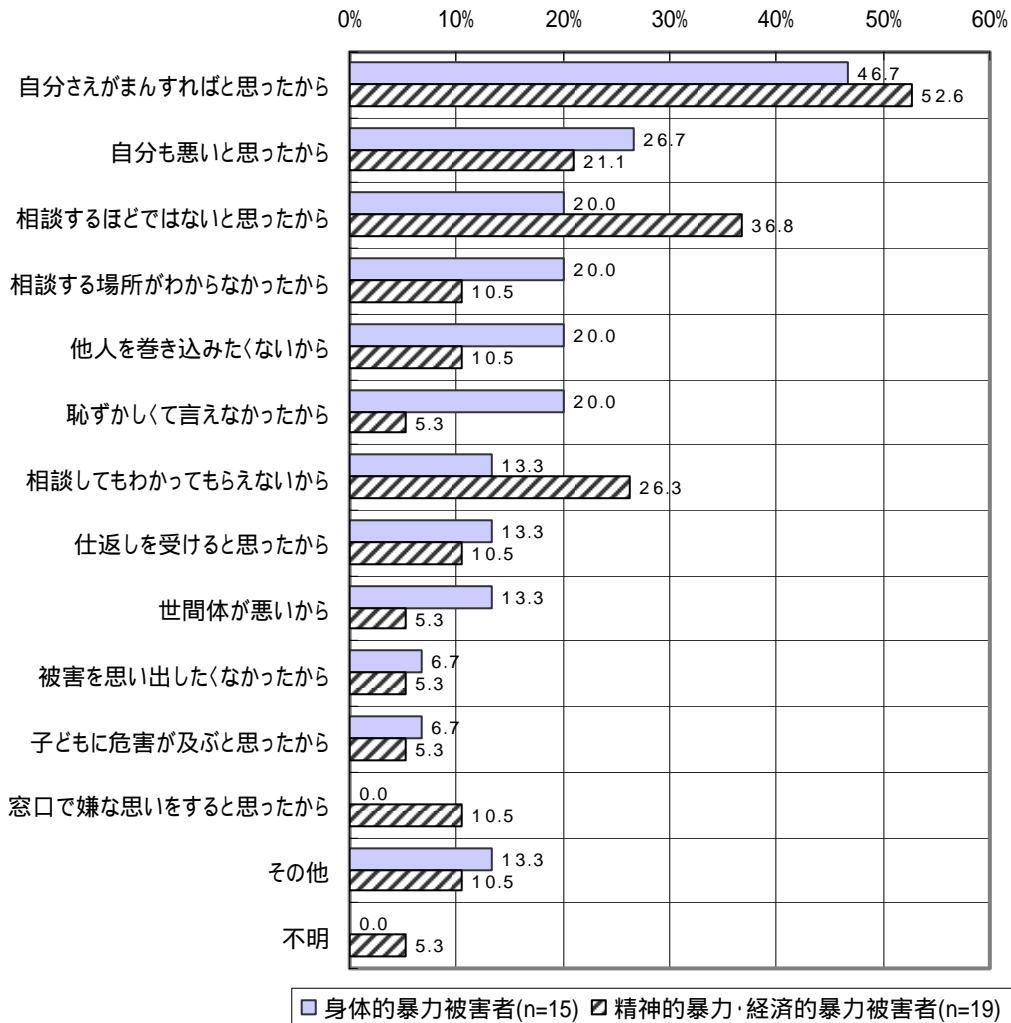
備考) 単位：%

図表II-75 被害状況別 DV被害を相談しない理由（女性、複数回答）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。

図表II-76 暴力種類別 DV被害を相談しない理由（女性、複数回答）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m、v、w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

(2) 男性

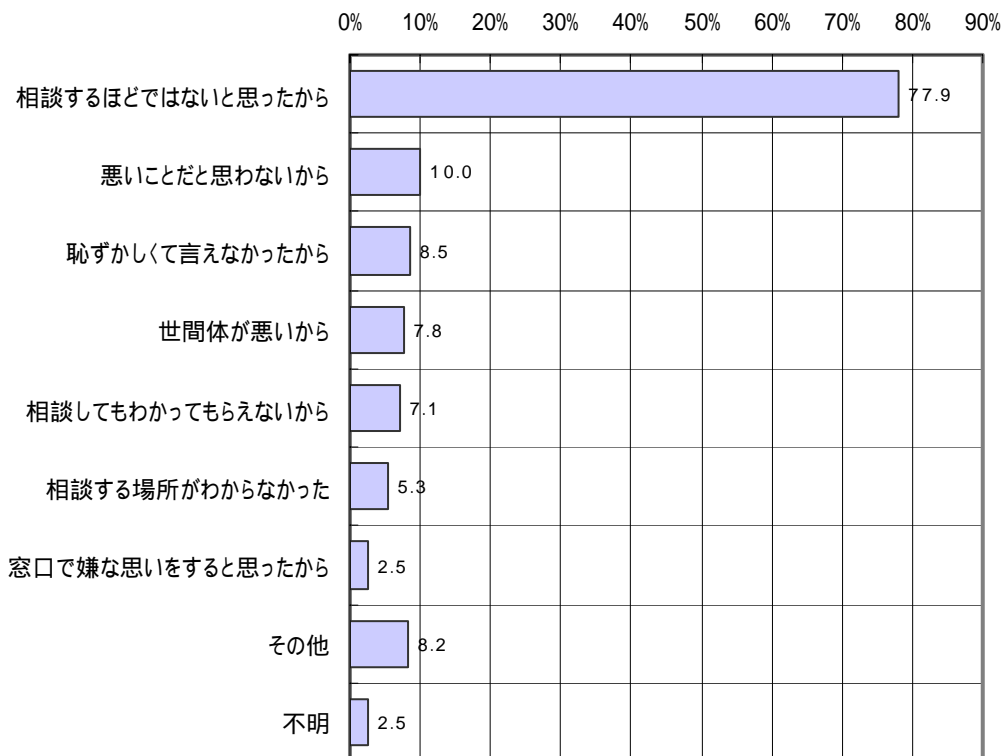
▪ パートナーに暴力を振るったことを誰にも相談しなかった男性の8割が、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思ったから」を挙げている。

問11 問9で「2 どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答された方にお聞きます。その理由は何ですか。(はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもわかってもらえないと思ったから
- 4 相談窓口でいやな思いをと思ったから
- 5 世間体が悪いから
- 6 相談するほどのことではないと思ったから
- 7 悪いことだと思わないから
- 8 その他(具体的に )

パートナーに暴力を振るったことのある男性が、そのことについて誰にも相談しない理由をみると、「相談するほどではないと思ったから」との回答が77.9%と突出して多くっており、加害者がパートナーへの暴力を軽視している傾向が読み取れる。

図表II-77 配偶者への暴力を相談しない理由(男性 n=281、複数回答)



#### 6-4. 被害女性を救うための相談窓口

- 夫や恋人から暴力を受けている女性を救うためには、シェルター機能を持つ相談窓口や、気軽に相談できる窓口が必要と捉えられている。
- DV被害を継続的に受けている人は、緊急時に対応してくれる相談窓口や、具体的なアドバイスや支援を受けられる相談窓口を必要としている。

問 18 被害を受けた女性を救うための相談窓口・相談施設としてどのようなものが必要だと思いますか。  
( は2つ以内)

- 1 気軽に相談できる身近な相談窓口
- 2 夜間休日も相談に応じてくれる相談窓口
- 3 専門知識をもつ相談員がいる相談窓口
- 4 シェルター（緊急一時保護施設）機能をもつ相談施設
- 5 精神的支援（心理カウンセリング）などのできる相談窓口
- 6 DV専門の相談窓口
- 7 その他（具体的に )

備考) 女性のみの質問

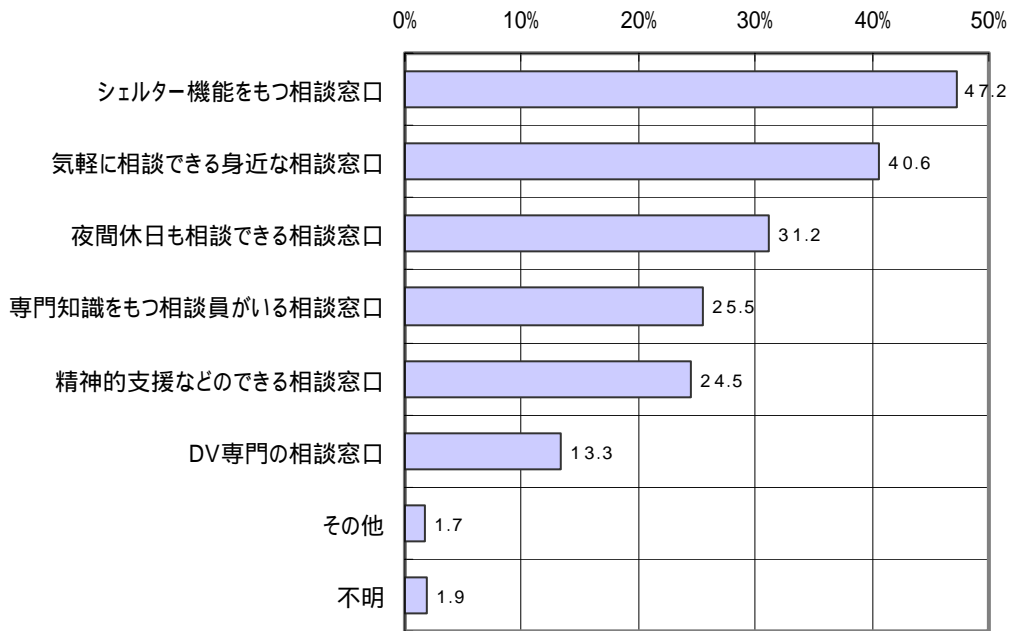
被害を受けた女性を救うために必要な相談窓口・相談施設についての回答をみると、「シェルター機能をもつ相談窓口」との回答が 47.2%と最も多く、次いで「気軽に相談できる身近な相談窓口」40.6%となっている。

DVの被害状況別にみると、継続的にDVを受けている人は、他の人に比べて「夜間休日も相談できる相談窓口」や「専門知識をもつ相談員がいる相談窓口」「精神的支援などのできる相談窓口」の必要性を強く感じている。身体的暴力被害者についてみると、継続的に身体的暴力を受けている人は、気軽に相談できる身近な相談窓口」や「夜間休日も相談できる相談窓口」、「専門知識をもつ相談員がいる窓口」を必要としている。

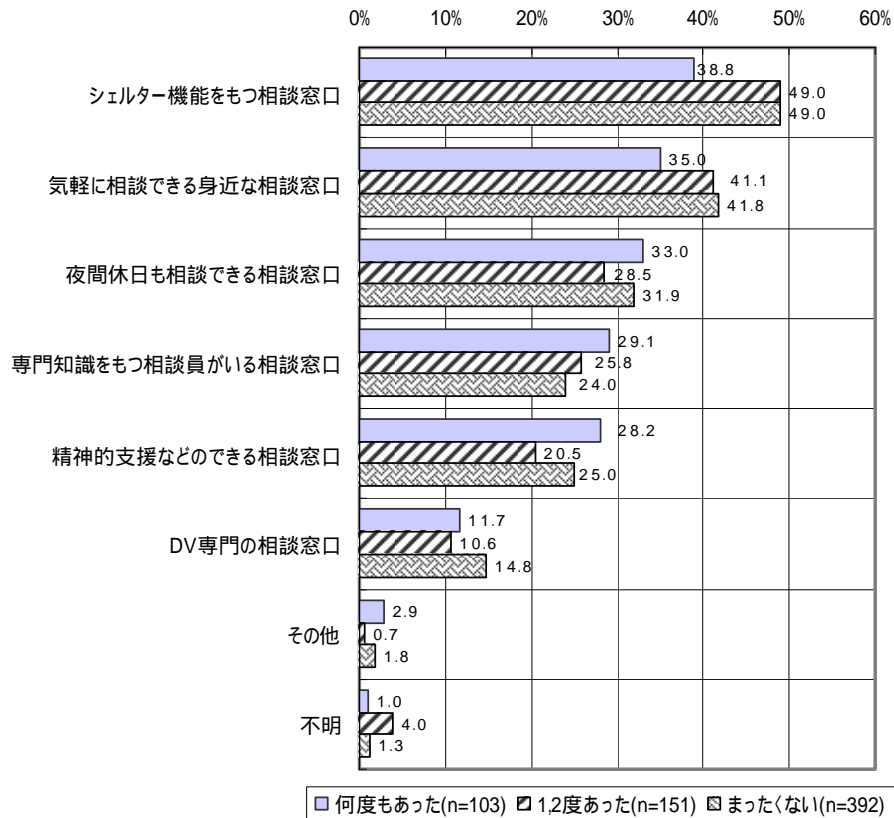
DVを何度も受けている人は、緊急時に対応してくれる相談窓口や、具体的なアドバイスや支援を受けられる相談窓口を必要としている。



図表II-78 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設（女性 n=648、複数回答）

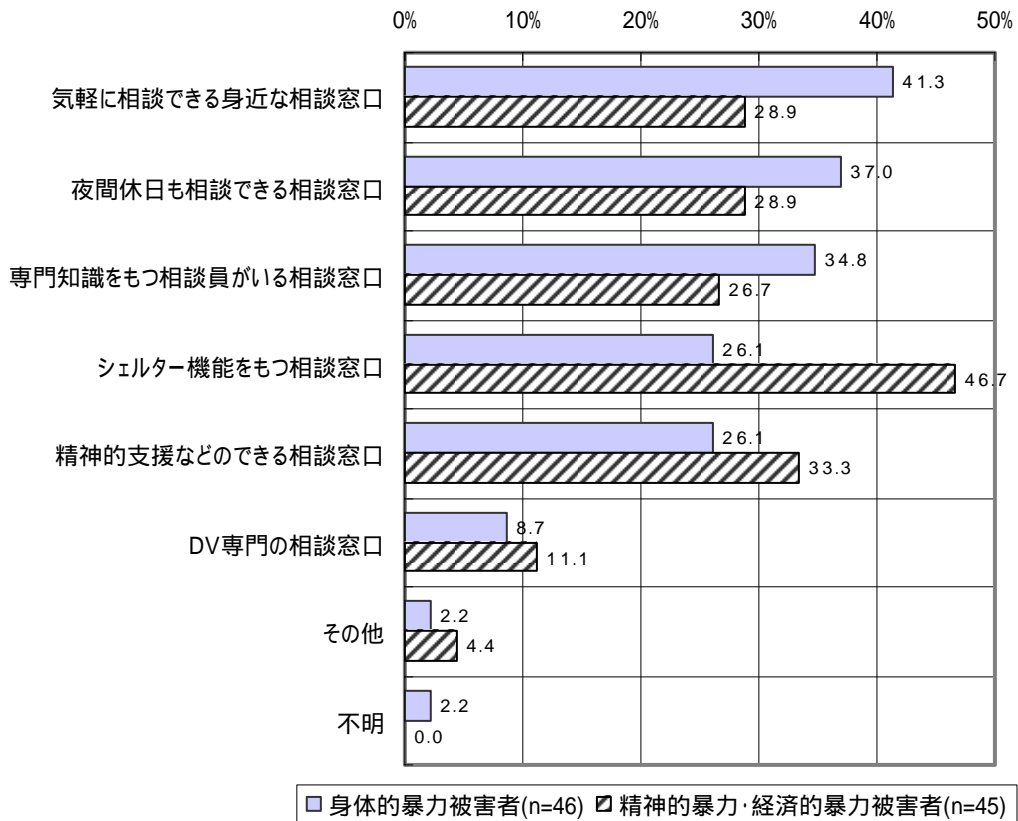


図表II-79 被害状況別 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設（女性、複数回答）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。

図表II-80 暴力種類別 被害女性を救うために必要な相談窓口・相談施設（女性、複数回答）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

## 6-5. 被害女性を救うための支援

- DV被害女性を救うための支援として、女性の4割が経済的支援や心身の健康に関する支援の必要性を感じている。
- 継続的にDVを受けた女性は、経済的な支援や住宅に関する支援に加えて、子どもや就労に関する支援を求める割合が高く、パートナーから自立して生きていくための具体的な支援の必要性を強く感じている。

問19 被害を受けた女性を救うための支援としてどのようなことが必要だと思いますか。  
( は3つ以内)

- 1 住宅確保に関する支援
- 2 就労に関する支援
- 3 経済的な支援
- 4 各種手続きに関する支援
- 5 こころと体の健康に関する支援
- 6 子どもに関する支援
- 7 裁判・調停に関する支援
- 8 加害者への対応に関する支援
- 9 情報保護(住民基本台帳の閲覧制限など)
- 10 相談機関や女性相談員等による相談や情報提供
- 11 その他(具体的に )

備考) 女性のための質問

被害を受けた女性を救うための支援については、「経済的な支援」が41.7%と最も多く、「こころと体の健康に関する支援」38.3%、「住宅確保に関する支援」34.7%と続いている。DVを受けた女性がパートナーと「別れようと思ったが、別れなかった」理由として、「経済的な不安があった」ことをあげていたことも併せて考えると(図表II-63)、経済的不安が理由で暴力から逃れられない女性に対する支援の必要性は高い。

DV被害状況別にみると、継続的にDVを受けている人は、経済的支援や住宅確保に関する支援、子どもに関する支援、就労に関する支援など、パートナーから自立して生きていくための具体的な支援の必要性を強く感じている。他方、心身の健康に関する支援や加害者への対応に関する支援については、DVを何度も受けている人よりも被害経験があまり多くない人やまったく被害にあっていない人の方が必要性を感じている。

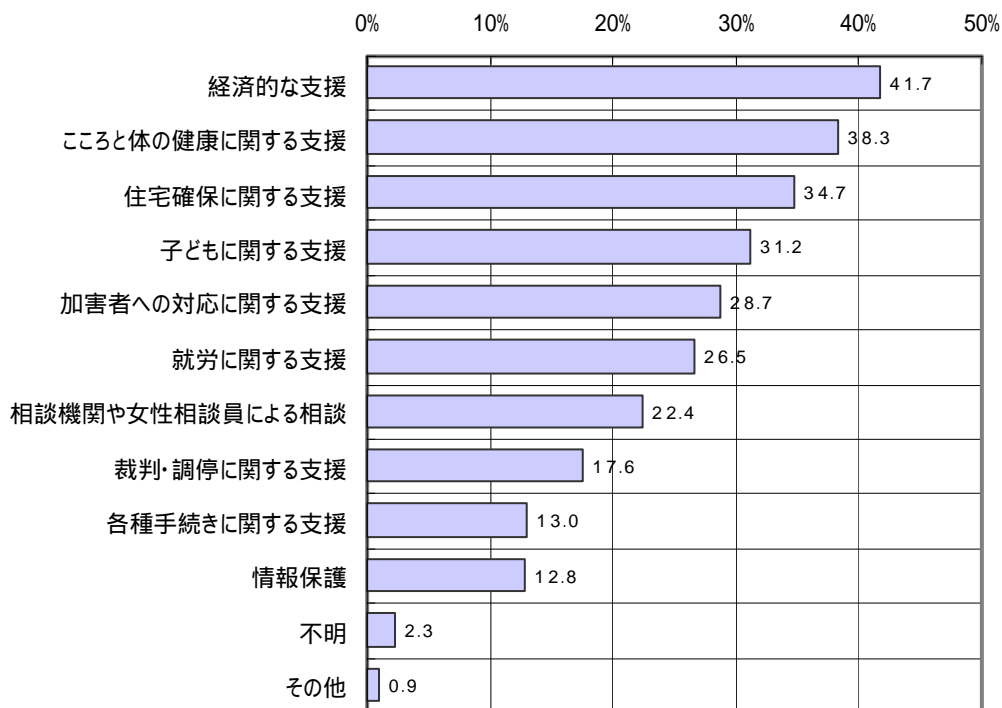
加えて、暴力の種類別にみると、継続的に身体的暴力を受けている人は、パートナーから自立して生きていくための支援に加えて、情報保護や各種手続きに関する支援を必要と感じている人の割合が他のDV被害者よりも多くなっている。

DVを継続的に受けている人は、加害者と共に暮らしていくための支援よりも加害者から自立するための具体的な支援を必要としている。

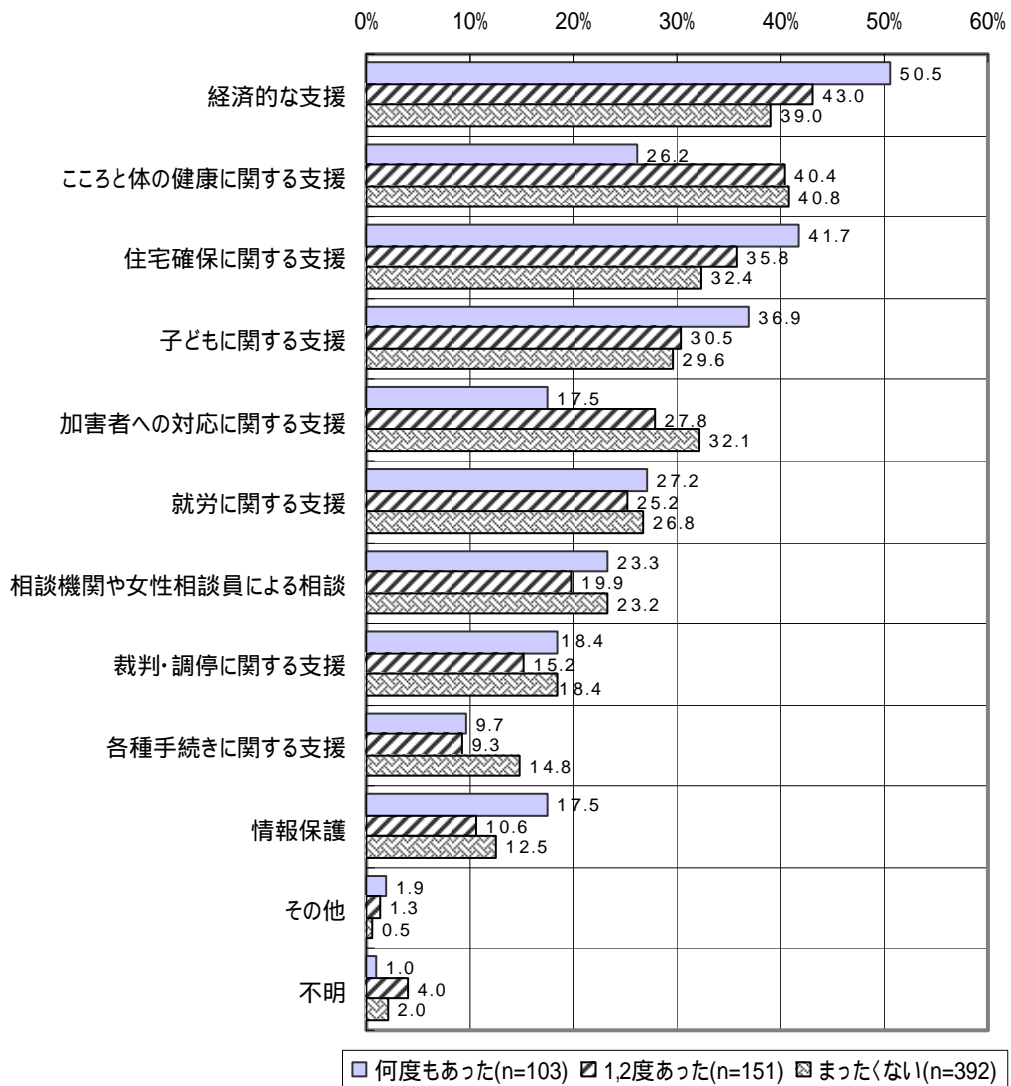
図表II-65でみたように、暴力被害について相談している女性は4割にすぎず、その相談先はほとんどが友人・知人や家族・親戚といった身近な人で、公的機関の相談窓口相談

した人はわずかであった（図表 II-69）。愛知県女性相談センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの役割を担っており、被害女性及び同伴家族の一時保護や、被害者の自立生活促進のための情報提供、身体的暴力または生命等に対する脅迫を受けた人に対する保護命令申立の手続き支援、被害者を居住させ保護する施設についての情報提供を行っている。また、平成 19 年 7 月の法改正では、配偶者暴力相談支援センターの役割に「被害者の緊急時における安全の確保」が加えられている。緊急時に相談できる窓口や、パートナーから自立するための具体的な支援を望むDV被害者が多い一方で、公的機関の相談窓口の存在が知られておらず、利用者が少ないのは残念なことである。DV被害者を救うために、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が受けられるサービスについて広く知らしめていくことが大切である。

図表II-81 被害女性を救うために必要な支援（女性、複数回答）

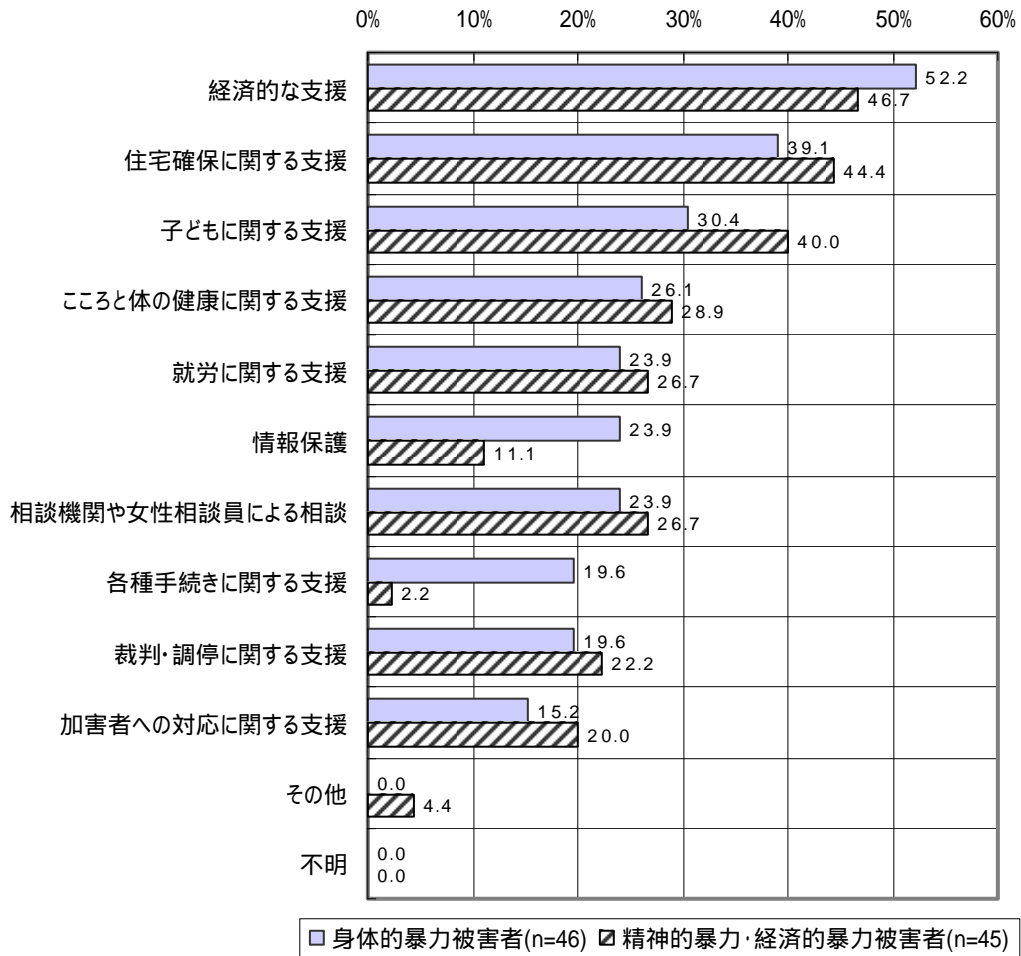


図表II-82 被害状況別 被害女性を救うために必要な支援（女性、複数回答）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。

図表II-83 暴力種類別 被害女性を救うために必要な支援（女性、複数回答）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

## 7 DVをなくすために

### 7-1. DVをなくすために必要なこと

- 女性、男性共に7割が、DVをなくすためには「人権や男女平等に関する教育」が必要と捉えている。
- 継続的にDVを受けている女性は、教育や広報・啓発活動により、根深いジェンダー意識を変える必要性を強く感じている。
- 継続的に身体的暴力を受けている女性は、DVをなくすためには加害者に対して何らかのアクションを取ることが必要だと考えている。

問17 全ての方にお聞きします。夫や恋人からの女性に対する暴力をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。(はいくつでも)

- 1 人権や男女平等に関する教育を幼い頃から進めること
- 2 メディアを活用して広報・啓発活動を行うこと
- 3 女性に対する暴力を助長するおそれのある情報を取り締まること
- 4 暴力をふるったことのあるものに対して教育を行うこと
- 5 加害者への罰則を強化すること
- 6 加害者へのカウンセリングによって、加害者が自分の感情をコントロールできるようになること
- 7 被害者へのカウンセリングによって、被害者が自分に自信を取り戻すこと
- 8 警察の介入を強めること
- 9 その他(具体的に )

備考) 男性は問12

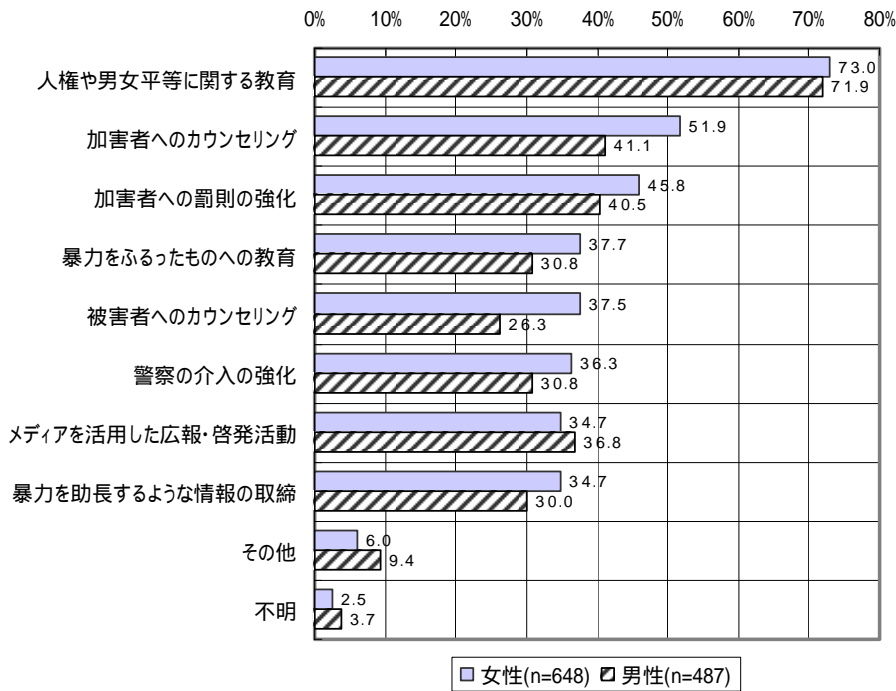
回答者全員にDVをなくすために必要なことを聞いたところ、女性、男性共に7割が「人権や男女平等に関する教育」と回答した。次いで回答が多かったのは、「加害者へのカウンセリング」「加害者への罰則強化」といった、加害者に対するアクションであった。

女性についてDVの被害状況別にみると、継続的にDVを受けている人は、他の人に比べて広報・啓発活動や情報の取締に関する必要性を感じていることがわかる。逆に、加害者や被害者へのカウンセリングや警察の介入の強化については、被害に「何度もあった」人よりも「1、2度あった」あるいは「まったくない」人の方が必要性を感じている。

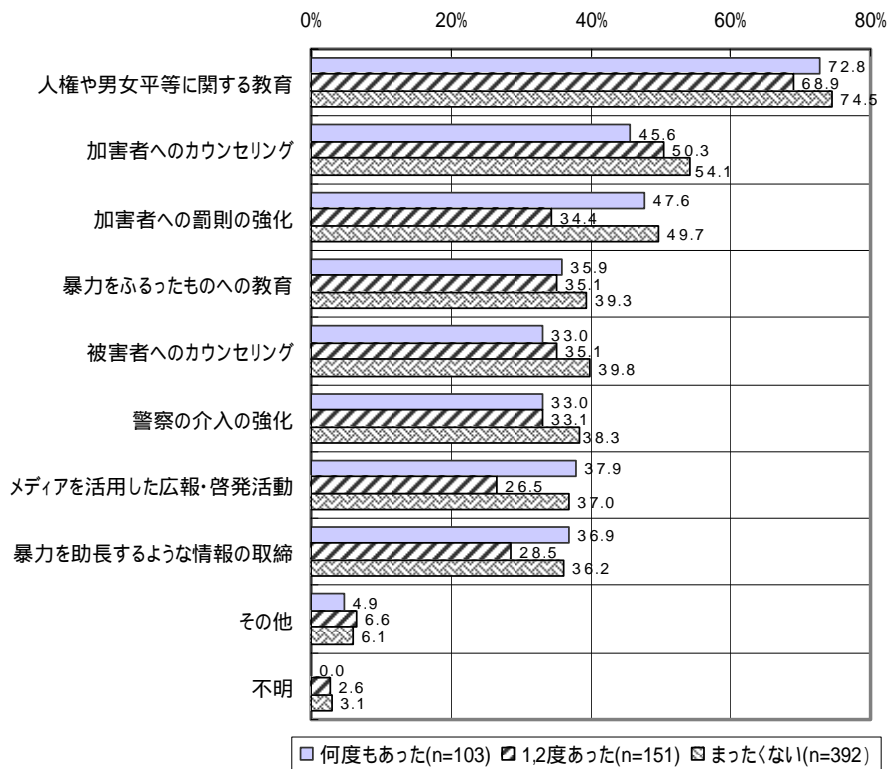
DV被害に「何度もあった」人は、カウンセリングや警察の介入といった一時的な解決策よりも、教育や広報・啓発活動といった根深いジェンダー意識を変革するための方策を望んでいる。

さらに、身体的暴力被害者についてみると、身体的暴力を継続的に受けている人は、DVをなくすためには「加害者への罰則強化」、「暴力をふるったものへの教育」、「警察の介入強化」など、加害者に対して何らかのアクションをとることが必要であると考えている。

図表II-84 DVをなくすために必要なこと（複数回答）



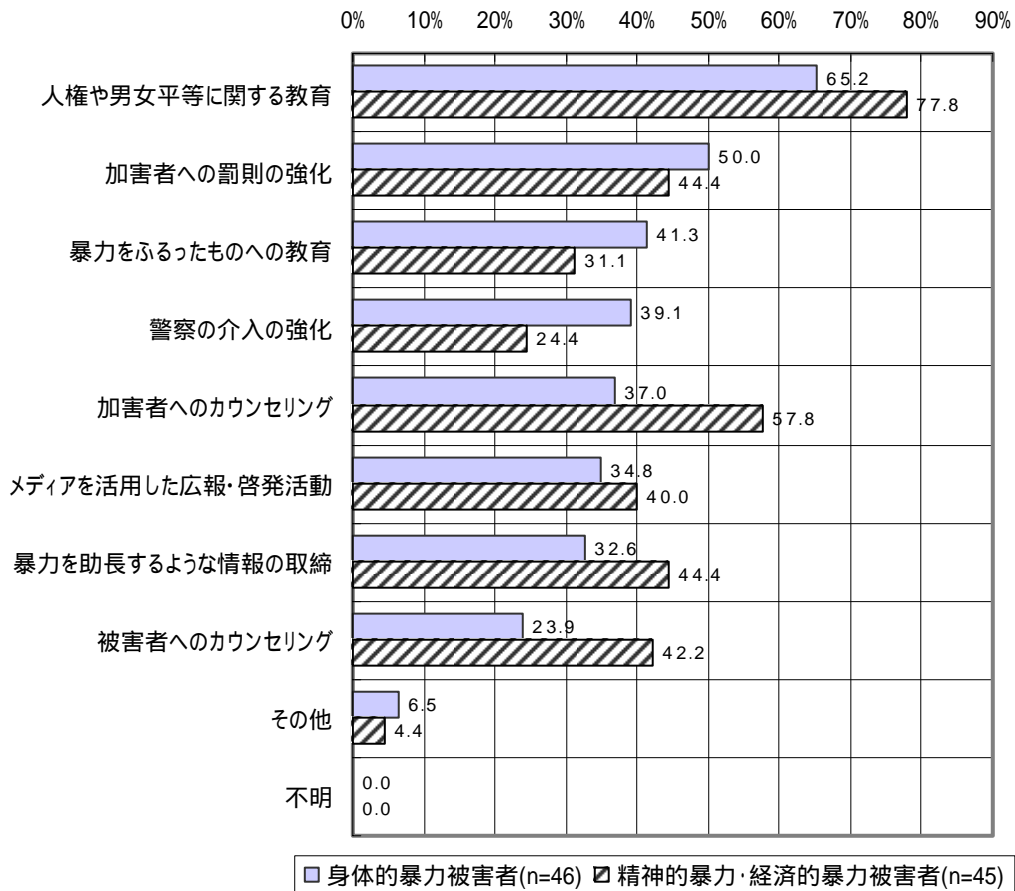
図表II-85 被害状況別 DVをなくすために必要なこと（女性、複数回答）



備考) 問7・問9・問11におけるa~vまでの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、及び性的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもある人を「何度もあった」被害者、いずれの行為も「まったくない」人を「まったくない」被害者、それ以外を「1、2度あった」被害者とした。



図表II-86 暴力種類別 DVをなくすために必要なこと（女性、複数回答）



備考) 身体的暴力被害者：問7における a~f、h の身体的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人

精神的暴力被害者：問7における g、i~m,v,w の精神的暴力及び経済的暴力の各行為について、「何度もあった」と回答したものが一つでもあった人のうち、身体的暴力被害者を除いた人

## 7-2. 加害男性が暴力をやめるために必要なこと

- 男性の7割が、パートナーへの暴力をやめるために必要な支援として、「心理カウンセリングによる精神的支援」をあげている。

問13 暴力をふるってしまう男性が、それをやめるための支援としてどのようなことが必要だと思いますか。(はいいくつでも)

- 1 相談機関や相談員等による相談や情報提供
- 2 心理カウンセリングなどによる精神的支援
- 3 暴力を克服するためのワークショップ
- 4 その他(具体的に )

備考) 男性のみの質問

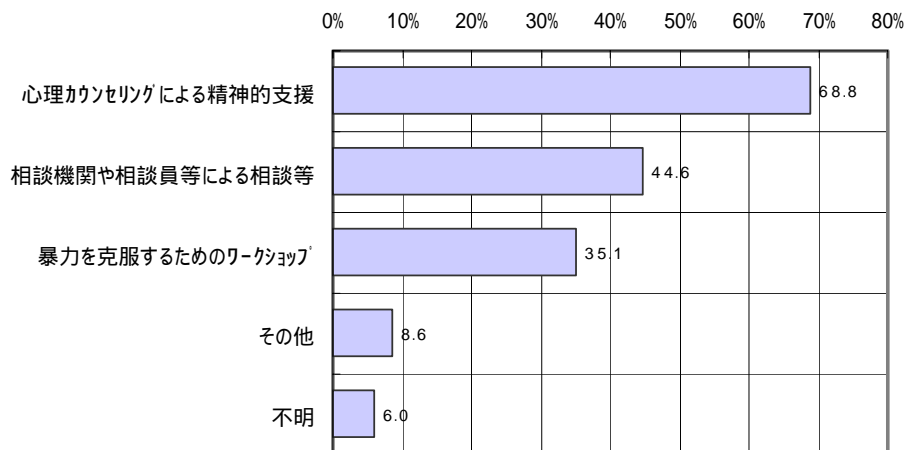
加害者男性が暴力をやめるために必要な支援については、「心理カウンセリングによる精神的支援」との回答が68.8%と最も多く、続いて「相談機関や相談員による相談等」が44.6%、「暴力を克服するためのワークショップ」が35.1%となっている。

図表II-65でみたように、暴力行為について相談した男性はごくわずかで、「相談するほどのことでもないから」という理由で誰にも相談しなかった人が大半を占めていた(図表II-77)。また、その相談先は家族・親戚や友人・知人といった身近な人が大半で、公的機関の相談窓口相談した人はほとんどおらず(図表II-72)、加えて公的機関の窓口の認知度は非常に低かった(図表II-31)。

パートナーへの暴力をなくすためには、被害者の救援だけでなく加害者の更正も必要である。様々な理由により別れたくても別れない(図表II-57)という選択肢を選ぶ女性が多い以上、加害者意識を変えないことには暴力は繰り返されていく。

暴力をなくすためには、相談窓口の周知を徹底するとともに、自らがふるった暴力を軽視している、すなわち加害者意識のない男性に対し、夫婦間あるいは恋人間においても相手に暴力を振るうことはDVであると認識させることが必要である。

図表II-87 加害男性が暴力をやめるために必要な支援(男性 n=487、複数回答)



## 8 まとめ

### (1) 男女のあり方に関する基本的な考え方

- 「男は仕事、女は家庭」、「妻は夫の言うことに従う」という固定的な性別役割分業意識は男性の方が強い。
- 「女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする」については子育て世代である 30 代及び 40 代において男女間の意識に差があり、「就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる」については世代間で意識の差がみられた。
- 仕事と子育ての両立や子どもの面倒は女性だけでできるものではなく、周囲の協力があって為し得るものである。「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する」男女共同参画社会を実現させるには、当事者だけではなく社会全体の意識を変える必要がある。

☞問題 - 男性や、年齢が高い層では、「男は仕事、女は家庭」や「妻は夫の言うことに従う」といったジェンダー意識にとらわれている傾向が強い。

☞取組 - ジェンダー意識の払拭と男女共同参画社会実現のための啓発

### (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)の理解

- 本市におけるDV防止法の認知度は全国と比較して高く、9割の人がDV防止法を知っている。その一方で、本市にDVについて相談できる窓口があることを知っている女性の割合は4割と低い。DV被害者が、相談場所が分からなかったからという理由で誰にも相談できない事態を避けるために、DV相談窓口の周知が必要である。
- DVの暴力としての認知度が高い順に、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力となっている。身体に傷をつけるようなことではない行為は、夫婦間においては「多少のこと」と認識され暴力とは捉えられない傾向にある。
- DVの暴力としての認知度は、男性よりも女性の方が、ジェンダー意識にとらわれている人よりもジェンダー意識にとらわれていない人の方が高い。
- 暴力は、被害者の人権を侵害する行為であり、決して「多少のこと」で済まされる問題ではない。DVを根絶させるためには、暴力行為の背景にあるジェンダー意識から変革していく必要がある。

☞問題 - 精神的暴力や経済的暴力といった、身体に傷をつけるようなことではない行為は、暴力として十分に認識されていない。特に、男性やジェンダー意識にとらわれている人ほど、暴力としての認知度が低い。

☞取組 - DVの暴力としての認知度を高め、防止するための啓発

### (3) DV被害者(女性が受けたDV)の実態

- 本市における身体的暴力の被害者、精神的暴力・経済的暴力の被害者、及び性的暴力の被害者の割合は、全国と比較してそれぞれ若干高くなっている。
- 本市においては、女性の3人に1人が身体的暴力を、5人に1人が精神的暴力・経済的暴力を、4人に1人が性的暴力を経験しており、継続的にDVを受けている女性の約半数が複数の暴力を受けている。
- 何度もDVを受けている女性は、多種類の暴力を継続的に受けており、精神的に相当なダメージを受けていると想像される。継続的に暴力を受けている人に対する心のケアが必要である。

☞問題 - 本市におけるDV被害者の割合は全国よりも高く、継続的にDVを受けている人の半数は、多種類の暴力を受けている。

☞取組 - 被害女性を救うための相談窓口の充実  
精神的支援の充実

### (4) DV加害者の実態

- 男性の4割～5割が、パートナーに対し大声でどなったり、何を言っても無視し続けたりしたことがある。DVの暴力としての認識度が低い男性の方が、パートナーに対して暴力を振るう人の割合が高い。

☞問題 - DVの暴力としての認識度が低い男性ほど、パートナーに暴力を振るう傾向がある。

☞取組 - 男性のジェンダー意識を高めるための啓発  
加害者への更生支援

### (5) DVと被害者・加害者の隔絶

- DVを受けた女性の4割が、継続的にDVを受けている女性においては6割が、パートナーと別れたいと思ったが別れていない。別れたくても別れなかった理由としては、子どもや経済的不安を挙げる人が多く、特に子育て世代や家計を支えるほどの収入がない女性にとっては、経済的事情が相手と離別する際のネックになっている。
- 経済的な事情のために加害者から隔絶できず、日々DVの恐怖にさらされている被害者を救う為に、DV被害者に対する経済的な支援が必要である。

☞問題 - DV被害者の過半が、子どもや経済的不安などを理由に、パートナーと別れたいと思っても別れずにいる。

☞取組 - 被害者の自立を助けるための支援策の充実

#### (6) DVに関する相談、支援

- DVを受けた女性の6割が、継続的にDVを受けている女性においては5割が、DVについて誰にも相談していない。「相談するほどのことではない」と考えて相談しない人が多く、年齢が高い人には世間体を理由に相談しない人が多い。また、継続的にDVを受けながらも誰にも相談していない人は、暴力を自分のせいと捉え、自分一人で解決しようとする傾向がみられる。
- DVについて誰かに相談した人の6～7割が、友人・知人や家族・親戚といった身近な人に相談しており、愛知県女性相談センターやとよた男女共同参画センターなどの公的機関に相談する人はごくわずかである。また、継続的にDVを受けながらも誰にも相談しなかった人の1割が、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答している。被害者が相談しやすいように、救済策と相談窓口を広く周知することが必要である。
- 被害女性を救うための窓口としては、シェルター機能を持つ相談窓口や気軽に相談できる窓口が必要と捉えられており、具体的な支援としては、経済的支援や心身の健康に関する支援が必要とされている。
- DVを継続的に受けている人は、緊急時に対応してくれる相談窓口や具体的なアドバイスや支援を受けられる相談窓口を必要としており、パートナーから自立して生きていくための具体的な支援の必要性を強く感じている。
- 緊急時に相談できる窓口や、パートナーから自立するための具体的な支援を望むDV被害者が多い一方で、公的機関の相談窓口の存在が知られておらず、利用者が少ないのは残念なことである。DV被害者を救うために、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が受けられるサービスについて広く知らしめていくことが大切である。

☞問題 - 緊急時に相談できる窓口や、パートナーから自立するための具体的な支援を望むDV被害者が多い一方で、DV被害者の半数が誰にも相談しておらず、相談した人についても、大半が身近な人だけに相談している。

☞取組 - 被害者の意識改革  
相談窓口の周知と相談事業の拡充

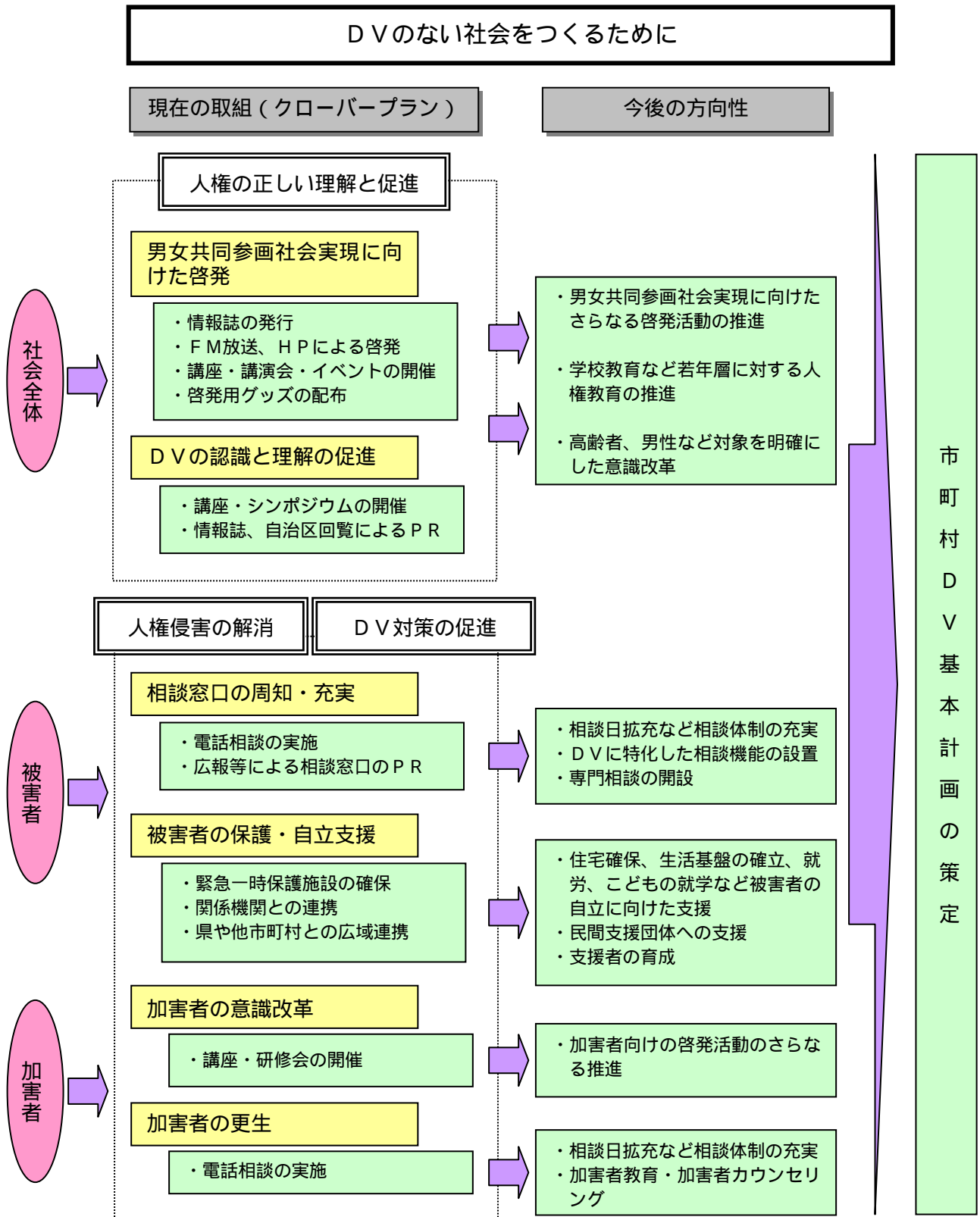
#### (7) DVをなくすために

- 女性、男性共に7割が、DVをなくすためには「人権や男女平等に関する教育」が必要と捉えている。特に、継続的にDVを受けている女性は、教育や広報・啓発活動により、社会に根深いジェンダー意識を変える必要性を強く感じている。

☞問題 - DVをなくすためには、人権や男女平等に関する教育が必要と捉えられている。

☞取組 - 人権や男女平等の理念に基づく学校教育の充実

### III. 豊田市の取組



参考:日常生活における男女の意識と実態に関する調査

調査票

女性アンケート調査票

男性アンケート調査票







この調査票に記入された内容については、統計以外の目的に使ったり、他にもらしたりすることは一切ありませんので、ありのままをご記入ください。

## 日常生活における男女の意識と実態に関する調査 (女性用)

### ご協力をお願い

平素から市政に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。

豊田市では、女性も男性も対等なパートナーとして共に支えあう「男女共同参画社会」の実現に向けて様々な取組みを行っています。

近年、夫婦や恋人間で生じた問題が単なる個人や家庭内の問題ではなく、社会的な問題として取り上げられるようになってきました。

そこで、皆様に日常生活における意識や実態についておたずねし、現状を把握し今後の取組みの参考資料とさせていただきたいと思っております。

本調査は、豊田市にお住まいの **20歳以上の男女各 1,500人** を無作為に選ばせていただきました。調査票に個人のお名前をご記入いただく必要は一切ありません。またご回答いただいた結果は、全て統計的に処理し、回答者個人にご迷惑をおかけすることはありませんので、ありのままにご回答ください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成19年8月

豊田市長 鈴木 公平

#### 【ご記入に際してのお願い】

封筒のあて名の方【ご本人】がお答えください。

質問ごとに「は1つ」「は3つ以内」など指定しておりますので、その数に応じてご回答ください。

回答の際、「問 で と回答された方」となっている場合は、それに応じて、ご回答ください。

回答いただきました調査票は、返信用封筒に入れ

**8月31日(金)までにご返送下さい。(切手不要)**

問合せ先 : とよた男女共同参画センター(キラッ とよた)

豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階

電話 : 31-7780

担当 : 加藤・安田

## 家庭における女・男のあり方についての意識

問1 男女のあり方に関する以下の考え方について、あなたはどのようにお考えになりますか。A～Eそれぞれについてお答えください。（はそれぞれ1つずつ）

同感	どちらかといえば同感	どちらかといえば反対	反対
----	------------	------------	----

- A 「男は仕事、女は家庭」 —— 1 —— 2 —— 3 —— 4 ——
- B 男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう —— 1 —— 2 —— 3 —— 4 ——
- C 女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする —— 1 —— 2 —— 3 —— 4 ——
- D 就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる —— 1 —— 2 —— 3 —— 4 ——
- E 妻は夫の言うことに従う —— 1 —— 2 —— 3 —— 4 ——

## 法律・相談窓口についての認識

問2 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。

- |                            |
|----------------------------|
| 1 法律があることも、その内容も知っている      |
| 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない |
| 3 法律があることも、その内容も知らなかった     |

### DV防止法（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）

従来は家庭内の個人的な問題として被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDV防止法が制定されました。同法律では、ドメスティック・バイオレンス（DV）から被害者を保護するため、地方裁判所が暴力を振るう配偶者への6カ月間の接近禁止と、住居からの2週間の退去命令を出す「保護命令制度」を創設し、命令違反に対しては1年以下の懲役または百万円以下の罰金刑を科しています。2004年の法改正では、暴力の定義に、精神的暴力や性的暴力も含まれることになったほか、離婚後の保護命令の申立や被害者と同居している子どもへの接近禁止命令も可能になりました。

問3 あなたは、豊田市に配偶者からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。

- |         |
|---------|
| 1 知っている |
| 2 知らない  |

豊田市には、以下のような配偶者からの暴力について相談できる窓口があります

女性のための電話相談室クローバーコール（ 33-9680 相談時間火・木・土 10時～16時・金 13時～19時）  
 市民相談課（ 34-6626 ） 子ども家庭課（ 34-6636 ） 生活福祉課（ 34-6635 ）  
 豊田警察署（ 35-0110 ） 足助警察署（ 62-0110 ） 県女性相談センター豊田加茂駐在室（ 33-0294 ）

## 夫・恋人から女性に対する態度・行為についての意識

問4 次のA～Wの行為が夫（事実婚や別居中を含む）や恋人から行われた場合、あなたはどのように思われますか。（ はそれぞれ1つずつ）

どんな場合 も暴力にあ たると思う	暴力の場 合とそう い場合が あると思 う	暴力にあ たると思 わない
-------------------------	-----------------------------------	---------------------

- |  |   |    |   |       |   |       |   |       |
|--|---|----|---|-------|---|-------|---|-------|
| A 平手で打つ                                | A | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| B 足でける                                 | B | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| C 身体を傷つける可能性のある物でなく                    | C | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| D 刃物などを突きつけて、おどす                       | D | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| E なくるふりや物をなげつけるふりをして、おどす               | E | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| F 物をなげつける                              | F | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| G 家具などの物にあたる                           | G | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| H 髪をひっぱる                               | H | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| I 何を言っても無視し続ける                         | I | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| J 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする | J | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「役立たず」などとのしる       | K | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| L 大声でどなる                               | L | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| M 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする       | M | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| N 生活費を渡さない                             | N | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| O 必要最低限の生活費だけしか渡さない                    | O | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| P 職についたり仕事を続けることに反対する                  | P | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| Q 収入や財産について何一つ教えない                     | Q | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| R いやがっているのに性的な行為を強要する                  | R | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| S 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる             | S | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| T 中絶を強要する                              | T | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| U 避妊に協力しない                             | U | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| V 子どもの前でなくる・どなる                        | V | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |
| W 子どもにやつあたりする                          | W | —— | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 | ----- |

問5 問4の「A～W」のうち「3 暴力にあたると思わない」が1つでもある方にお聞きします。  
 そう思われる理由は何ですか。(はいくつでも)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 妻は夫に従うものだから             |
| 2 夫婦間なら多少のことは問題ないと思うから    |
| 3 けがをするようなことではないから        |
| 4 夫は家長であり家庭の中では一番偉いから     |
| 5 夫が家計を支えているから            |
| 6 自分の両親も行なっていて、当たり前だと思うから |
| 7 その他( )                  |

**夫・恋人から女性に対する行為・態度の実態**

過去も現在も夫や恋人がいない方は問17へお進みください。

問6 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けたことがありますか。(は1つ)

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1 何度もあった | 2 1、2度あった | 3 まったくない |
|----------|-----------|----------|

.....▶ 問8へ

問7 問6で「1 何度もあった」「2 1、2度あった」と回答した方にお聞きします。  
 あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。(はそれぞれ1つずつ)

何度もあった	1、2度あった	まったくない
--------	---------	--------

- |                      |       |       |       |
|----------------------|-------|-------|-------|
| a 平手で打つ              | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| b 足でける               | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| c 身体を傷つける可能性のある物でなぐる | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| d 刃物などを突きつけて、おどす     | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| e なぐるふりをして、おどす       | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| f 物をなげつける            | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| g 家具などの物にあたる         | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |
| h 髪をひっぱる             | ___ 1 | ___ 2 | ___ 3 |

問8 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けたことがありますか。(は1つ)

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1 何度もあった | 2 1、2度あった | 3 まったくない |
|----------|-----------|----------|

.....▶ 問10へ

問9 問8で「1 何度もあった」「2 1、2度あった」と回答した方にお聞きします。

あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。( はそれぞれ1つずつ)

	何ども あった	1、2度 あった	まったく ない
何を言っても無視し続ける	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
j 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
k 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「役立たず」などとののしる	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
l 大声でどなる	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
m 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
n 生活費を渡さない	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
o 必要最低限の生活費だけしか渡さない	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
p 職についたり仕事を続けることに反対する	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
q 収入や財産について何一つ教えない	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
r 子どもの前でなぐる・どなる	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
s 子どもにやつあたりする	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----

問10 あなたはこれまでにあなたの夫や恋人から、いやがっているのに性的な行為を強要されたことがありますか。( は1つ)

1 何どもあった	2 1、2度あった	3 まったくない
----------	-----------	----------

.....▶ 問12へ

問11 問10で「1 何どもあった」「2 1、2度あった」と回答した方にお聞きします。

あなたは夫や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。( はそれぞれ1つずつ)

	何ども あった	1、2度 あった	まったく ない
t 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
u 中絶を強要する	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----
v 避妊に協力しない	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----

問12 問6、問8、問10のうち「1 何どもあった」「2 1、2度あった」が1つでもある方(経験がある方)にお聞きします。(それ以外の方は「問17」へお進みください)

あなたは、そのような行為を受けたとき、どうしましたか。( は1つ)

1 相手と別れた
2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった
3 別れたい(別れよう)とは思わなかった

問 13 問 12 で「 2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。  
(それ以外の方は「問 14」へお進みください。)  
あなたが、相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。( は1つ)

- |                            |
|----------------------------|
| 1 相手の反応が怖かったから             |
| 2 経済的な不安があったから             |
| 3 子どものためには一緒に居たほうがいいと思ったから |
| 4 世間体を気にしたから               |
| 5 相手には自分が必要だと思ったから         |
| 6 これ以上は繰り返されないと考えたから       |
| 7 これ以上は繰り返さないと約束したから       |
| 8 周囲の人から、別れることに反対されたから     |
| 9 相手が別れることに同意しなかったから       |
| 10 その他(具体的に)               |

問 14 これらの行為についてだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。( は1つ)

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1 相談した | 2 どこ(だれ)にも相談しなかった |
|--------|-------------------|

問 15 問 14 で「 1 相談した」と回答された方にお聞きします。  
これらの行為についてだれに打ち明けたり、相談したりしましたか。( はいくつでも)

問 16 へ

- |                            |
|----------------------------|
| 1 警察に相談した                  |
| 2 愛知県女性相談センターに相談した         |
| 3 市役所やとよた男女共同参画センターに相談した   |
| 4 女性のための電話相談室クローバーコールに相談した |
| 5 民間の相談機関に相談した             |
| 6 弁護士に相談した                 |
| 7 医師に相談した                  |
| 8 友人・知人に相談した               |
| 9 家族・親戚に相談した               |
| 10 民生委員に相談した               |
| 11 その他(具体的に)               |

問 16 問 14 で「 2 どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。( はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1 どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから                |
| 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから                      |
| 3 相談してもわかってもらえないと思ったから                    |
| 4 相談したことがわかって仕返しを受けたり、また同じような行為をされると思ったから |
| 5 相談窓口でいやな思いをすと思ったから                      |
| 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから         |
| 7 世間体が悪いから                                |
| 8 他人を巻き込みたくなかったから                         |
| 9 被害を受けたことを思い出したくなかったから                   |
| 10 自分にも悪いところがあると思ったから                     |
| 11 相談するほどのことではないと思ったから                    |
| 12 子どもに危害が及ぶと思ったから                        |
| 13 その他(具体的に)                              |

## ドメスティック・バイオレンス防止策について

問 17 全ての方にお聞きします。夫や恋人からの女性に対する暴力をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。（はいいくつでも）

- 1 人権や男女平等に関する教育を幼い頃から進めること
- 2 メディアを活用して広報・啓発活動を行うこと
- 3 女性に対する暴力を助長するおそれのある情報を取り締まること
- 4 暴力をふるったことのあるものに対して教育を行うこと
- 5 加害者への罰則を強化すること
- 6 加害者へのカウンセリングによって、加害者が自分の感情をコントロールできるようになること
- 7 被害者へのカウンセリングによって、被害者が自分に自信を取り戻すこと
- 8 警察の介入を強めること
- 9 その他（具体的に

問 18 被害を受けた女性を救うための相談窓口・相談施設としてどのようなものが必要だと思いますか。（は2つ以内）

- 1 気軽に相談できる身近な相談窓口
- 2 夜間休日も相談に応じてくれる相談窓口
- 3 専門知識をもつ相談員のいる相談窓口
- 4 シェルター（緊急一時保護施設）機能をもつ相談施設
- 5 精神的支援（心理カウンセリング）などのできる相談窓口
- 6 DV専門の相談窓口
- 7 その他（具体的に

問 19 被害を受けた女性を救うための支援としてどのようなことが必要だと思いますか。（は3つ以内）

- 1 住宅確保に関する支援
- 2 就労に関する支援
- 3 経済的な支援
- 4 各種手続きに関する支援
- 5 こころと体の健康に関する支援
- 6 子どもに関する支援
- 7 裁判・調停に関する支援
- 8 加害者への対応に関する支援
- 9 情報保護（住民基本台帳の閲覧制限など）
- 10 相談機関や女性相談員等による相談や情報提供
- 11 その他（具体的に

## 女性の人権やドメスティック・バイオレンスに関する知識

問 20 あなたは次に示す用語をどの程度ご存じですか。次の a ~ f についてお答えください。( はそれぞれ 1 つずつ)

	内容まで 知っている	聞いたこと がある	知らない
a ジェンダー	1	2	3
b ドメスティック・バイオレンス (DV)	1	2	3
c 女性のための電話相談室クローバーコール	1	2	3
d とよた男女共同参画センター (キラッ とよた)	1	2	3
e 男女共同参画社会	1	2	3
f シェルター	1	2	3

### 用語解説

#### a ジェンダー

生物学的な性別ではなく、『女らしさ、男らしさ』など文化的・社会的につくられた性差をさします。この意識が根底にあることが、例えば「男は仕事・女は家庭」という性別役割分業などのように、個人の個性や能力と関わりなく、「男・女」の性別による役割が与えられ、結果として男性も女性も生き方の幅を狭められています。

#### b ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫 (事実婚、別居を含む) やパートナーから女性への暴力をいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。また、子どもに暴力をみせることも含まれます。親密な関係の男女間のことであっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が行われた場合は犯罪となります。

#### c 女性のための電話相談室クローバーコール (クローバーコール専用電話 : 33-9680)

豊田市が運営する、悩みや問題をかかえた女性のための無料電話相談。専門の女性相談員が問題解決の支援を行っています。相談時間は、火・木・土曜日の 10 時 ~ 16 時と、金曜日の 13 時 ~ 19 時です。

#### d とよた男女共同参画センター (キラッ とよた) (豊田産業文化センター 2 階 電話 : 31-7780)

豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設であり、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っています。

#### e 男女共同参画社会

女性と男性が社会を構成する対等なメンバーとして、政治や仕事、家庭などあらゆる分野に参画し、喜びも責任も、ともに分かち合う社会をいいます。

#### f シェルター

DV 被害女性が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設のことで、保護施設の機能のほかに、被害者の自立支援に向けた準備の場としての役割も果たしています。



最後に、あなたご自身のことについてご記入ください。

F 1 あなたの年齢は。

- |          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| 1 20～29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 | 4 50歳以上 |
|----------|----------|----------|---------|

F 2 あなたの職業は。

- |                 |                       |           |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| 1 農林漁業          | 2 自営業・家業（商店、開業医、著述業等） | 3 公務員・会社員 |
| 4 パート・アルバイト・嘱託等 | 5 専業主婦                | 6 学生      |
| 7 無職            | 8 その他（                | ）         |

F 3 あなたには夫（内縁関係も含む）や特定の恋人がいますか。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1 同居の夫がいる（内縁関係を含む） | 2 別居の夫がいる           |
| 3 同棲している恋人がいる      | 4 同棲はしていないが特定の恋人がいる |
| 5 夫や恋人はいない……………▶   | F 6へ                |

F 4 夫や恋人の年齢は。

- |        |          |          |         |
|--------|----------|----------|---------|
| 1 ～29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 | 4 50歳以上 |
|--------|----------|----------|---------|

F 5 夫や恋人の職業は。

- |                 |                       |           |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| 1 農林漁業          | 2 自営業・家業（商店、開業医、著述業等） | 3 公務員・会社員 |
| 4 パート・アルバイト・嘱託等 | 5 専業主夫                | 6 学生      |
| 7 無職            | 8 その他（                | ）         |

F 6 あなたと同居している人全てに 印をつけてください。

- |                     |               |             |
|---------------------|---------------|-------------|
| 1 夫・恋人              | 2 夫・恋人の親      | 3 あなたの親     |
| 4 あなたの子ども（未成年）      | 5 あなたの子ども（成年） | 6 夫・恋人の兄弟姉妹 |
| 7 あなたの兄弟姉妹          | 8 その他（        | ）           |
| 9 同居の家族はいない（ひとり暮らし） |               |             |

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。





この調査票に記入された内容については、統計以外の目的に使ったり、他にもらしたりすることは一切ありませんので、ありのままをご記入ください。

## 日常生活における男女の意識と実態に関する調査 (男性用)

### ご協力をお願い

平素から市政に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。

豊田市では、女性も男性も対等なパートナーとして共に支えあう「男女共同参画社会」の実現に向けて様々な取組みを行っています。

近年、夫婦や恋人間で生じた問題が単なる個人や家庭内の問題ではなく、社会的な問題として取り上げられるようになってきました。

そこで、皆様に日常生活における意識や実態についておたずねし、現状を把握し今後の取組みの参考資料とさせていただきたいと思っております。

本調査は、豊田市にお住まいの **20歳以上の男女各 1,500人** を無作為に選ばせていただきました。調査票に個人のお名前をご記入いただく必要は一切ありません。またご回答いただいた結果は、全て統計的に処理し、回答者個人にご迷惑をおかけすることはありませんので、ありのままにご回答ください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成19年8月

豊田市長 鈴木 公平

#### 【ご記入に際してのお願い】

封筒のあて名の方【ご本人】がお答えください。

質問ごとに「は1つ」「は3つ以内」など指定しておりますので、その数に応じてご回答ください。

回答の際、「問 で と回答された方」となっている場合は、それに応じて、ご回答ください。

回答いただきました調査票は、返信用封筒に入れ

**8月31日(金)までにご返送下さい。(切手不要)**

問合せ先 : とよた男女共同参画センター(キラッ とよた)

豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階

電話: 31-7780

担当: 加藤・安田

## 家庭における男・女のあり方についての意識

問1 男女のあり方に関する以下の考え方について、あなたはどのようにお考えになりますか。A～E それぞれについてお答えください。（ はそれぞれ1つずつ）

同感	どちらかといえば同感	どちらかといえば反対	反対
----	------------	------------	----

- A 「男は仕事、女は家庭」 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4
- B 男は「男らしく」、女は「女らしく」ふるまう 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4
- C 女性は仕事を持って、家事・育児もきちんとする 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4
- D 就学前の子どもは父親より母親が面倒をみる 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4
- E 妻は夫の言うことに従う 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4

## 法律・相談窓口についての認識

問2 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。

- 1 法律があることも、その内容も知っている
- 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3 法律があることも、その内容も知らなかった

### DV防止法（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）

従来は家庭内の個人的な問題として被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにDV防止法が制定されました。同法律では、ドメスティック・バイオレンス（DV）から被害者を保護するため、地方裁判所が暴力を振るう配偶者への6カ月間の接近禁止と、住居からの2週間の退去命令を出す「保護命令制度」を創設し、命令違反に対しては1年以下の懲役または百万円以下の罰金刑を科しています。2004年の法改正では、暴力の定義に、精神的暴力や性的暴力も含まれることになったほか、離婚後の保護命令の申立や被害者と同居している子どもへの接近禁止命令も可能になりました。

問3 あなたは、豊田市に男性の悩みを相談できる電話相談室「メンズコール とよた」があることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 知らない

豊田市には、「男性のための電話相談室メンズコール とよた」（専用電話：37-0034）があります。

豊田市が運営する、悩みや問題をかかえた男性のための無料電話相談。専門の男性カウンセラーが問題解決の支援を行っています。相談時間は、毎月第2・第4金曜日の18時～20時です。

## 夫・恋人から女性に対する態度・行為についての意識

問4 次のA～Wの行為が夫（事実婚や別居中を含む）や恋人から女性に対して行われた場合、あなたは  
どう思われますか。（ はそれぞれ1つずつ）

どんな場合 も暴力にあ たると思う	暴力の場 合とそう でいい場 合があ ると思う	暴力にあ たると 思わ ない
-------------------------	-------------------------------------	-------------------------

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| A 平手で打つ                                    | A ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| B 足でける                                     | B ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| C 身体を傷つける可能性のある物でなく                        | C ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| D 刃物などを突きつけて、おどす                           | D ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| E なくるふりや物をなげつけるふりをして、おどす                   | E ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| F 物をなげつける                                  | F ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| G 家具などの物にあたる                               | G ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| H 髪をひっぱる                                   | H ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| I 何を言っても無視し続ける                             | I ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| J 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かく<br>チェックしたりする | J ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「役立たず」など<br>ののしる       | K ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| L 大声でどなる                                   | L ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| M 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったり<br>する       | M ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| N 生活費を渡さない                                 | N ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| O 必要最低限の生活費だけしか渡さない                        | O ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| P 職についたり仕事を続けることに反対する                      | P ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| Q 収入や財産について何一つ教えない                         | Q ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| R いやがっているのに性的な行為を強要する                      | R ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| S 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる                 | S ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| T 中絶を強要する                                  | T ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| U 避妊に協力しない                                 | U ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| V 子どもの前でなくる・どなる                            | V ——— 1 ————— 2 ——— 3 |
| W 子どもにやつあたりする                              | W ——— 1 ————— 2 ——— 3 |

問5 問4の「A～W」のうち「3 暴力にあたると思わない」が1つでもある方にお聞きします。そう思われる理由は何ですか。(はいいくつでも)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 妻は夫に従うものだから             |
| 2 夫婦間なら多少のことは問題ないと思うから    |
| 3 けがをするようなことではないから        |
| 4 夫は家長であり家庭の中では一番偉いから     |
| 5 夫が家計を支えているから            |
| 6 自分の両親も行なっていて、当たり前だと思うから |
| 7 その他(具体的に)               |

**夫・恋人から女性に対する行為・態度の実態**

過去も現在も妻や恋人がいない方は問12へお進みください。

問6 あなたはこれまでにあなたの妻や恋人に、次のことをしたことがありますか。(はそれぞれ1つずつ)

	何度もある	1、2度ある	まったくない
A 平手で打つ	A — 1	----- 2	----- 3
B 足でける	B — 1	----- 2	----- 3
C 身体を傷つける可能性のある物でなくる	C — 1	----- 2	----- 3
D 刃物などを突きつけて、おどす	D — 1	----- 2	----- 3
E なくるふりや物をなげつけるふりをして、おどす	E — 1	----- 2	----- 3
F 物をなげつける	F — 1	----- 2	----- 3
G 家具などの物にあたる	G — 1	----- 2	----- 3
H 髪をひっぱる	H — 1	----- 2	----- 3
I 何を言っても無視し続ける	I — 1	----- 2	----- 3
J 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする	J — 1	----- 2	----- 3
K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う	K — 1	----- 2	----- 3
L 大声でどなる	L — 1	----- 2	----- 3
M 人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする	M — 1	----- 2	----- 3
N 生活費を渡さない	N — 1	----- 2	----- 3
O 必要最低限の生活費だけしか渡さない	O — 1	----- 2	----- 3
P 職についたり仕事を続けることに反対する	P — 1	----- 2	----- 3
Q 収入や財産について何一つ教えない	Q — 1	----- 2	----- 3
	1	2	3

- R いやがっているのに性的な行為を強要する
- S 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- T 中絶を強要する
- U 避妊に協力しない
- V 子どもの前でなぐる・どなる
- W 子どもにやつあたりする

- R \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3
- |                       |                        |                            |
|-----------------------|------------------------|----------------------------|
| 何<br>度<br>も<br>あ<br>る | 1、<br>2<br>度<br>あ<br>る | ま<br>っ<br>た<br>く<br>な<br>い |
|-----------------------|------------------------|----------------------------|
- S \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3
- T \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3
- U \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3
- V \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3
- W \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3

問7 問6の「A～W」のうち「1 何度もある」「2 1、2度ある」が1つでもある方（経験がある方）にお聞きします。（それ以外の方は「問12」へお進みください。）

そのような行為を与えたとき、相手は別れようと言いましたか。（は1つ）

- 1 別れようと言わなかった .....▶ 問9へ
- 2 別れようと言われたが、別れなかった
- 3 相手と別れた .....▶ 問9へ

問8 問7で「2 別れようと言われたが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。（それ以外の方は「問9」へお進みください。）

あなたが、相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。（は1つ）

- 1 これ以上繰り返さないと約束したから
- 2 日常生活に不安があったから（家事など含めて）
- 3 子どものためには一緒に居たほうがいいと思ったから
- 4 世間体を気にしたから
- 5 社会人としての信用を失いたくなかったから
- 6 自分には相手が必要だと思ったから
- 7 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 8 別れることに自分が同意しなかった
- 9 その他(具体的に \_\_\_\_\_)

問9 これらの行為についてだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（は1つ）

- 1 相談した
- 2 どこ(だれ)にも相談しなかった

.....▶ 問11へ

問10 問9で「1 相談した」と回答された方にお聞きします。

これらの行為についてだれに打ち明けたり、相談したりしましたか。（はいくつでも）

- 1 男性のための電話相談室メンズコール とよたに相談した
- 2 市役所に相談した
- 3 民間の相談機関に相談した
- 4 カウンセラーに相談した
- 5 医師に相談した
- 6 友人・知人に相談した
- 7 家族・親戚に相談した
- 8 民生委員に相談した
- 9 その他（具体的に )

問 11 問 9 で「2 どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答された方にお聞きします。  
その理由は何ですか。（はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもわかってもらえないと思ったから
- 4 相談窓口でいやな思いをすと思ったから
- 5 世間体が悪いから
- 6 相談するほどのことではないと思ったから
- 7 悪いことだと思わないから
- 8 その他（具体的に )

## ドメスティック・バイオレンス防止策について

問 12 全ての方にお聞きします。夫や恋人からの女性に対する暴力をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。（はいくつでも）

- 1 人権や男女平等に関する教育を幼い頃から進めること
- 2 メディアを活用して広報・啓発活動を行うこと
- 3 女性に対する暴力を助長するおそれのある情報を取り締まること
- 4 暴力をふるったことのあるものに対して教育を行うこと
- 5 加害者への罰則を強化すること
- 6 加害者へのカウンセリングなどによって、加害者が自分の感情をコントロールできるようになること
- 7 被害者へのカウンセリングなどによって、被害者が自分に自信を取り戻すこと
- 8 警察の介入を強めること
- 9 その他（具体的に )

問 13 暴力をふるってしまう男性が、それをやめるための支援としてどのようなことが必要だと思いますか。（はいくつでも）



- 1 相談機関や相談員等による相談や情報提供
- 2 心理カウンセリングなどによる精神的支援
- 3 暴力を克服するためのワークショップ
- 4 その他（具体的に

)

## 女性の人権やドメスティック・バイオレンスに関する知識

問 14 あなたは次に示す用語をどの程度ご存じですか。次の a ~ d についてお答えください。（ はそれぞれ 1 つずつ）

	内容まで 知っている	聞いたこと がある	知らない
a ジェンダー	1	2	3
b ドメスティック・バイオレンス（DV）	1	2	3
c とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）	1	2	3
d 男女共同参画社会	1	2	3

### 【用語解説】

#### a ジェンダー

生物学的な性別ではなく、『女らしさ、男らしさ』など文化的・社会的につくられた性差をさします。この意識が根底にあることが、例えば「男は仕事・女は家庭」という性別役割分業などのように、個人の個性や能力と関わりなく、「男・女」の性別による役割が与えられ、結果として男性も女性も生き方の幅を狭められています。

#### b ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫（事実婚、別居を含む）やパートナーから女性への暴力をいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。また、子どもに暴力をみせることも含まれます。親密な関係の男女間のことであっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が行われた場合は犯罪となります。

#### c とよた男女共同参画センター（キラッ とよた）（豊田産業文化センター 2 階 電話：31-7780）

豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設であり、情報誌の発行、セミナー・講座や

イベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っています。

d 男女共同参画社会

女性と男性が社会を構成する対等なメンバーとして、政治や仕事、家庭などあらゆる分野に参画し、喜びも責任も、ともに分かち合う社会をいいます。

最後に、あなたご自身のことについてご記入ください。

F 1 あなたの年齢は。

- |          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| 1 20～29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 | 4 50歳以上 |
|----------|----------|----------|---------|

F 2 あなたの職業は。

- |                 |                       |           |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| 1 農林漁業          | 2 自営業・家業（商店、開業医、著述業等） | 3 公務員・会社員 |
| 4 パート・アルバイト・嘱託等 | 5 専業主夫                | 6 学生      |
| 7 無職            | 8 その他（                | ）         |

F 3 あなたには妻（内縁関係も含む）や特定の恋人がいますか。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1 同居の妻がいる（内縁関係を含む） | 2 別居の妻がいる           |
| 3 同棲している恋人がいる      | 4 同棲はしていないが特定の恋人がいる |
| 5 妻や恋人はいない ……………▶  | F 6 へ               |

F 4 妻や恋人の年齢は。

- |        |          |          |         |
|--------|----------|----------|---------|
| 1 ~29歳 | 2 30～39歳 | 3 40～49歳 | 4 50歳以上 |
|--------|----------|----------|---------|

F 5 妻や恋人の職業は。

1 農林漁業	2 自営業・家業（商店、開業医、著述業等）	3 公務員・会社員
4 パート・アルバイト・嘱託等	5 専業主婦	6 学生
7 無職	8 その他（	）

F 6 あなたと同居している人全てに 印をつけてください。

1 妻・恋人	2 妻・恋人の親	3 あなたの親
4 あなたの子ども（未成年）	5 あなたの子ども（成年）	6 妻・恋人の兄弟姉妹
7 あなたの兄弟姉妹	8 その他（	）
9 同居の家族はいない（ひとり暮らし）		

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。